

# 第7次 島原市市勢振興計画

## 2020-2029

島原市



## はじめに

島原市では、本市のまちづくりの指針となる市勢振興計画を昭和37年より策定し、社会情勢に合わせながら改定を重ねてきましたが、今般、令和2年度からの新たな計画となる、第7次島原市市勢振興計画を策定しました。

前計画である第6次計画策定から10年が経過し、社会を取り巻く環境が変化していることから、本市においても時代認識を新たにし、第7次計画を策定したものであります。



人口減少や少子高齢化が進む中、本市が持続可能な地域社会であるためには、行政だけで公共の主体を担っていくのではなく、市民と行政がこれまで以上に協働していくことが求められています。今回の計画策定にあたりまして、「市民アンケート」や「まちづくり座談会」において市民の声を直接聞きながら、また、「島原市市勢振興計画審議会」において様々な分野の代表者からご意見をいただきながら策定しております。

市民の声や審議会での審議を踏まえながら策定した本計画をこれから実行していくこととなりますが、より一層市民と協働しながら計画を実行していくことで、先人から受け継がれてきた島原の魅力や誇りをさらに創り磨き上げ、市民の皆様と一緒に未来へつないでいきます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、ご意見やご尽力を賜りました、市民の皆様、市勢振興計画審議会委員並びに市議会議員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2年3月

島原市長 古川 隆三郎



## 第1編 基本構想

---

<b>第1章</b>	市勢振興計画策定にあたって	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけと役割	2
3	計画の構成と計画期間	3
<b>第2章</b>	計画の基本的な視点	4
1	島原市の現在の姿	4
2	時代認識と本市に求められる取り組みの整理	9
3	これからのまちづくりを進めるうえで大切なこと	13
<b>第3章</b>	将来の島原市について	14
	目指す将来像、基本理念	14
<b>第4章</b>	基本目標	16
	基本目標1：自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり	16
	基本目標2：安全安心で住みよいまちづくり	16
	基本目標3：賑わいと活力を興すまちづくり	16
	基本目標4：健康で自立と生きがいを支えるまちづくり	17
	基本目標5：将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり	17
	基本目標6：持続可能なまちづくりを支える市政運営	17
<b>第5章</b>	人口指標	19
<b>第6章</b>	施策体系	20

## 第2編 基本計画

---

	基本計画の目的と計画期間	21
1	基本計画の目的	21
2	計画期間	21
	重点プロジェクト（前期基本計画）	22
<b>基本目標1</b>	自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり	32
施策1-1	自然と歴史、都市機能が調和するまち	32
施策1-2	地域や暮らしをつなぐまち	36
施策1-3	豊かな水を守り、活かすまち	40
<b>基本目標2</b>	安全安心で住みよいまちづくり	43
施策2-1	快適に住まうまち	43
施策2-2	環境にやさしく暮らすまち	47
施策2-3	いざというときに備えるまち	50
施策2-4	地域の安全を守るまち	53
<b>基本目標3</b>	賑わいと活力を興すまちづくり	56
施策3-1	自然の恵みを供給するまち	56
施策3-2	水産資源を守り育てるまち	59

施策3-3	暮らしを支える商工業のまち	61
施策3-4	訪れてみたい、魅力のあるまち	64
施策3-5	新たな活力を育むまち	67
<b>基本目標4</b>	<b>健康で自立と生きがいを支えるまちづくり</b>	70
施策4-1	生涯を通じて健康に暮らすまち	70
施策4-2	安心して医療を受けられるまち	73
施策4-3	身近な支え合い、助け合いのあるまち	75
施策4-4	安心して子育てできるまち	78
施策4-5	いきいきと高齢期を過ごせるまち	81
施策4-6	自分らしい生活を目指せるまち	84
<b>基本目標5</b>	<b>将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり</b>	87
施策5-1	いきいきと学び育つまち	87
施策5-2	心の豊かさ、交流を生むまち	90
施策5-3	スポーツでつながりをつくるまち	93
施策5-4	ふるさと島原を継承するまち	97
<b>基本目標6</b>	<b>持続可能なまちづくりを支える市政運営</b>	99
施策6-1	お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち	99
施策6-2	信頼ある行財政運営を推進するまち	103
施策6-3	島原半島の発展を担うまち	106
前期基本計画指標		109
SDGsに対応した施策体系		114

## 資料編

1	策定経過	117
2	島原市市勢振興計画審議会	118
(1)	島原市市勢振興計画審議会条例	118
(2)	答申	120
(3)	島原市市勢振興計画審議会委員名簿	121
3	市民アンケート調査	122
(1)	実施概要	122
(2)	集計結果概要	123
4	まちづくり座談会	137
(1)	実施概要	137
(2)	座談会意見概要	137
5	用語解説	139

# ひと まち 暮らし



## 第1編

# 基本構想





# 第1章 市勢振興計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的

私たちのまち島原市（以下「本市」とします。）では、昭和37年（1962）より「島原市市勢振興計画」を策定しており、平成22年（2010）3月には、平成31年度（2019）までを計画期間とする第6次島原市市勢振興計画を策定しています。

第6次島原市市勢振興計画では、平成2年（1990）の雲仙普賢岳噴火災害からの復旧・復興、そして合併という歴史的な出来事の後に策定する最初の計画として、また、島原市と有明町それぞれで育まれてきた歴史と魅力を継承する計画として、「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」を将来像に掲げ、「島原半島の中心都市づくり」「交通・情報ネットワークづくり」「安全・安心な暮らしづくり」「特色ある産業づくり」「健康で誇り高く暮らせる『ひとづくり』重視の都市づくり」の5つを都市づくりビジョンとして定め、各分野の施策推進に努めてきました。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展、市民の意識・価値観の多様化、さらには地球規模での環境問題など、市内外を取り巻く社会経済情勢は著しく変化してきており、新たな発想で長期的な視野に立った制度や仕組みの再構築が求められています。

このような中で、今後さらに厳しさを増すことが予想される本市の財政状況等も勘案し、地域資源や魅力を生かし、持続可能なまちづくりを計画的に実現するため、「地方創生」に取り組むとともに、これからの時代にふさわしい、誇りの持てるまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、本市の目指す将来の姿とその実現のための政策をまとめ、更なる市勢発展に結びつけていくために、新たなまちづくりの指針となる第7次島原市市勢振興計画（以下「本計画」とします。）を策定するものです。



## 2 計画の位置づけと役割

島原市市勢振興計画は、本市を取り巻く様々な暮らしの課題を解決し、固有の魅力を高め、今後の市政運営の中長期的な方向性を示す、本市のまちづくりの最も基本となる最上位の計画です。

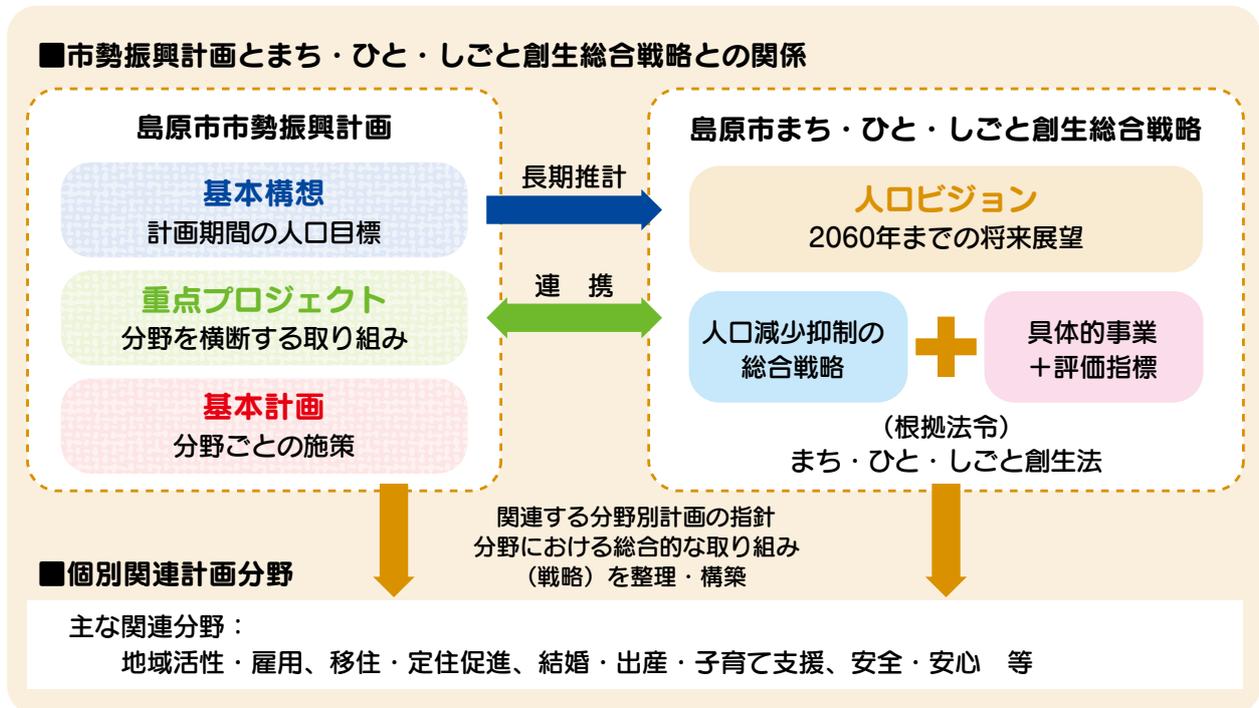
また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市の将来像の実現に向けて、多様な主体がまちづくりの方向とそれぞれの役割を理解し、市民一人ひとりに寄り添い、共に取り組んでいくための指針となるものです。

一方で、市ではこれまでも多くの計画を策定しています。これらの計画は、保健福祉、環境、生活基盤、行財政運営など、各分野における法制度の制定・改正や直面する課題などに対応するために、市政運営上、必要に応じて策定してきたものです。

したがって、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置づけます。

なお、地方創生に向けて推進を図る「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、「しごとをつくり、安心して働けるようにする」「新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」の4分野を政策の基本的な柱として掲げ、本計画での取り組みと相互に連動した事業の推進を図ります。

図表 (参考) 市勢振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

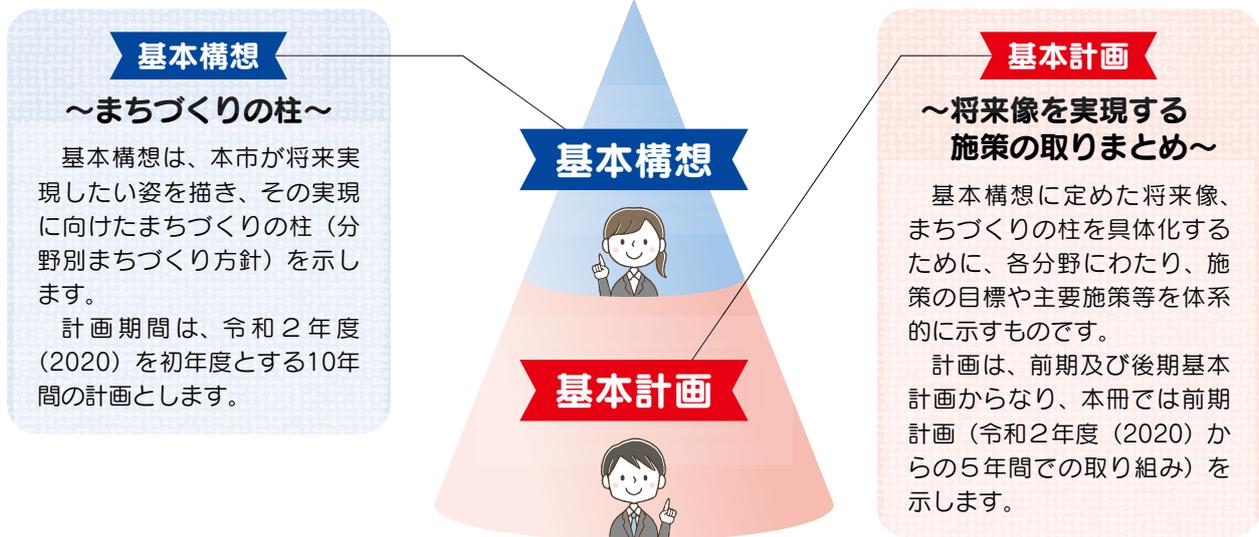


### 3 計画の構成と計画期間

#### (1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されます。

図表 計画の構成



#### (2) 計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

図表 計画期間

	令和 2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
基本構想	←—————→									
基本計画	←————— <b>前期基本計画</b> —————→					←————— <b>後期基本計画</b> —————→				

※後期基本計画は、前期基本計画の検証や社会情勢を踏まえたうえで策定します。

## 第2章 計画の基本的な視点

### 1 島原市の現在の姿

#### (1) 島原市の位置・地勢

本市は、長崎県の南東部にある島原半島の東部に位置し、市域の北西は雲仙市、南は南島原市と接しています。面積は82.96km<sup>2</sup>で、島原半島の約18%を占めています。

中央部の眉山（標高819m）を中心として東側の有明海へ伸びる傾斜地となっており、市域の北部から中央部にかけては、標高1,483mの平成新山から有明海に向かって県下でも有数の田園地帯と市街地が広がっています。

眉山や普賢岳に象徴されるような火山地形は、崩壊や噴火により被害をもたらした反面、海岸沿いの美しい景観や「水の都」と呼ばれるように豊富な湧水の恵みをもたらしており、風光明媚な都市景観を形成しています。

また、本市の位置する島原半島は、国立公園に初めて指定された雲仙天草国立公園に含まれ、日本初の世界ジオパークに認定されるなど豊かな自然に恵まれています。

#### (2) 沿革

本市は、古くから島原半島の先駆的地域としての役割を担ってきました。

江戸時代には、松平7万石の城下町として半島の政治、経済、教育・文化の中核的地位と役割を果たし、その間、寛永14年（1637）の島原の乱や、寛政4年（1792）の眉山の大崩壊（島原大変）など、全国的にも稀にみる歴史的な経験を経してきました。

この2つの大きな動乱と地変を経て明治維新を迎え、明治11年（1878）、旧城下町は島原村、島原町、湊町となり、その後、大正13年（1924）に島原町となりました。

昭和15年（1940）4月には長崎県下で3番目、全国で153番目に市制を施行し、昭和30年（1955）には三会村、平成18年（2006）1月1日には有明町と合併し、現在の島原市が誕生しました。

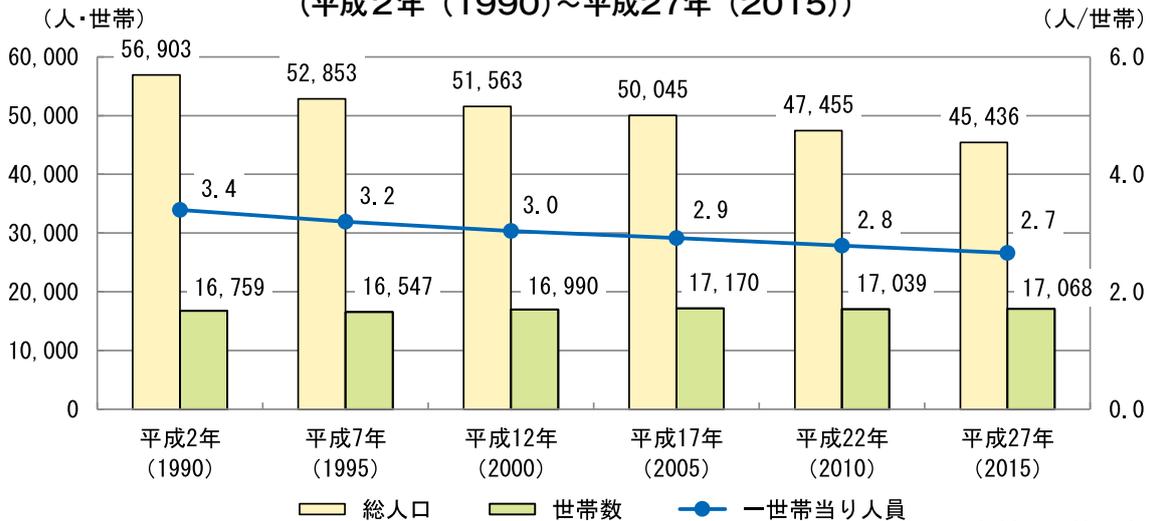
また、平成2年（1990）11月17日には、雲仙普賢岳が噴火し、平成3年（1991）6月3日に発生した噴火災害では、43名もの尊い人命が奪われるとともに、平成8年（1996）6月の終息宣言までの長きにわたり、多数の家屋や土地が被災するなど、苦難の時を歩みました。しかしながら、国県の支援や全国から寄せられたお見舞いや義援金、市民をはじめ多くの方々の努力により復興を果たし、今日に至っています。

### (3) 人口・世帯（総数）の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成27年（2015）では、45,436人、平成17年（2005）からの10年間で、4,609人（年平均約461人）減少しています。

また、世帯数は横ばいな状況の中、一世帯当たり人員は減少推移となっており、平成27年（2015）で17,068世帯、一世帯当たりの人員については2.7人/世帯となっており、世帯規模は縮小傾向にあります。

図表 総人口・世帯数・一世帯当たり人員の推移  
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



資料 国勢調査

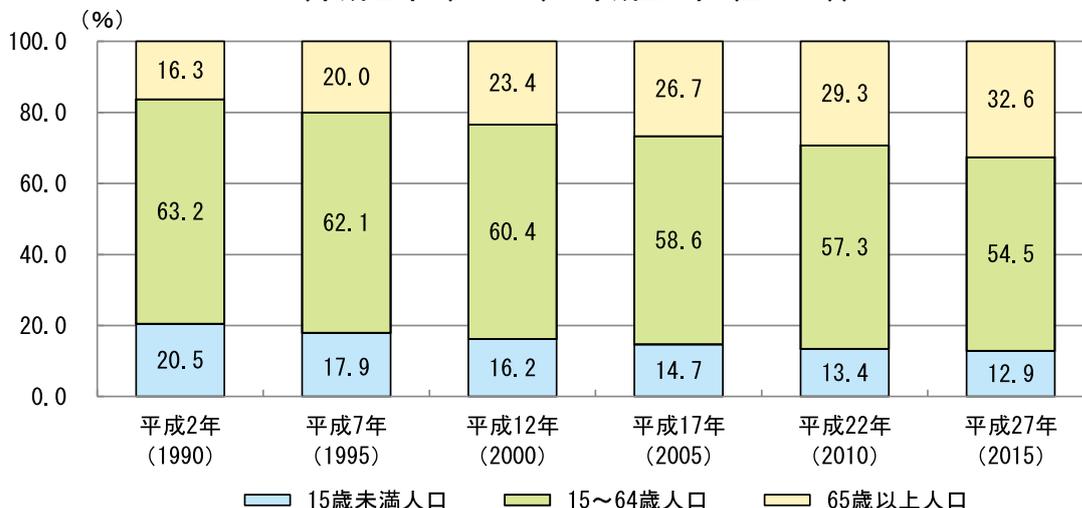
#### ① 年齢別人口

年齢別（3区分構成比）の推移をみると、15歳未満人口と15～64歳人口は漸減する一方、65歳以上人口は増加しています。

平成2年（1990）以降、平成27年（2015）までの間に15歳未満人口は7.6ポイント、15～64歳人口は8.7ポイント減少しています。

一方で、65歳以上人口は16.3ポイント増加しており、少子高齢化の進行がみられます。

図表 年齢別人口割合の推移（年齢3区分）  
(平成2年(1990)～平成27年(2015))

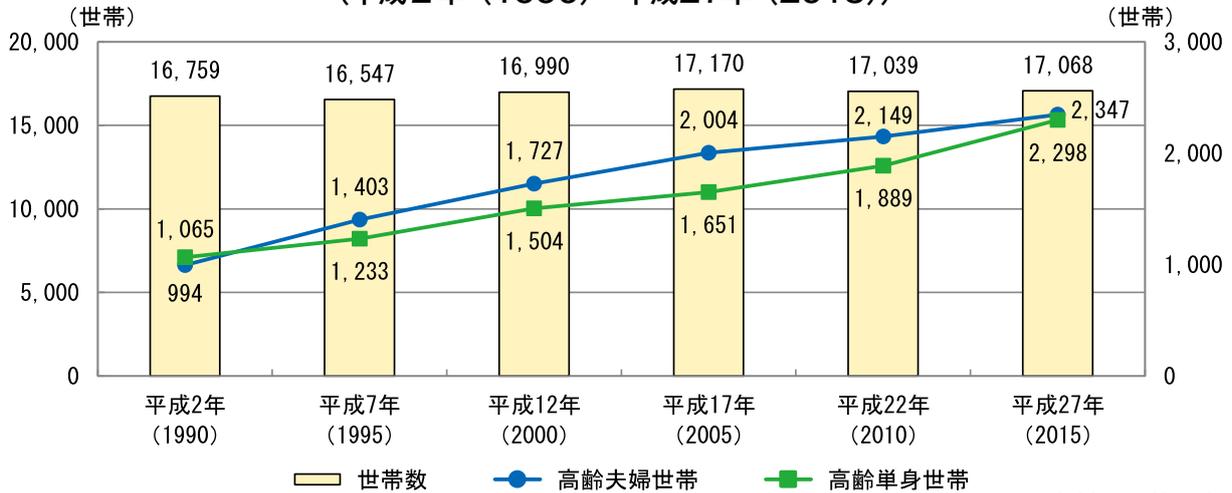


資料 国勢調査

② 世帯状況

世帯状況の推移をみると、世帯数が横ばいな状況のなかで、高齢化の進行とともに、高齢夫婦世帯及び高齢者単身世帯は増加傾向にあります。

図表 世帯数・高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の推移  
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



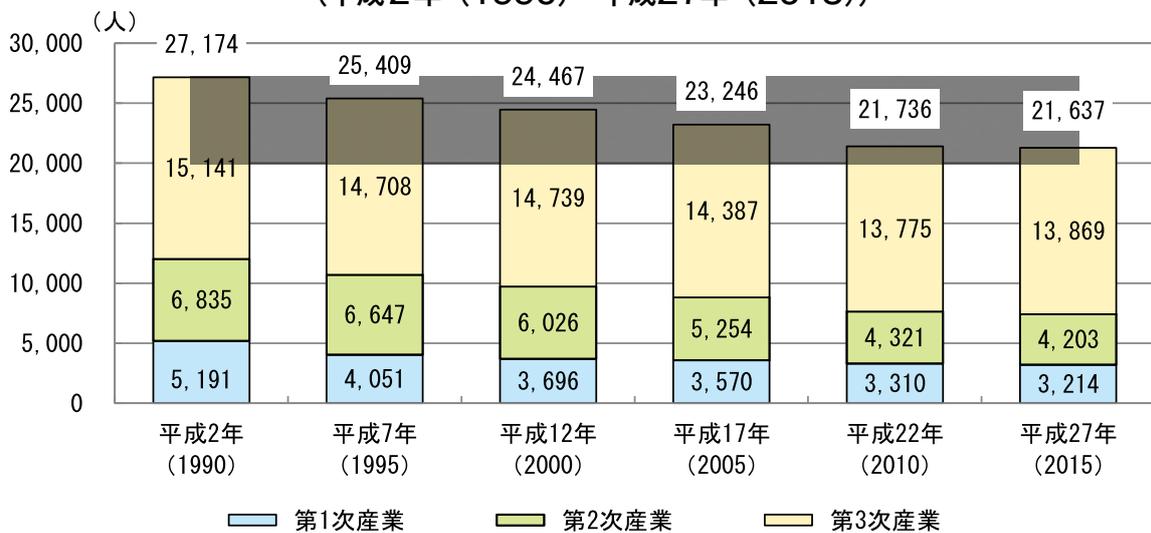
(4) 産業・地域経済

① 就業構造

就業者総数は、平成2年(1990)以降減少しており、平成27年(2015)の就業者数は21,637人となっています。

また、就業構造別にみると、市内産業は第3次産業就業者が多くを占めており、市内すべての産業で就業者は減少傾向となっています。

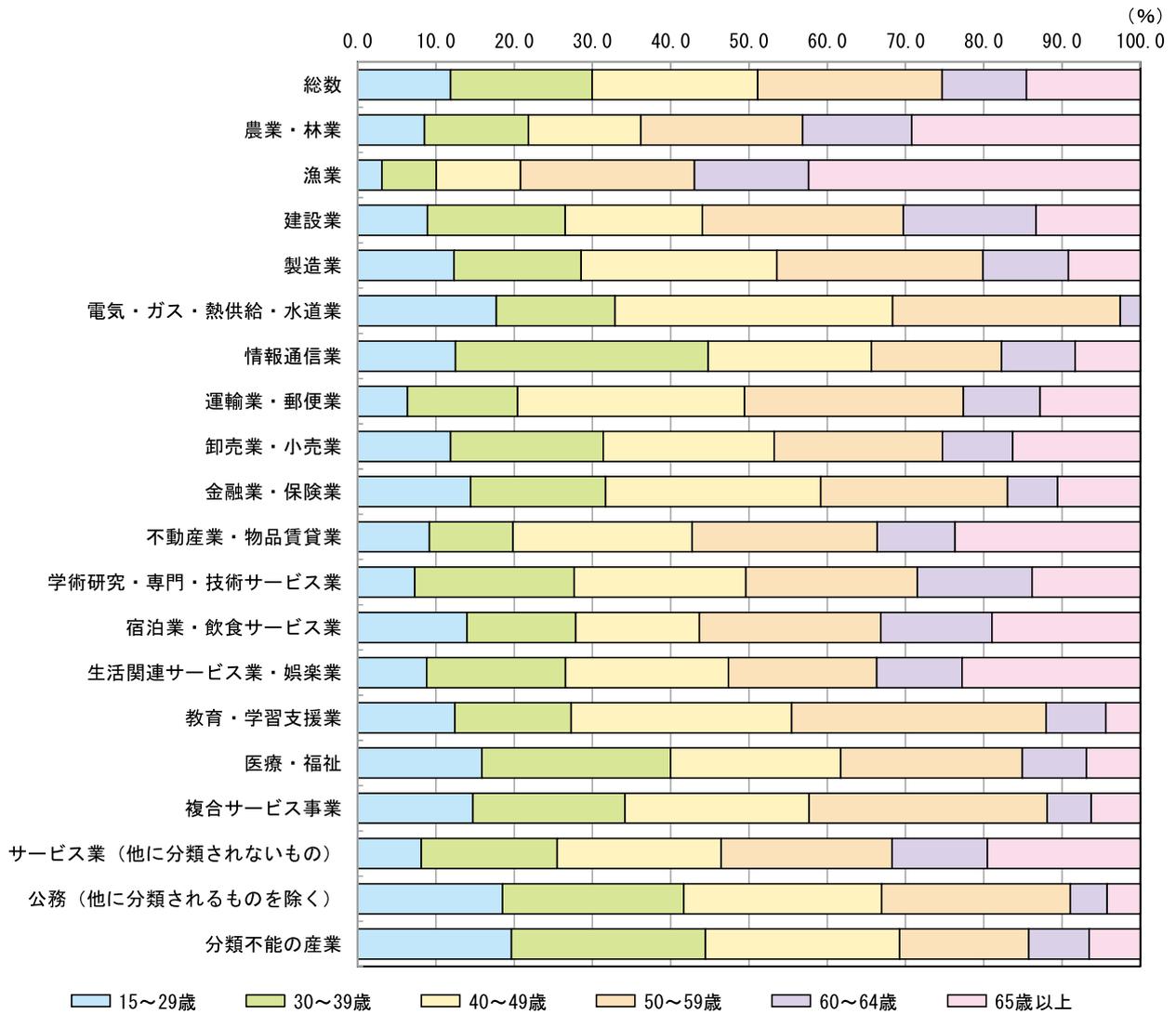
図表 産業構造の推移(年齢3区分)  
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



※ 就業者総数は、分類不能の産業を含めた合計となっています。

平成27年（2015）の産業大分類別の年齢構成をみると、すべての産業で40歳未満の占める割合が半数以下となっており、将来において担い手不足が懸念されます。

図表 産業別（大分類）の年齢構成  
（平成27年（2015））



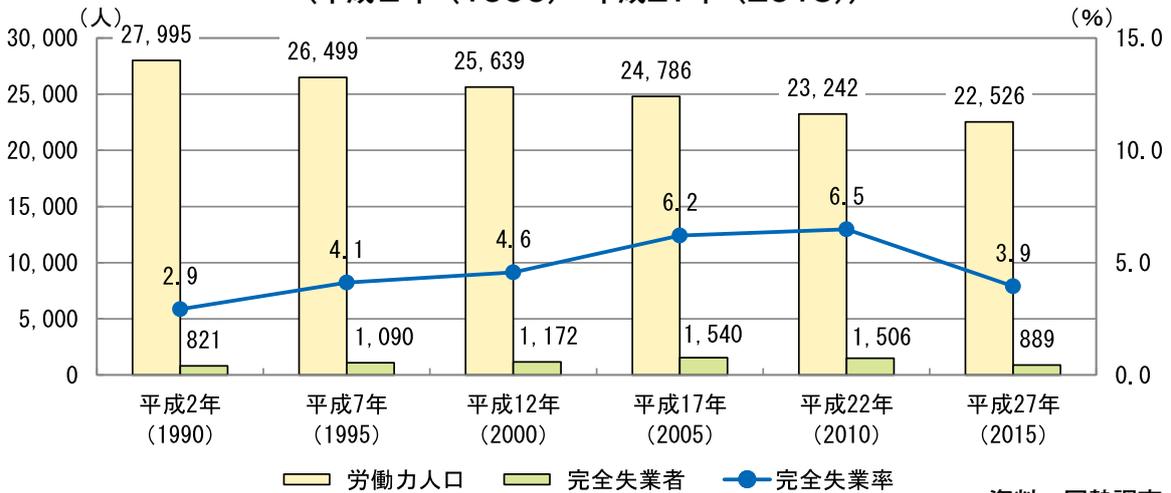
資料 国勢調査

② 労働力人口

労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成27年（2015）は22,526人となっています。

また、完全失業者数（率）は、平成22年（2010）をピークに減少し、平成27年（2015）の完全失業者は889人、完全失業率は3.9%となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移  
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



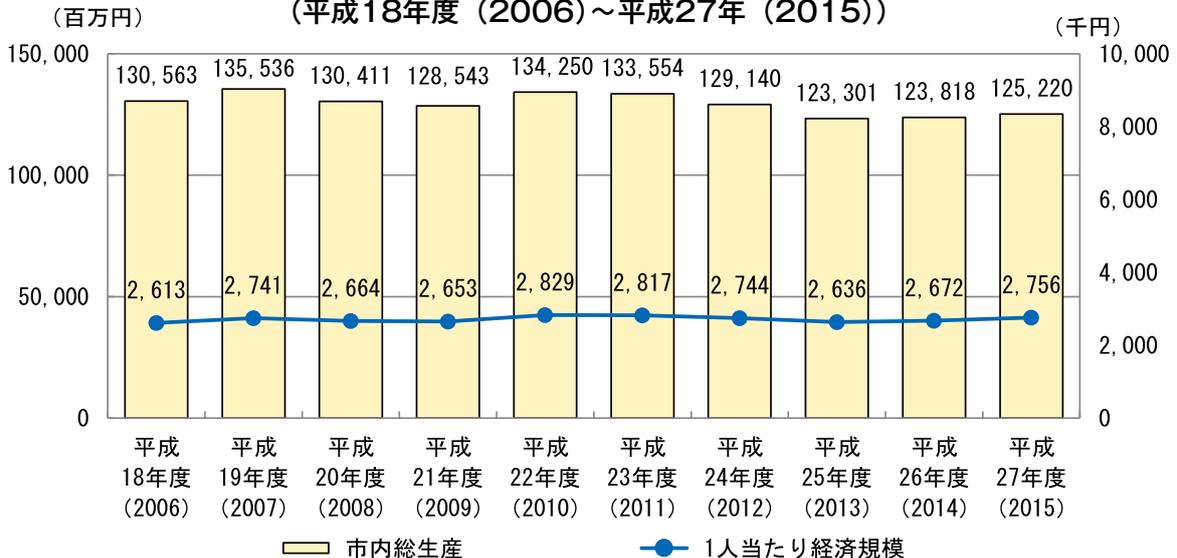
資料 国勢調査

③ 市内総生産

平成18年（2006）から平成27年（2015）の市内総生産の推移をみると、期間の市内総生産額の平均は1,294億円、1人当たりの経済規模の平均は271万円となっています。

期間内は、平成19年度（2007年度）がピークとなっており、平成24年（2012）以降、市内総生産額は1,300億円を下回って推移しています。

図表 市内総生産・1人当たりの経済規模の推移  
(平成18年度(2006)～平成27年(2015))



資料 長崎県市町民経済計算書（平成27年度）

## 2 時代認識と本市に求められる取り組みの整理

計画策定にあたり、社会動向や課題、展望を次の視点から捉え、本市に求められる取り組みを整理します。

### (1) 地方創生の時代

#### 社会の動向

地方分権の潮流のなかで、近年は地方創生に向けた取り組みが推進されるなど、これまで以上に地方の個性や活力が試される「地方創生の時代」にあって、より自立したまちづくりが求められています。

加えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、国においては、国から地方公共団体、または都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等、地域の自主性や自立性を高めるための改革を総合的に進めています。

#### 本市に求められる取り組み

- 地域共生社会の実現に向けて、市民に最も身近な基礎自治体及び市民が行うまちづくりの主体として、積極的に参画し、地域課題の解決やコミュニティの充実を図る必要があります。
- 今後も財政状況は一層厳しさを増してくるものと考えられるため、財政の健全化はもとより、行政の役割を検証し、市民ニーズの変化を的確に捉え、最新技術を活用しながら、効率的かつ持続可能な自治体運営を進めていく必要があります。

### (2) 人口減少、少子化、長寿社会の到来

#### 社会の動向

わが国では本格的な人口減少社会が到来し、平均寿命の伸びと少子化の進行により、高齢者の割合が増え続けています。

また、日常生活において支援を要する世帯が増加し、社会全体においては、社会保障などの負担がさらに増大することが見込まれており、人口減少、少子化、長寿社会の到来を見据えたまちづくりを一層進めることが求められています。

#### 本市に求められる取り組み

- 国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の見通し（平成30年（2018）3月推計公表）は、2045年には、およそ31,406人と見込まれており、地域経済の縮小や労働力人口の減少、地域機能の低下など、人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいく必要があります。

### (3) 未来を担う子どもたちの成長

#### 社会の動向

少子化が進行するなかで、子どもを欲しいと思う人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはじめ、働き方や男女の役割にかかわる慣習を見直すとともに、子どもを育てやすい環境づくりを進めることが重要となっています。

また、子どもの貧困問題の根絶や人権の尊重、安全の確保に取り組むとともに、学校教育においては、基礎学力の向上とともに、子どもの生きる力を育むための取り組みが求められます。

#### 本市に求められる取り組み

- 出産、子育ての不安をなくし、安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する生活様式に対応した子育て環境づくりが求められます。
- 子どもの健やかな成長とともに、その過程において、地域への愛着や社会感覚を身につけるなど、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する環境づくりが必要となります。

### (4) 地域経済の変化

#### 社会の動向

わが国の産業構造は、AIやIoTなどをはじめとする技術革新、高度情報化、市場ニーズの多様化などを背景に、第3次産業の進展、シェアリング・エコノミーのような新たな事業の拡大、企業の再編・整理、事業活動の再構築が進むなど、大きく転換しつつあります。

一方、地域産業においては、観光などの人々の新たな交流機会が広がっているほか、地域性を前面に出した商品やサービスが注目されているなど、新たな方向性も見え始めています。

#### 本市に求められる取り組み

- 人口減少が進むなかで、多くの産業分野で就業人口の減少、高齢化による担い手や後継者の育成が急務となっています。
- 生産性の向上や農商工連携等による国際間・地域間競争へ対応した産業基盤の強化とともに、これからも地域で暮らすことができる生業として、地域産業を振興していくことが引き続き重要となっています。
- 地域経済の活性化や賑わいの創出に向けてまちの魅力を市内外へ発信し、本市とつながりのある人材の拡大につなげていくことが求められます。

## (5) 地球規模での環境にやさしい社会の構築

### 社会の動向

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球的規模での環境問題が深刻化するなかで、現在の自然環境を次世代へ継承していくために、行政や事業所の努力だけではなく、市民一人ひとりが環境への負荷の少ない社会へ向けて、暮らしを見直し、考え、行動していくことが求められます。

### 本市に求められる取り組み

- 本市の豊かな自然は、人々にやすらぎと潤いをもたらすとともに、主要産業である第1次産業においては、その恩恵によって成り立っているという認識のもと、自然環境や景観を保全・継承する取り組みを引き続き進める必要があります。

## (6) 安全安心に対する関心の高まり

### 社会の動向

近年、国内では大規模な自然災害が多発しており、防災・減災に向けた取り組みが求められているほか、日常生活においては、犯罪、食品の安全、さらには健康を脅かす感染症の発生等を背景に、暮らしの安全安心に対する関心が高まっています。

また、わが国では豊かな経済成長を背景に、道路・橋梁、水道施設など様々なインフラ整備を図ってきましたが、今後は施設の老朽化が加速的に増大すると想定されており、その対応が求められます。

### 本市に求められる取り組み

- 過去の経験を生かし、本市で想定される様々な自然災害に対し、人的被害を限りなくゼロに近づける取り組みや被害を最小化し早期復興を可能とするための防災・減災対策が、重要となります。
- 犯罪等に関しては比較的安全な地域である一方で、高齢化に伴う歩行者、運転者の交通安全対策、消費者被害対策等は、今後さらに重要性が高まることが考えられます。
- これまでに整備された公共施設をはじめとする社会資本の老朽化に比例して、維持管理・更新コストの占める割合が加速的に増大すると想定され、今後は限られた予算のなかで、効率的な整備や維持管理へと移行していくことが求められます。

## (7) 市民の幸福感、価値観の多様化

### 社会の動向

経済力や、それに伴う生活水準の高まりから価値観や暮らし方の多様化が進むなかで、市民の幸福感や地方への移住・定住、地域の歴史、自然への関心、ボランティア、文化、スポーツ活動など、「心の豊かさ」を重視する意向も高まっています。

また、教育、仕事、老後といった単線型の生き方ではなく、人生のうちに学びと仕事などを何度も経験する「人生100年時代」が到来し、人々の生き方や社会全体が大きく変化するといわれています。

そのため、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力が生かされ、その個性や能力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みづくりが求められています。

### 本市に求められる取り組み

- 地域のつながりや多様な関わりを重視する市民の考え方に対応し、市民ニーズの変化などを的確に捉えながら、新しい時代に対応した地域づくりを進めていくことが必要です。
- 「人生100年時代」を迎えるにあたり、地域づくりや働き方においては、高齢者の知恵と技能を生かしていくための視点が求められます。

### 3 これからのまちづくりを進めるうえで大切なこと

本市の現在の姿、時代認識と本市に求められる取り組みの整理を踏まえると、人口減少が進むことによる人口構造の変化によって、これまでのように公共の主体を行政だけで担うことが困難になっていくことを示しています。

また、税収減や社会保障費の増加に加えて、公共施設をはじめとする社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新コストの増大、人材不足、地域活動や産業の担い手・後継者不足、にぎわいの喪失、経済の縮小等の課題もあります。

このような課題を解決しながら、本市が持続可能な地域社会であるためには、市民と行政がこれまで以上に協働していくことが重要です。

市民においては、地域の問題を自分たちの問題として取り組み、行政が不足する部分を補いながら、地域を守って維持していくという意識を持つことが求められます。

行政においては、市民と情報を共有し、市民の力を借りながら各主体が持つ強みを活かすことができる行政運営が求められます。

また、日々進化を続けるテクノロジーは、行政運営をより効率的にし、生産性を高め、地域課題の解決に活用できる可能性を含んでいることから、あらゆる分野で積極的に新技術を取り入れていくことも必要です。

課題は地域によって様々であり、地域の実情に応じた取り組みが必要ですが、本市には豊かな自然を代表とした多くの地域資源が存在することから、取り組みの効果を最大限発揮していくために、地域資源や島原の特性を活かし、市民と協働しながらまちづくりを進めていくことが大切です。

## 第3章 将来の島原市について

### 目指す将来像、基本理念

豊かな自然・歴史・文化につつまれながら、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせること、子どもたちがのびのびと成長していくこと、人とのつながりを築いていくことは、これまで受け継がれてきた地域の資源や特性と同じくして、私たち市民の誇りであり、まちの魅力でもあります。

こうしたまちの魅力や誇りはすべて島原で育まれる「島原らしさ」であり、今後も持続的に未来へ継承していくためには、市民生活を支える安定した社会基盤のもとで、多くの市民が生涯を通じて個性や能力を発揮し、暮らしやすさや幸せを実感できる希望の持てるまちづくりを進め、さらに発展していくことが求められます。

これからも市民と一緒に、「島原らしさ」を創り磨き上げていき、未来へつなげていきたいという想いから、目指す将来像を『未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち』とします。

また、将来像を実現するための基本理念を「今日を支え、明日を創るまちづくり」とし、「ひと」、「まち」、「暮らし」をテーマに、島原市が直面している様々な“今日”と向き合い、支えながら、“明日”へ受け継ぐ魅力や誇りを、市民とともに育んでいきます。

## 目指す将来像

未来へつなぐ島原らしさ  
暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



島原市の『<sup>いま</sup>今日を支え、<sup>みらい</sup>明日を創るまちづくり』に向けて  
(基本理念に込められた島原市のまちづくりの考え方)

ひと



まち



暮らし



◎「ひと」と「暮らし」のなかで生まれるつながりを大切にし、互いの“<sup>いま</sup>今日”を支え合いながら、“<sup>みらい</sup>明日”を担う「ひと」を育てます。そして、「まち」の魅力を経験として、「ひと」と「まち」の魅力をつなぐ、様々な関わりや交流を生み出していきます。

◎「暮らし」を支える生業を「まち」に定着させ、「ひと」との交流や「まち」のなかで賑わいや快適な暮らしを生み出す基盤を備えます。

◎「まち」、「ひと」づくりによって、「暮らし」が安定し、将来にわたって安全安心なこれからも暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまちを市民のみならずととも創ります。

## 第4章 基本目標

目指す将来像の実現に向けて、分野ごとの取り組み方針として、次の6つをまちづくりの基本目標とします。

### 基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

人口減少や高齢化が進む中においても、都市の活力と市民の生活利便性を維持し、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、都市全体の構造を見渡しながら、新技術を積極的に取り入れ、生活サービス施設等が集積し、公共交通により誰もが容易にアクセスし、質の高いサービスを楽しむコンパクトなまちづくりを進めます。

また、市内外を円滑に結ぶ道路交通網の整備を計画的に進めるとともに、豊かな自然環境や城下町の景観等を保全し、自然と都市の魅力が調和したまちづくりを目指します。

### 基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり

ごみの減量化や再資源化等を推進することにより環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、住環境や公園、消防防災、防犯、救急体制の整備等を行い、世代を問わず多くの市民にとって快適で安全安心に暮らせる住みよいまちを目指します。

また、地域や関係機関等と連携を図りながら、移住希望者が希望を持って移り住み定住に結びつくよう、きめ細かな支援体制を構築することで人口減少に歯止めをかけ、本市への新しい人の流れを創り出します。

### 基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり

地域産業の発展、人口定住に結びつく持続可能な地域経済活動の実現に向けて、環境整備や担い手の確保、育成とともに、本市の基幹産業である農業や水産業を中心に、様々な地域資源や物産を市内外へ発信し、流通を促進するほか、観光資源の活用、中小企業の経営の安定化に取り組み、本市全体の産業振興を目指します。

また、若い世代をはじめとした市民の経済力の向上や、地域産業とのつながりを踏まえた新たな産業、働きがいのある雇用の創出を図り、賑わいと活力を興すまちづくりを目指します。

## 基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

保健、医療、福祉等の連携により、市民が安心して子どもを産み育てられ、健康に暮らすことのできる心と体を育みます。

また、地域で暮らすうえで支援の必要な高齢者や障害のある人が地域で自立し、生きがいを感じながら暮らし続けられる支援体制を構築するとともに、様々な世代、立場の人々が互いに支え合い、人と人とのつながりを大切にしたい社会の実現を目指します。

## 基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

本市の将来を担う人材が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、学校教育、社会教育、家庭教育の充実に努めるとともに、城下町としての歴史文化を積極的に活用し、ふるさと島原に対する誇りと愛着を育みます。

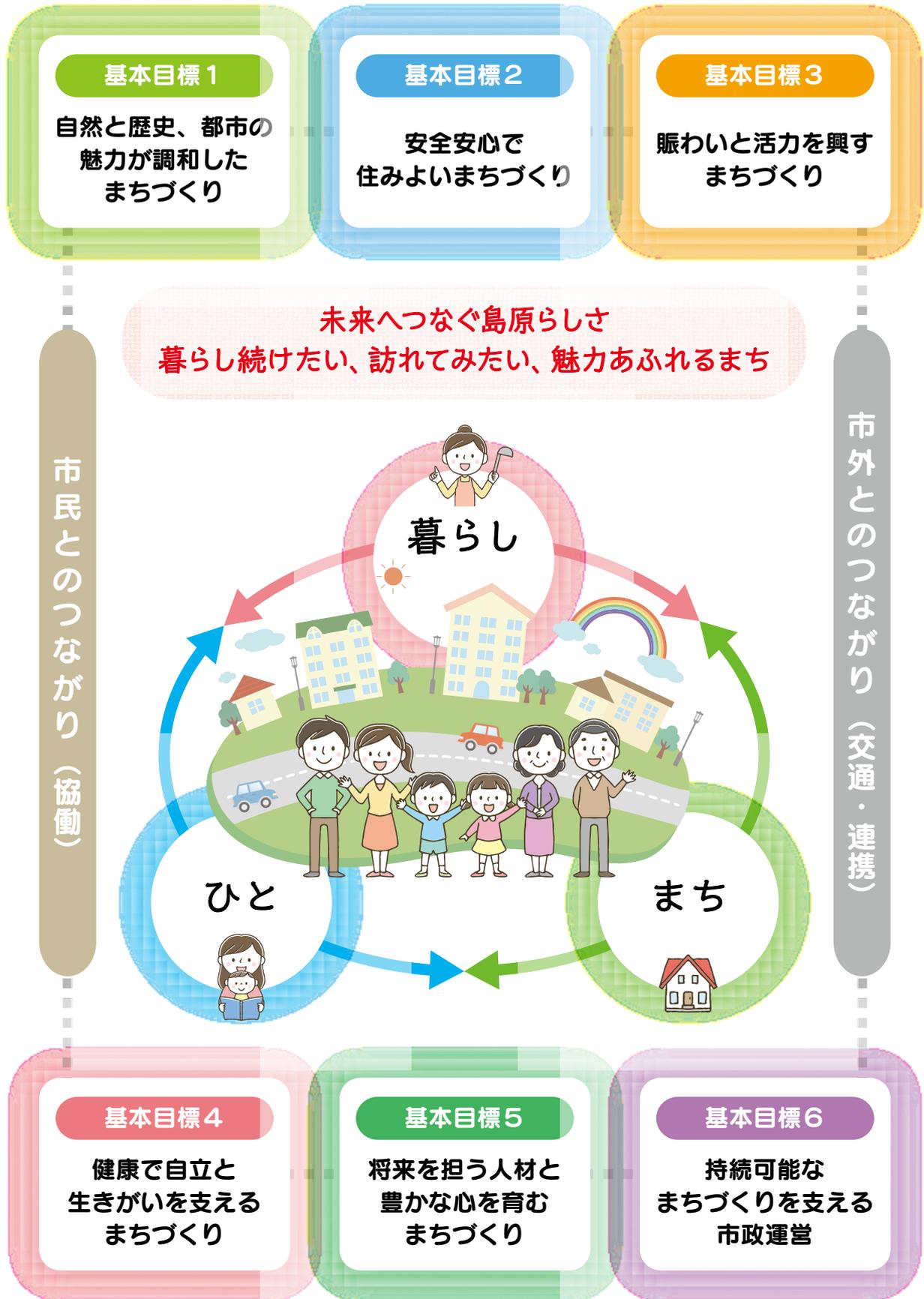
また、スポーツや芸術文化活動を通じて心身の充実を図り、大会やイベントを通じて市内外の人達との交流を行います。

## 基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営

市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供できる体制づくりを行うほか、幅広い分野で関係自治体等との広域的な連携を図り、持続可能なまちづくりを支える市政運営を目指します。

また、施設の長寿命化や有効活用につながるよう、限りある資源を有効に活用する経営的な視点を持って公共施設マネジメントに取り組みます。

図表 将来像の実現に向けたまちづくりのイメージ

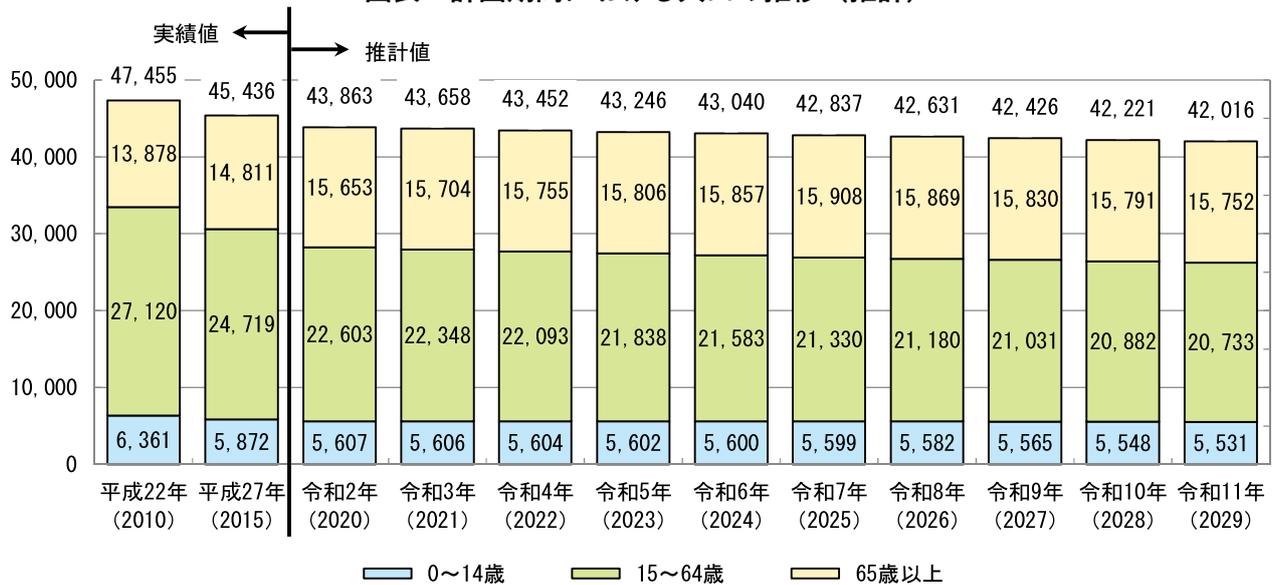


## 第5章 人口指標

本市の総人口は減少を続けており、今後も減少が見込まれるなかで、平成27年度（2015）に策定した「島原市人口ビジョン」、「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和17年（2035）において40,000人以上の人口を確保することを目標としています。

そこで、本計画期間においても総合戦略の目標人口を踏まえ、人口減少に歯止めをかける様々な施策を積極的に展開し、計画最終年度である令和11年（2029）の目標人口を42,000人とします。

図表 計画期間における人口の推移（推計）



注) 実績値の総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

図表 人口指標（計画期間の目標人口）

指標名	現況値 (2015)	目標値 (2029)
計画期間の目標人口	45,436人	42,000人

## 第6章 施策体系

### 基本理念

「ひと」・「まち」・「暮らし」  
いま 今日を支え、みらい 明日を創るまちづくり

### 将来像

暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち  
 未来へつなぐ島原らしさ

#### 基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

- 1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち（都市基盤・景観）
- 1-2 地域や暮らしをつなぐまち（公共交通・情報通信・道路）
- 1-3 豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）

#### 基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり

- 2-1 快適に住まうまち（住環境・定住促進）
- 2-2 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）
- 2-3 いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）
- 2-4 地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）

#### 基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり

- 3-1 自然の恵みを供給するまち（農業）
- 3-2 水産資源を守り育てるまち（水産業）
- 3-3 暮らしを支える商工業のまち（商工業）
- 3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち（観光業）
- 3-5 新たな活力を育むまち（雇用・産業育成）

#### 基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

- 4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち（健康づくり・保健活動）
- 4-2 安心して医療を受けられるまち（医療）
- 4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）
- 4-4 安心して子育てできるまち（子育て支援）
- 4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）
- 4-6 自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）

#### 基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

- 5-1 いきいきと学び育つまち（学校教育）
- 5-2 心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育・家庭教育）
- 5-3 スポーツでつながりをつくるまち（社会体育）
- 5-4 ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）

#### 基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営

- 6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち（市民協働・人権）
- 6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）
- 6-3 島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）

ひと  
まち  
暮らし



第2編

基本計画





## 基本計画の目的と計画期間

### 1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、基本目標を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものであり、財政状況を勘案しながら将来像実現に向けて効率的、かつ計画的に取り組めます。

### 2 計画期間

前期基本計画期間を令和2年度（2020）から令和6年度（2024）の5年間とし、後期基本計画期間を令和7年度（2025）から令和11年度（2029）とします。

本冊では、前期基本計画を掲載し、後期基本計画は前期基本計画の検証や社会情勢を踏まえたうえで、別途作成します。

## 重点プロジェクト（前期基本計画）

重点プロジェクト（前期基本計画）は、前期基本計画期間内に推進する事業のうち、特に力を入れて推進する取り組みです。

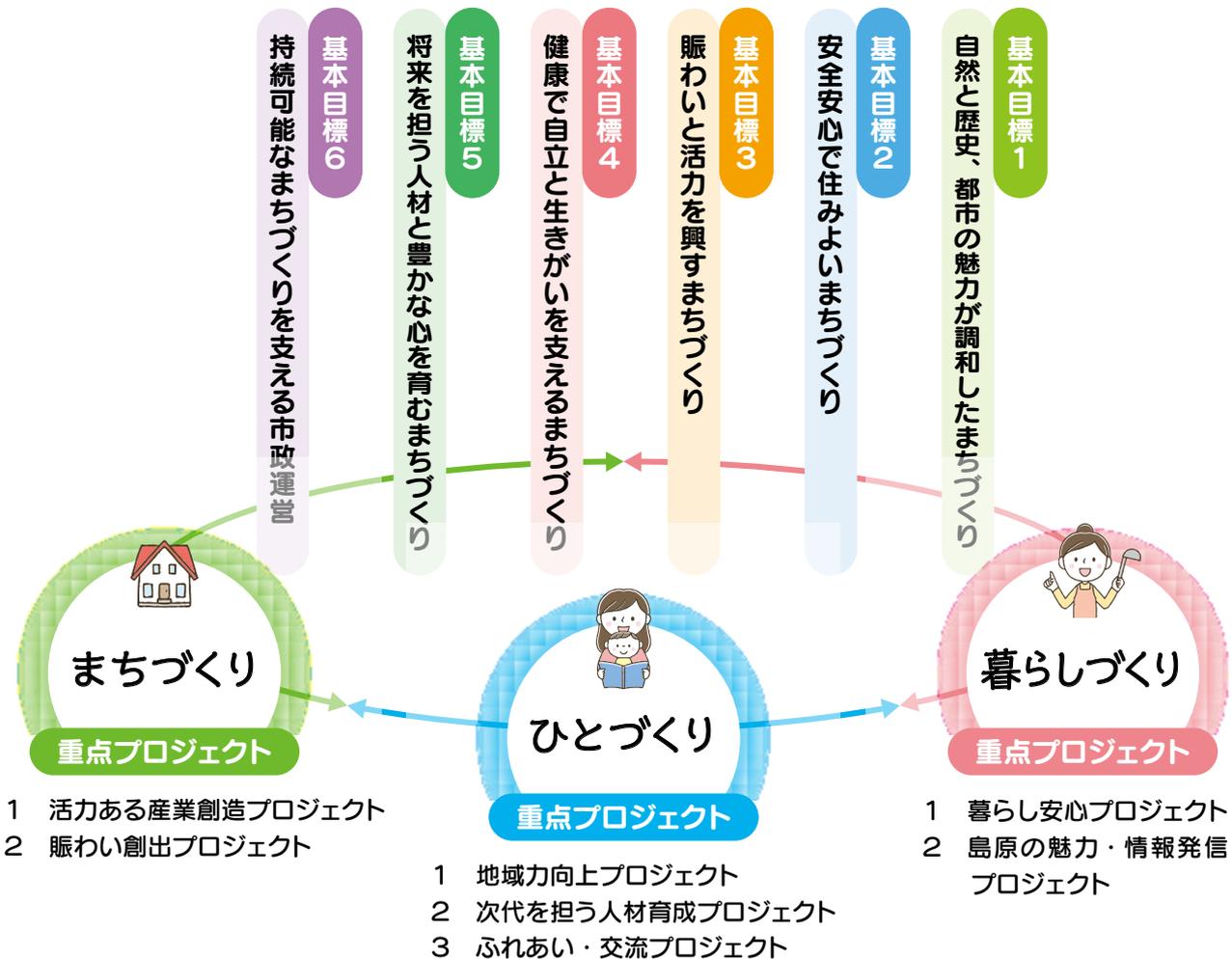
単独の「施策での取り組み」だけでは解決することが難しい課題に対し、まちづくりの基本理念である「<sup>いま</sup>今日を支え、<sup>みらい</sup>明日を創るまちづくり」の3つの視点（「ひと」、「まち」、「暮らし」）から、個々の「施策での取り組み」の分野にとらわれず、それぞれの施策を連携させながら、横断的に取り組んでいく7つのプロジェクトより構成されます。

そして、地域資源を効果的・効率的に活用し、基本構想に掲げたまちの将来像「未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち」の実現を市民とともに目指していきます。

図表 重点プロジェクトの構成

**将来像** 未来へつなぐ島原らしさ  
暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち

**基本理念** <sup>いま</sup>今日を支え、<sup>みらい</sup>明日を創るまちづくり





## ひとづくり

### プロジェクト

- 古くから島原半島の中心的役割を担い培ってきた先人の力を受け継ぎながら、郷土愛に満ちた人材豊かな島原を未来へつないでいきます。

## 重点 1 地域力向上プロジェクト

### プロジェクトの概要・方向性

市民の誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して続けられるよう、住民自ら課題解決に取り組む、地域の支え合い組織の育成を進め、市民の生きがい、やりがい、幸せ実感度を高めることで、地域力（ソーシャルキャピタル）の向上を図ります。

また、市民一人ひとりが、地域のために“できること”に取り組むという意識のもと、各施策の中に市民協働で取り組む「協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）」を設け、市民の参画や自発的な行動を呼びかけます。

### 主な取組み

- 各施策における協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）
- まちづくり活動の推進（施策1-1-2）
- 支え合いの地域づくり（施策4-3-1）
- 学校と地域社会の連携（施策5-2-1）
- 新たな地域コミュニティ組織の設立（施策6-1-1）

## 重点2 次代を担う人材育成プロジェクト

### プロジェクトの概要・方向性

出会いの創出を支援するためのサポート体制の構築や、切れ目のない支援等により、結婚・出産・子育ての希望を叶え、安心して子どもを産み育てられる支援に取り組みます。

また、子どもの成長を第一に考え、確かな学力とともに、家庭や地域との連携による教育力の向上に取り組むほか、地域の魅力に触れ、郷土への愛着を育む学習等を通じて、次代の島原市を担う人材を育成します。

### 主な取組み

- 子育て世帯の経済的負担軽減のための支援（施策4-4-1）
- 要保護児童等への対応（施策4-4-2）
- 地域に応じた出会いから家庭づくりの支援（施策4-4-3）
- 学力・指導力の向上（施策5-1-1）
- 豊かな心の育成（施策5-1-2）
- 芸術文化イベントの開催（施策5-2-2）



## 重点 3 ふれあい・交流プロジェクト

### プロジェクトの概要・方向性

将来においても本市がまちの活力を維持していくために、観光やスポーツイベント等の開催、国内外の本市に関わりの深い地域との交流等、市外の様々な人材と連携・交流を図り、将来の地域活性化に向けて市民をはじめ多くの人々が行き交う交流機会を創出します。

また、本市へ移住を希望する人へ不安や心配ごとの解消を図るための相談等の支援を行い、移住・定住に向けた受入体制を整備します。

### 主な取組み

- 移住・定住のサポート（施策2-1-1）
- 関係人口の創出・拡大（施策2-1-1）
- 観光資源の開発（施策3-4-2）
- キャンプ・スポーツ大会等の誘致（施策5-3-3）
- 訪日外国人観光客の受入体制の整備（施策6-1-4）
- 地域間連携の推進（施策6-3-1）
- 広域観光ルートの設定、PR活動（施策6-3-2）





## まちづくり

## プロジェクト

- 島原城を中心とした歴史や文化をはじめ、豊富な地域資源を受け継ぎながら、特産品や地域の産業を磨き上げ、伝統的でにぎわいのある島原を未来へつないでいきます。

## 重点 1 活力ある産業創造プロジェクト

## プロジェクトの概要・方向性

本市の活力を維持、発展させ、市民生活の安定や移住者に対する就労機会を創出していくためにも、地域の産業の人材育成を図るとともに、成長産業化に向けて取り組みを推進します。

また、新たな産業の創出や集積を促す環境整備を推進し、それを支える人材育成に力を注ぎます。

特に本市の子どもたちが、地元で働くことにつながるよう、地元高校生やUターン者の就職に対する支援や労働環境の整備などにより、将来本市で働きたいと思える環境づくりなど、雇用の創出に取り組みます。

## 主な取組み

- 地域高規格道路「島原道路」の整備推進（施策1-2-4）
- 雇用による農業労働力の安定供給（施策3-1-1）
- 漁業者の確保・育成（施策3-2-1）
- 販路拡大の推進（施策3-3-1）
- 若者の地元就職の拡大（施策3-5-1）
- 創業・事業承継の促進支援（施策3-5-2）



## 重点2 賑わい創出プロジェクト

### プロジェクトの概要・方向性

将来においても本市が暮らしやすく、まちの活力を維持していくために、島原城の築城400年を契機として、島原城周辺の歴史景観等を活かした周辺のまちなみ、景観保全に努めます。

また、将来の地域活性化に向けて商業・サービス業の振興、交通体系の充実、集客のためのイベントの支援など、ハード・ソフトの両面から良好なアクセスの実現に継続して取り組み、賑わいと活力のある市街地の形成に取り組みます。

### 主な取組み

- 島原城及び周辺の整備（施策1-1-2）
- 街並み保存・環境の整備（施策1-1-3）
- 新たな交通システムの導入（施策1-2-1）
- 中心市街地商店街の活性化（施策3-3-2）
- 島原城跡保存活用計画の策定と計画の実施（5-4-1）





暮らしづくり

プロジェクト

- 島原大変や雲仙普賢岳噴火災害を乗り越え、たくましく豊かに暮らしてきた歴史を受け継ぎながら、高い防災意識を持ち地域で支え合う安全安心な島原を未来へつないでいきます。

## 重点 1 暮らし安心プロジェクト

### プロジェクトの概要・方向性

誰もがいきいきとした人生を送り、互いに個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成に向けて、地域包括ケア体制のような、制度による支援とともに、身近な地域での見守り、支え合いなどを通じて、必要な支援の届く包括的な支援体制の構築します。

また、緊急時の医療や災害時等、いざというときにも頼れる支え合いを地域に定着させることで、暮らしの安心を確保します。

### 主な取組み

- 自主防災の活性化（施策2-3-1）
- ハザードマップの周知（施策2-3-2）
- 長崎県島原病院の小児科医の確保（施策4-2-1）
- 医療体制の充実・確保（施策4-2-2）
- 地域福祉意識の醸成（施策4-3-1）
- 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進（施策4-5-3）
- 共生社会の実現（施策4-6-2）



## 重点2 島原の魅力・情報発信プロジェクト

### プロジェクトの概要・方向性

地域の持続的な発展に必要な人材、流通、消費等、地域経済の動きに関わる情報をはじめ、地域の魅力に共感してくれる人と人との良好な関係の構築に向けて、様々な機会を捉え、本市の魅力を効果的に市内外へ情報発信し、さらなる本市の認知度の向上を目指します。

また、暮らし関わる様々な生活、支援に関する情報が、確実に市民に届くよう、対象や目的、内容に応じて情報を伝達する手段を選択し、新技術を取り入れながら効果的な情報発信に取り組めます。

### 主な取組み

- 公共交通に関する意識啓発（施策1-2-1）
- 情報発信力の強化（施策1-2-2）
- 情報格差（デジタル・デバイド）の解消（施策1-2-2）
- Society5.0を見据えたスマート自治体の推進（施策1-2-2）
- 観光地「島原」のPR強化（施策3-4-1）



## 基本目標・重点

### 基本理念

「ひと」・「まち」・「暮らし」  
いま 今日を支え、みらい 明日を創るまちづくり

### 将来像

暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち  
 未来へつなぐ島原らしさ

#### 基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

- 1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち（都市基盤・景観）
- 1-2 地域や暮らしをつなぐまち（公共交通・情報通信・道路）
- 1-3 豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）

#### 基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり

- 2-1 快適に住まうまち（住環境・定住促進）
- 2-2 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）
- 2-3 いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）
- 2-4 地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）

#### 基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり

- 3-1 自然の恵みを供給するまち（農業）
- 3-2 水産資源を守り育てるまち（水産業）
- 3-3 暮らしを支える商工業のまち（商工業）
- 3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち（観光業）
- 3-5 新たな活力を育むまち（雇用・産業育成）

#### 基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

- 4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち（健康づくり・保健活動）
- 4-2 安心して医療を受けられるまち（医療）
- 4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）
- 4-4 安心して子育てできるまち（子育て支援）
- 4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）
- 4-6 自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）

#### 基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

- 5-1 いきいきと学び育つまち（学校教育）
- 5-2 心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育・家庭教育）
- 5-3 スポーツでつながりをつくるまち（社会体育）
- 5-4 ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）

#### 基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営

- 6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち（市民協働・人権）
- 6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）
- 6-3 島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）

# プロジェクト体系

ひと			まち		暮らし	
地域力向上プロジェクト	次代を担う人材育成プロジェクト	ふれあい・交流プロジェクト	活力ある産業創造プロジェクト	賑わい創出プロジェクト	暮らし安心プロジェクト	島原の魅力・情報発信プロジェクト
●			●	●		●
		●			●	●
			●	●		
		●				●
			●			
●	●					
		●				
●						
●		●				

## 重点プロジェクト施策

まちづくり活動の推進  
 島原城及び周辺の整備  
 街並み保存、環境の整備  
 地域高規格道路「島原道路」の整備推進  
 新たな交通システムの導入  
 公共交通に関する意識啓発  
 情報発信力の強化  
 Society5.0を見据えたスマート自治体の推進

移住・定住のサポート  
 関係人口の創出・拡大  
 自主防災の活性化  
 ハザードマップの周知

雇用による農業労働力の安定供給  
 漁業者の確保・育成  
 販路拡大の推進  
 中心市街地商店街の活性化  
 観光資源の開発  
 観光地「島原」のPR強化  
 若者の地元就職の拡大  
 創業・事業承継の促進支援

長崎県島原病院の小児科医の確保  
 医療体制の充実・確保  
 支え合いの地域づくり  
 地域福祉意識の醸成  
 子育て世帯の経済的負担軽減のための支援  
 要保護児童等への対応  
 地域に応じた、出会いから家庭づくりの支援  
 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進、共生社会の実現

学力・指導力の向上  
 豊かな心の育成  
 学校と地域社会の連携  
 芸術文化イベントの開催  
 キャンプ・スポーツ大会等の誘致  
 島原城跡保存活用計画の策定と計画の実施

新たな地域コミュニティ組織の設立  
 訪日外国人観光客の受入体制の整備  
 広域観光ルートの設定、PR活動  
 地域間連携の推進

## 施策1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち（都市基盤・景観）

### 施策の目指す姿

- 島原城周辺を中心に、自然との調和や景観が保たれた土地利用、コンパクトシティの推進により、自然と歴史、都市機能が調和した環境が保たれています。
- 貴重な歴史資源・景観を大切に、市民や来訪者にとって文化的で魅力ある環境が形成されています。
- 島原城周辺の無電柱化や歩道整備により、安全で美しい街並みが形成されています。
- 地域に合った手法により、生活排水が適正に処理されています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 土地利用

- 本市の土地の状況をみると、総面積に対する林野面積は約9%、田畑面積は約26%、宅地面積は約12%となっており、市内には、豊かな自然が広がっています。都市部においては、都市計画区域の約60%にあたる約1,083haを用途地域として指定しています。
- 本市の土地利用については、自然との調和や景観が保たれた土地利用とともに、広域交通網を背景とした産業機能の向上と観光振興に対応したまちづくりが必要であり、それらを基本とした居住環境の改善が求められています。

#### 地籍調査

- 土地所有者等の高齢化により、現地での立会いや土地所有者等の有する知見・情報をもとにした現在の調査手法によることが、今後ますます困難になるおそれがあります。
- 計画的かつ秩序ある土地利用及び有効利用を図るために、引き続き地籍調査を計画的に推進していく必要があります。

#### コンパクトシティ

- 「中心市街地における歴史と湧水を生かした観光・住環境の整備」を目的として、都市の再生に必要な都市計画道路をはじめとする公共公益施設の整備事業や、まちづくりに関するソフト事業を一体的に盛り込んだ都市再生整備計画事業を行っています。
- 平成28年（2016）に策定した「島原都市計画マスタープラン」に基づき、新山本町線及び霊南

山ノ神線沿線を店舗、事務所、病院などの立地が可能となる用途地域へ変更するなど、地域住民の利便性を高め、安心安全で住みやすいまちの形成に努めており、今後さらに都市計画道路等の幹線道路の整備に対応した用途地域等の変更、及び人口減少や高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりが必要です。

## ■ 景観・無電柱化

- 本市は、平成20年（2008）3月に景観行政団体となり、これまでに、「島原市景観計画」を策定、武家屋敷周辺を景観計画区域に指定し、島原城を中心とした景観計画区域の拡充に取り組んでいます。
- 現在は鉄砲町の「伝統的建造物群保存地区」指定に向けて取り組んでおり、引き続き、市民の同意を得るとともに、規制等との調整を図りながら進める必要があります。
- 島原城周辺の道路は、歩道はあるものの幅員が狭いため、観光客や市民等の城周辺散策時に円滑な移動ができるよう整備を進める必要があります。また、島原城周辺の景観向上、都市災害の防止のため無電柱化も併せて行う必要があります。

## ■ 浄化槽の整備

- 本市の汚水処理は、これまで個別の合併浄化槽設置者を対象とした浄化槽設置整備事業補助金の交付により浄化槽の整備促進を図っています。
- 本市の汚水処理人口普及率は平成30年度末で45.6%であり、全国平均91.4%、県平均80.9%と比較して低く、本市の汚水処理人口普及率の向上は急務であり、また人口減少社会のなかで持続的な財政負担を考えると、地域の実情に合った計画が必要となっています。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### ■ 1-1-1 地籍調査の実施

- 地籍（土地の所有者、地番、地目、地積、境界）を明確化することにより、災害復旧の迅速化、公共事業・土地取引等の円滑化、課税の適正化を図ります。

#### ■ 1-1-2 コンパクトシティの推進

##### ①都市計画道路の整備

- 市街地中心部の交通混雑解消、地域住民の利便性の向上、通学路の安全性の向上に加え、郊外から中心市街地へ人の流れを誘導する主要な道路で地域の活性化が期待できる路線として霊南

山ノ神線、親和町湊広場線、安徳新山線、新山本町線の整備を推進します。

### ②島原城及び周辺の整備

- 築城400年に向けて天守閣・矢狭間塀の改修、堀内や排水施設の整備等を進めます。
- 島原城外周道路の電線地中化、美装化を行い、安全で快適な通行空間の確保と歴史を感じる街並みづくりを行います。

### ③中心市街地の活性化

- 商店街の空き店舗をなくし、中心市街地の賑わいを取り戻すことを目的として、商店街に出店を目指す創業者に対し支援を行います。

### ④まちづくり活動の推進

- 地域の特性を生かした魅力あるまちづくりや、中心市街地への来客や観光客の増加による市街地活性化を目的として、住民主導のまちづくり推進協議会に対し活動支援を行います。

### ⑤用途地域等の変更

- 今後の人口減少や超高齢化社会に対応できるコンパクトなまちづくりを目指し、用途地域等の変更を検討します。

## 1-1-3 良好な景観の保全と形成

### ①重要伝統的建造物群保存地区の選定

- 鉄砲町の「重要伝統的建造物群保存地区」選定に向けて、地域の理解を得るとともに、景観計画区域の拡充と調整を図りながら、選定に向けて取り組みます。

### ②景観計画の拡充

- 「伝統的建造物群保存地区」の推進動向を見極めながら、該当地区と一体を成した景観計画の検討を進めます。

### ③街並み保存・環境の整備

- 本市の象徴である湧水と城下町の歴史を生かした良好な街並み景観を整備保全するために、景観計画区域をはじめ、まちづくり景観資産について整備、修景を行うほか、民間の修景事業に対して助成を行い、魅力あるまちづくりを推進します。

## 1-1-4 生活排水の適正処理

### ①個人設置型浄化槽の整備

- 従来の個人設置型浄化槽を柱とし、設置者への補助金交付等により整備促進を図ります。

### ②市町村設置型浄化槽整備事業（PFI事業）の検討

- 宅地密集地で合併浄化槽の設置が困難な区域については、PFI方式市町村設置型浄化槽導入の検討を進めます。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

地籍調査の立会い等、調査に協力しましょう。



土地利用のルールを守り、快適な生活環境を保ちましょう。



湧水と城下町の景観を守り、開発等の際は、環境・景観に配慮しましょう。



文化財を後世に伝えるために適切な保護に努めましょう。



合併浄化槽の設置に努め、保守点検、法定検査など適正な維持管理に努めましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
無電柱化延長	m	0	540
汚水処理人口普及率	%	45.6	54.5

※以下、現況値とは令和元年に得られる数値とし、目標値とは令和6年に得られる数値とします。

## 施策1-2 地域や暮らしをつなぐまち（公共交通・情報通信・道路）

### 施策の目指す姿

- 地域住民一人ひとりが公共交通について関心を持ち、市民が安全安心、快適に外出できる移動手段が確保されています。
- 2次交通やバス、鉄道、フェリー、高速船など、市民はもとより観光客にとっても利便性の高い交通環境が形成されています。
- 最新技術を取り入れた便利で質の高いサービスが受けられています。
- 身近な道路、幹線道路の維持・整備が行われ、市内外とのアクセスなど、人と車が安全に往来できるようになっています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 公共交通

- 少子化や自家用車の普及等により、本市においても公共交通の利用者は年々減少しており、地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 地域公共交通の維持・確保は、まちづくりや観光、福祉など様々な分野において本市の活性化には欠かせない重要な役割を持つものであり、市民一人ひとりが公共交通の重要性について関心を持つ必要があります。
- 地域公共交通を維持するため、移動手段の確保にあたっては、利用者の需要の変化等に柔軟に対応し地域にとって最適な交通システムの構築について検討し、関係機関との連携・協働により、その実現を図っていくことが必要です。
- 九州新幹線西九州ルートの開業に伴い、開業効果を最大限に高めていくことが必要です。

#### 情報通信技術

- 近年、ICT（情報通信技術）は、スマートフォンやタブレットの急速な普及やFacebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用拡大が進み、本市においても、市民と行政の接点の情報化の推進との位置づけから、平成30年度（2018）より、Instagram（インスタグラム）及びLINE（ライン）による情報発信を行っています。
- 地域の情報化に向けて、本市では、平成30年度（2018）に大学、市民及び地元企業との連携による地域ICTクラブを立ち上げ、小学生を対象としたプログラミングが可能なロボット教材を用いた学び合い事業を実施しています。

- ICTの目覚ましい進化・発展は、生活利便性の向上につながる一方、高齢者等が情報化に取り残されていくという情報格差の問題、コンピューターウイルスや不正アクセスなど、サイバー犯罪に対する情報セキュリティの確保が課題となります。
- 地域社会と行政の発展にとって、ICTの利活用はますます必要不可欠となる状況になるなかで、厳しい財政下でのICT投資の増加や、職員のICT活用能力向上などの人材の育成・確保が求められます。

## 都市計画道路

- 本市の都市計画道路は、ほとんどの路線が昭和37年（1962）に都市計画決定されており、人口減少期を迎える近年では、事業着手が難しくなっている状況にあります。
- 本市の都市計画道路の整備率は83.1%となっていますが、未着手区間では人口減少もみられるため、早期整備が求められています。
- 地域高規格道路「島原中央道路」（島原南北縦貫線）が平成24年（2012）に供用開始され、併せて「親和町湊広場線」の一部が供用開始されましたが、島原病院までのアクセスが悪く、救命救急の面からも早期整備が求められています。

## 幹線道路・生活道路

- 地域や暮らしをつなぐ道路網としては、地域高規格道路「島原道路」、国道、県道、都市計画道路を中心として形成されています。
- 島原市を縦断する地域高規格道路「島原道路」や国道は、島原半島内及び県央地域等をつなぐ重要な幹線道路であり、地域産業や市民生活を支える道路となっています。
- 地域高規格道路「島原道路」については、一部区間が開通したものの、未だ本来の目的に達しておらず、早期整備が求められています。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 1-2-1 公共交通の維持・確保

##### ①公共交通に関する意識啓発

- 地域住民一人ひとりが公共交通に関心を持ってもらうため、利用促進などの啓発活動を推進します。
- 交通事業者と連携しながら、イベントなどを通じて新たな需要の掘り起こしや広報啓発を実施します。

## ②新たな交通システムの導入

- 地域住民の意見を聞きながら、市内の主要な施設や拠点等、地域間を有機的につなぎ、市民の利便性向についても考慮しながら、実情に沿った最適な交通システムの導入について検討します。

## ③島原鉄道への支援

- 島原鉄道自治体連絡協議会において、引き続き総合的な協議を行うとともに、輸送に係る安全性の確保と事業継続のために必要な支援を行います。

## ④九州新幹線西九州ルート開業に伴う受入体制の構築

- 新幹線開業効果が最大限に得られるように、関係機関と連携しながら受入体制を構築します。

## 1-2-2 情報通信技術や最新技術の活用

## ①情報発信力の強化

- 市民と行政の接点となる情報化を推進し、本市の情報発信力の強化を図るため、情報媒体（SNS等と広報紙媒体の連携）の積極的な活用と市公式ホームページの見直しを進めます。

## ②情報格差（デジタル・デバイド）の解消

- インターネット等のICTを利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差であるデジタルデバイド（情報格差）を解消し、市民が平等にICTの恩恵を受けられるように、市民・企業・行政の協働によるICT活用に対するサポート体制の構築を進めます。

## ③Society5.0を見据えたスマート自治体の推進

- IoT、AI、ロボティクス等の最新技術を活用しながら、効果的・効率的に質の高い市民サービスを提供するスマート自治体を目指します。
- Society5.0を見据えて、最新技術の各施策への展開について検討を進めます。

## ④マイナンバーカードの利活用

- 行政手続きの簡素化による市民生活の利便性を向上させるため、マイナンバーの利用範囲の拡大を進めます。

## 1-2-3 都市計画道路の整備

- 市内幹線道路網の骨格を形成する都市計画道路の計画的な整備促進を図ります。
- 霊南山ノ神線（上の原工区）については、早期の供用開始に向けて整備します。
- 新山本町線（上の原工区）については、県に協力し一体となって、事業の推進に努めます。
- 親和町湊広場線（新湊工区・下川尻工区）及び、安徳新山線（南下川尻工区）、外港線については、計画的に事業を推進し早期完成を目指します。
- 新山本町線（新山工区）及び安徳新山線（緑町工区）については、引き続き、県営事業での事業化に向け要望活動を行います。

## 1-2-4 市内外をつなぐ道路網の整備

### ①地域高規格道路「島原道路」の整備推進

- 地域高規格道路「島原道路」の出平有明バイパスの整備促進、並びに島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期事業化を図るため、県が行う用地交渉等に協力するとともに、国や県に要望活動を行います。
- 「島原道路」沿線4市の住民及び関係団体による島原道路建設促進大会を開催します。

### ②国道未改良区間の整備推進

- 国道57号、国道251号の歩道未整備区間について、早期整備の要望活動を行います。

### ③県道未改良区間の整備推進

- 県道野田島原線、島原・湊停車場線の未改良区間について、早期整備の要望活動を行います。

### ④市道の整備

- 市民生活における円滑な移動と安全を確保するため、計画的な整備並びに維持管理を行います。

### ⑤島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の推進

- 産業・経済・文化・観光など多方面への多大な波及効果が期待できるため、関係自治体と連携しながら要望活動等を行います。

### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

公共交通機関の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。



ICT（情報通信技術）を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。



道路の環境美化に協力しましょう。



道路事業への関心を高め、要望活動等へ積極的に参加しましょう。



## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
都市計画道路整備率	%	83.1	85.8
市道改良率	%	52.9	53.2

## 施策1-3

## 豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）

### 施策の目指す姿

- 豊かで潤いのある水資源が、後世に引き継がれています。
- 健全で持続可能な水道事業により、安全でおいしい水が供給されています。  
（いつもの水道・快適な水道・頼れる水道・健全な水道）



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 水資源

- 湧水は島原を代表する貴重な資源ですが、湧水枯れがみられるといった指摘がなされています。本市では、島原市地下水保全要綱の制定や定期的な湧水の実態調査を実施してきましたが、今後も引き続き湧水の現状把握に加え、湧水の保全や利活用について検討していく必要があります。
- 農業や畜産業による、河川汚染防止や土壌浸透による地下水汚染の防止を中心とした更なる環境保全に取り組むことが求められます。

#### 水道

- 本市の水道事業は、水源を100%天然地下水により運営していますが、水源ごとに水質が異なり、中には水質の悪化もみられるため、必要に応じて改善に取り組んでいます。
- 人口減少や節水機器の普及により、給水収益は今後減少傾向が予測されるほか、既存施設の老朽化や全国各地で頻発している自然災害に対応するため、今後施設設備の更新・耐震化など設備投資の増大による経費の増加が懸念されます。
- 現在の有収率は、配水管・給水管の漏水により全国・県の平均を下回っている状況です。



### 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

#### 市の取り組み（主要施策）

##### 1-3-1 水質・湧水量の保全

###### ①島原半島窒素負荷低減計画

- 地下水汚染については、島原半島窒素負荷低減計画に基づいた対策を推進します。また、地下

水汚染の現状についての情報を公開していくとともに、飲用不適となった井戸のある世帯については、上水道への切替の必要性を周知します。

### ②湧水量等調査

- 湧水量等を調査する湧水地実態（現況）調査を継続し、本市における湧水の現況を定期的に把握します。また、湧水の利活用の方策や、湧水枯れ等の状況によっては湧水利用の制限についても検討します。

### ③飲用井戸及び湧水の水質検査

- 水質検査を行い、必要に応じ環境基準を超過している井戸使用者への対策の勧奨を行います。

### ④島原市地下水保全要綱に基づく地下水採取届

- 新たに井戸を掘る方には地下水採取届出書の提出を求め、井戸数の推移を把握します。

## 1-3-2 安全安心な水の安定供給

### ①水質改善（有明・三会地区・安中地区）

- 将来的には、良質な水源のみを使用した水道水供給を目指す。第一段階として、各施設の流量調整により、良質な水源水の流入量を増やし希釈率アップを目指します。
- 上の原水系から新たに移設築造する安中配水池への送水計画を実施し、良質な水質の供給を行います。

### ②アセットマネジメント導入

- 国が推奨する基準によるアセットマネジメントを導入し、長期的な水道施設の更新等整備計画、経営戦略を策定します。

### ③上の原浄水場・安中配水池の耐震化

- 県の生活基盤施設耐震化等交付金事業として、老朽・経年劣化が著しい上の原浄水場及び安中配水池の耐震化を実施します。

### ④有収率向上対策

- 漏水多発区域の配水管更新を計画的に実施するとともに、併せて給水管修繕を行うことで有収率の向上を目指し維持管理コスト削減を図ります。

### ⑤収支計画の策定、料金改定の検討

- 各取り組みの実施により、収支計画を再度策定し、料金改定期期の再検討を図り、改定期期の繰り延べ改定率の引き下げを目指します。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

節水に努め、水資源の維持に努めましょう。



宅内で漏水が発生しないよう適正な維持管理を行うとともに、日頃から水道メーター（量水器）を確認し、宅内漏水の早期発見に努めましょう。



漏水が発生した場合は、早期に市役所へ連絡しましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
硝酸性窒素等の濃度の環境基準値超過率	%	47.1	50.0以下
上の原浄水場・安中配水池耐震化事業進捗率	%	22.0	100.0

## 施策2-1

## 快適に住まうまち（住環境・定住促進）

### 施策の目指す姿

- 若者が安心して定住することができ、移住希望者が希望を持って移り住み、定住につながっています。
- 空き家等に関する対策、適切な管理により、快適で質の高い住環境が保全されています。
- 市民による公園の維持・管理の手法が進み、地域に根付いた公園づくりを推進します。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 定住

- 人口減少と少子高齢化が進行する中、定住・移住の促進を図り、社会増を目指すことが必要となっています。
- 本市では定住・移住の推進に向けて、定住・移住の専用ホームページを作成し、情報発信をするとともに、ながさき移住サポートセンターと連携し移住相談会を都市圏で積極的に行うなど、定住・移住の促進に向けた取り組みを進めています。
- 「スローライフ」や「田舎暮らし」などライフスタイルに対するニーズが多様化するなか、地域の空き家や農地等を生かし、本市に移り住んでみたいと思える地域づくりが必要となっている中で、若者世代の定住に向けた雇用の場の確保が課題となっています。

#### 空き家

- 近年、少子高齢化や人口減少社会の到来により全国的に空き家が増加し、特に適切な管理が行われていない空き家については、防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており、社会問題となっています。
- 本市においても、平成29年度（2017）の実態調査の結果、552件の空き家を確認。この内、特定空き家と思われる危険度判定がC及びDランクの件数が71件となっています。
- 今後、空き家が増加することが予想されるため、その対策が急がれます。所有者等への適正管理の啓発等に努め、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす管理不全な空き家の発生を防ぐことが必要となっています。

## ■ 公営住宅（住環境）

- 本市では、市内に居住または居住しようとする人で、住宅に困窮している人に対して、公営住宅の空き状況等を周知し管理を行っています。
- 島原市営住宅長寿命化計画に基づき、入居者への安全性や居住環境の改善に配慮しつつ、計画的に順次改修を実施し、住宅の長寿命化を図ります。
- 島原市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化が進んでいる被災者用住宅（稗田団地・杉山団地）や耐用年限を経過した住宅（桜馬場住宅・坂上住宅・霊南住宅・梅園団地の一部）について、入居者への移転計画説明会、意向調査等を実施して、他の市営住宅等への移転を進めております。

## ■ 公園の整備

- 公園の整備や維持・管理については、市民の手による計画と管理体制を踏まえた「まちじゅう公園づくりマスタープラン」の策定を推進し、各地区の公園整備や街路緑化の計画的な推進を図るとともに、市民と訪問者の双方が心地よく過ごせる空間づくりが求められています。
- 公園利用者が利用しやすい施設となるよう、除草、剪定、遊具の点検等については、適切に行うように努めるとともに、愛護団体による取り組みや、民間活力を活用した公園の整備、管理についても検討する必要があります。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### ■ 2-1-1 定住の促進

- ①古民家等の空き家や空き店舗、空き地の有効活用
  - 管理が良好な空き家については、空き家バンクへの登録を推進し、空き家等の有効活用を図ります。
- ②しまばらでの暮らしに関する情報や体験機会の創出
  - お試し住宅の整備を行い、農業体験等の田舎暮らしを体感できる場を提供します。
  - 移住・定住を希望する方へ、専用ホームページを通じてしまばらの暮らしに関する情報を広く発信します。
- ③移住・定住のサポート
  - ながさき移住サポートセンター等関係団体と連携し、都市圏での移住相談会を実施し、本市への移住・定住につなげます。
  - 移住者懇談会を定期的を開催し、移住者の定住をサポートします。

#### ④地域おこし協力隊の活用

- 地域おこし協力隊が活動期間中に起業するなど、本市に定着し、まちづくりのリーダーとしての役割を担うことができる人材を育成します。

#### ⑤関係人口の創出・拡大

- 関係人口の創出拡大に努め、地域活力の向上や将来的な移住の掘り起こしに取り組んでいきます。

### 2-1-2 空き家対策の推進

#### ①空き家等対策総合窓口の対応

- 空き家を所有する市民の悩みを相談できる空家等総合窓口において、相談内容に応じて専門家の相談窓口等を紹介するなど、必要な助言指導を行います。

#### ②空き家データベースの整備・活用

- 所有者特定及び特定空家判定のために再調査を行い、空き家データベースの更新、整備、活用を行います。

#### ③老朽危険空家除去支援事業の推進

- 市内にある適切な管理が行われていない空き家の解体を促進するため、老朽化し危険な状態にある空き家の除却について支援を行います。

### 2-1-3 公営住宅の適正な維持管理

#### ①公営住宅の長寿命化

- 耐用年限の2分の1を超えた公営住宅（柏野住宅、花の丘団地）について、年次計画に基づく外壁改修を行い、住宅の長寿命化を図ります。

#### ②公営住宅の解体・取り壊し

- 島原市公共施設等総合管理計画に基づき、被災者用住宅（稗田団地・杉山団地）や耐用年限を経過した住宅（桜馬場住宅・坂上住宅・霊南住宅・梅園団地の一部）については、公営住宅の統廃合により維持管理経費の削減を推進します。

### 2-1-4 公園の維持管理

#### ①公園維持管理

- 公園利用者が利用しやすい施設となるよう、除草、剪定、遊具の点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

#### ②公園管理を行う住民組織への支援拡充

- 市民参加による公園の維持・管理を推進するために、愛護団体制度等について周知し、普及に努めます。

#### ③公園管理者へのマナー周知

- 公園の美観を維持し、気持ちよく公園を利用できる環境をつくるために、公園利用者へのマナーの周知を図ります。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）



空き家、空き地の管理は責任を持って行いましょう。



公園の利用マナーを守り、園内の美化に努めましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
社会増減	人/年	△224	100
移住者数	人/年	50	100

## 施策2-2 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）

### 施策の目指す姿

- ごみ問題、資源循環活動に対する意識が高まり、市民が主体となって分別やリサイクル、減量化が進んでいます。
- 計画的な間伐、害虫駆除により、市内の森林環境が保全されています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### ■ 循環型社会

- 環境保全については、世界的な環境問題への関心が高まるなかで、環境に関する市民の意識は向上しています。しかし、一方でごみのポイ捨てや不法投棄の問題等、一部の市民や事業所のモラル・マナーの低下も指摘されており、必ずしも意識の高まりと実際の行動が一致していない状況もみられます。
- 市民のごみ減量やリサイクル活動は一部の動きにとどまっており、活動が市全体に広がるよう、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図るとともに、市民・企業・行政が一体となった取り組みが求められています。

#### ■ 環境保全（森林整備・害虫駆除）

- 森林環境整備は、治山・治水等において多面的な機能を果たしているほか、国土保全や水源涵養機能、自然景観の構築の面からも重要な取り組みです。
- スギ・ヒノキの市有林については、雲仙森林組合による計画的な間伐等を実施しています。
- 松くい虫被害対策では薬剤散布や樹幹注入等を行っていますが、私有林から市有林への被害拡大が発生しており、所有者の管理の行き届かない私有林についても伐倒駆除（衛生伐）を行っていく必要があります。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 2-2-1 循環型社会の構築

##### ①ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援

- ごみの再資源化や生ごみ堆肥化等、リサイクルシステムの構築を進め、環境負荷の低減を図ります。また、ごみのステーション化により、収集の効率化を図ります。

##### ②環境保全意識向上のための啓発活動の展開

- 市民や事業所の環境保全意識やモラル・マナーを高めるため、様々な機会を利用して啓発・広報活動を実施します。
- 家庭でできるエコドライブ、マイバッグ、エコクッキングなど、市民・事業者の連携・協力による温暖化対策の啓発活動を推進します。

##### ③公害や不法投棄の防止に向けた監視・指導

- 悪質な公害・不法投棄に対して、関係機関や市民団体等と連携して、監視体制を強化し、指導を行います。

#### 2-2-2 森林環境の保全

##### ①市有林・分収林の間伐の実施

- 島原市森林経営計画に基づき、市有林・分収林の計画的な間伐等を実施します。

##### ②松くい虫の駆除

- 松くい虫対策として、伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入を行います。

##### ③森林環境譲与税を活用した私有林の間伐等

- 平成31年度から譲与を受ける森林環境譲与税を活用し、私有林かつ人工林で市が管理を受託した森林について、私有林についての管理委託の意向調査を行いながら、間伐などの取り組みを行い、森林資源の適正な管理に努めます。

### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

ごみの分別、リサイクル等、ごみの減量化に取り組みましょう。



不法投棄の防止に向け、地域で協力しましょう。



森林の有する治山機能など、森林環境の大切さを理解し、保全に努めましょう。



環境に配慮した生活を心がけましょう。





## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
年間ごみ排出量	トン	19,474	18,334
ごみの再資源化率（資源ごみ/全ごみ）	%	19.69	25.80

## 施策2-3 いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）

### 施策の目指す姿

- 「自助」「共助」「公助」の連携により、市民の生命・財産が守られています。
- 本市に起こりうる自然災害の被害を最小限抑えるための対策・整備が進んでいます。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 地域防災活動

- 地域防災においては、災害発生時に命を守るためには「自助」、「共助」、「公助」の連携による地域防災力を高め、災害に強いまちづくりが必要不可欠です。市内では、自主防災会主導で実施する避難訓練、初期消火訓練及び自主防災会リーダー研修会等を実施しています。
- 地域では、これまでの取り組みを一層進めるとともに、今後は高齢者や障害者、妊産婦といった災害時の避難にあたって配慮が必要となる要配慮者のうち特に支援を要する方（避難行動要支援者）への対策が必要となっています。
- 消防団については、常備消防との連携を図りながら、新入団員の訓練や消防団総合訓練などを通して、消防団員の資質と機動力の向上に努めるとともに、消防自動車や老朽化した設備の更新、消火栓の増設などを計画的に整備しています。

#### 火山対策

- 雲仙普賢岳の山頂に大量の堆積物が溶岩ドームとして不安定な状態で存在しており、崩落の可能性が危惧されています。眉山では、近年の大雨により、表面剥離の拡大や、土砂の移動がありますが、民有地には達していない状況です。
- 火山対策としては、雲仙復興事務所、長崎森林管理署、九州大学地震火山観測研究センター、長崎県など防災関係機関と連携を図り、監視、観測体制を強化し、治山事業や砂防事業などの対策を行っています。

#### 高潮・浸水対策

- 平成24年（2012）9月の台風16号により、高潮で甚大な浸水被害を受けた船津地区の浸水対策として、広馬場下の船溜まり（約4,500㎡）の公有水面を埋立てることにより、高潮に伴う浸水被害を防止するもので、計画的に整備を進めています。

- 船津地区においては、公有水面の埋立てに加え、県施工による高潮堤防と堤防内の雨水等を排水するポンプ場、地区の緊急避難道路の役割を持つ有馬船津5号線の早期整備に向けて、県や地域と密接な連携が求められます。

## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 2-3-1 地域防災力、消防・救急体制の強化

##### ①防災意識の高揚

- 防災訓練の実施や市のホームページや広報のほか、ケーブルテレビなど、メディアも利用した啓発に努め、市民がふだんから防災に対する備えをするよう働きかけます。

##### ②自主防災の活性化

- 町内会長とは別に会長を定めるなど、自主防災会の再編成とともに、防災士を活用し、組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域で互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進めます。
- 防災資機材の整備や防災訓練実施などを通じて、実際に見る、話す、肌で感じることで、今後の組織運営の活性化につなげます。

##### ③避難行動要支援者対策の推進

- ひとり暮らし高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者名簿を、民生委員、町内会長・自治会長、消防団等と共有し、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、支援体制を構築します。

##### ④消防・救急体制の強化

- 地域との交流や啓発、事業所への周知により、消防団の必要性、重要性への理解を深め、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて消防団の育成や活動の充実を図ります。
- 消防施設の整備を計画的に進め、消防力の充実を図ります。
- 医療機関や関係自治体との連携を一層強化し、迅速に対応できる救急体制の充実を努めます。

#### 2-3-2 砂防・治山対策の推進

##### ①国、県への要望、関係機関との連携による対策の推進

- 県を通じて国へ要望するほか、直接国へ要望する機会をつくります。
- 関係機関に対し、砂防、治山事業に携わっていること、事業内容などについて周知を図り、連携して対策を推進します。

##### ②ハザードマップの周知

- 市民の防災意識の高揚を図り、災害時に安全かつ的確な避難行動ができるよう従来の防災マップに、調査が完了した土砂災害警戒区域、浸水想定区域及び雲仙岳噴火シナリオを盛り込んだマップを作成し、定期的に周知を図ります。

### 2-3-3 高潮・浸水対策の推進

#### ① 広馬場下公有水面埋立事業

- 平成31年度（2019）から埋立事業を実施し、早期の完成に向けて計画的に整備を進めます。

#### ② 防災道路及び排水ポンプ場の早期整備

- 有馬船津5号線及び排水ポンプ場整備に向けて、県や地元と密接な連携を図りながら早期完成に向け取り組みます。

#### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

「自らの身は自らで守る」という意識を持ちましょう。



漏水が発生した場合は、早期に市役所へ連絡しましょう。



災害や救急時に、高齢者や障害のある人、妊産婦等への援助に協力しましょう。



#### 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
自主防災組織の再編（全226町内会・自治会中）	町内会・自治会	54	180
避難行動要支援者個別計画の作成	地区	0	7

## 施策2-4 地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）

### 施策の目指す姿

- 市民が防犯や交通に対する知識を深め、犯罪や事故に巻き込まれない環境が形成されています。
- 市民が意識を持って犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができます。
- 消費者被害を最小限に止めるための相談体制が整っています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 防犯・消費者被害対策

- 地域のつながりが薄れていくなかで、高齢者や子どもを犯罪から守るための防犯教室、出前講座等のほか、地域で見守っていく体制づくりを進めるなど、犯罪の抑止活動を推進していくことが求められます。
- 特殊詐欺の被害を防ぐために、消費者教育や啓発、消費生活相談の充実を図るとともに、関係機関との情報共有・連携を深める取り組みが求められます。
- 犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等が置かれている状況に合わせ、社会全体で効果的に支援を行っていく必要があります。

#### 交通安全対策

- 高齢者や子どもが交通事故に遭うことがないように、交通安全教室や高齢者の自動車運転体験型講習、子どもたちへの自転車教室、出前講座等を通じて意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の設置など、交通事故の発生しにくい環境整備を進めていく必要があります。
- 近年では、高齢者ドライバーによる交通事故が多発するなど、交通安全対策の更なる推進と交通安全意識の高揚が必要です。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 2-4-1 防犯対策の推進

##### ①防犯に関する情報や知識の普及

- 市民の意識の向上を図るため、年齢層に応じた防犯教育や教室を開催し、周知・啓発を行います。
- FMしまばらの防犯情報等、地域の防犯情報の発信について周知を図ります。

##### ②見守り・防犯パトロールの充実

- 市・関係機関・関係団体・事業所と連携し、見守り活動を行い、地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。
- 地域安全パトロール員の増員など、防犯パトロール活動の充実を図り、犯罪防止に努めます。

##### ③犯罪被害者等支援の充実

- 犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者支援計画により、犯罪被害者等を支援し、安心して暮らせる社会を目指します。

#### 2-4-2 消費者被害の防止

##### ①特殊詐欺未然防止事業の推進

- 自動通話録音装置の設置を推進し、被害の減少に努めます。

##### ②消費生活相談の充実

- 消費生活被害に関する情報や相談窓口の周知を図り、自立する消費者の意識の高揚に努めるとともに、相談を通じて市民が安心して過ごせるよう支援します。

#### 2-4-3 交通安全活動の推進

##### ①交通安全教室の推進

- 市民の意識の向上を図るため、年齢層に応じた交通安全教育や教室を開催し、事故を未然に防止するための安全教育を行い、交通安全意識の啓発に努めます。

##### ②高齢者ドライバーへの安全対策

- 高齢者向けの体験講習を開催するなど、高齢者の交通安全対策を推進します。
- 高齢者が免許返納しても移動に困らないよう、公共交通の利用や移動手段について情報を発信するとともに、必要な移動環境について整備、検討を行います。

##### ③交通安全施設の整備

- 市民からの情報提供等により、交通危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備並びに維持管理を行います。

## 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

地域の連帯意識を高め、地域で子どもたちや高齢者を見守りましょう。



ひとりで悩まずに相談しましょう。



交通安全講習に参加し、交通安全意識を高めましょう。



犯罪被害者等支援の理解を深めましょう。



## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
地域パトロール員数	人	9	16
刑法犯認知件数	件	138	96

## 施策3-1 自然の恵みを供給するまち（農業）

### 施策の目指す姿

- 農業後継者やUターンでの新規就農者、外国人労働者の受入により、様々な世代、国籍の方が、本市で農業に取り組んでいます。
- 農作業のICTなど、スマート農業による省力化が進んでいます。
- 農業基盤の整備、農業生産の向上を図ることで安定した農業経営が確立しています。

### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 担い手・労働力の確保

- 近年、農業従事者の高齢化や、後継者不足による農家戸数の減少が全国的に問題になっており、農林水産省の統計調査（農林業センサス）によると、平均年齢は年々高くなり、農家戸数においては年々減少傾向となっています。
- 本市においても農業従事者の平均年齢は年々高くなっており、後継者不足等による農家戸数の減少や、労働力不足が問題となっています。そのため、農業後継者やUターン者などの新規就農者の確保を行うとともに、地域農業の担い手が活躍できる補助事業の充実、外国人労働者の受入が必要となっています。

#### 農業の振興

- 本市は、県内総生産の農業部門の約1割を生産する県内有数の農業地帯であり、「だいこん」や「にんじん」、「はくさい」、「すいか」等の野菜・果樹から、「鶏卵」や「豚」、「肉用牛」、「生乳」等の畜産物、「きく」等の花卉に至るまで、季節を問わず様々な農産物を全国に供給しています。生産性が高く、農家一戸当たり、耕地面積当たりの生産農業所得は、県内でもトップクラスの水準にあります。
- 平成27年（2015）の本市の農業労働力をみると、農家戸数は1,438戸、農業就業人口は2,371人であり、ともに昭和55年（1980）の約半数に減少しています。農業生産の中心となる専業農家の割合は37.3%と高いものの、65歳以上の割合が37.4%に達しています。今のところ担い手不足は顕在化していませんが、高齢化による離農が進めば、深刻な担い手不足に陥る可能性があります。
- 今後は、農業従事者の高齢化や、後継者不足による農家戸数の減少が見込まれることから、担い手や労働力の確保と併せて、省力化に向けた農作業のICTなどを活用したスマート農業への取り

組みが必要と考えられます。

- 本市の農業の基幹部門である畜産についても、規模拡大や産地間競争に対応しうる基盤の確立が必要です。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 3-1-1 労働力・担い手の確保

##### ①新規就農者・若い世代の担い手確保

- 各種移住相談会に参加するほか、お盆、正月に帰省されている方をターゲットとした夏期、冬期で就農相談会を開催し、新規就農者の確保を目指します。
- 国の農業次世代人材投資事業等の活用により、Uターン就農を含めた新規就農者を確保します。

##### ②雇用による農業労働力の安定供給

- 農業生産の維持・振興を図るため、労力支援システムを強化するとともに、外国人雇用や移住促進も併せて取り組みながら、労働力の安定的な確保に努めます。

##### ③農業従事者の育成・生産技術の伝承

- 認定農業者等が持つ高い生産技術の伝承を進め、農業経営者の育成を図ります。

#### 3-1-2 農業の振興

##### ①農地集積の促進と生産基盤の整備

- 農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を有効に活用し、担い手への農地集積・集約化を加速させ、経営の規模拡大や耕作放棄地の発生防止等につなげます。
- 狭小・不整形なほ場については、農作業の省力化や効率化が図れるよう生産基盤の整備を行い、優良農地化を図ります。
- また、近代的な農業用施設や農業用機械の導入等により、経営の規模拡大等を進め、産地の維持・強化を図ります。

##### ②スマート農業の推進

- 農業分野においてICTをはじめとする新たな技術の周知、活用を図り、生産性・効率性の向上につなげます。
- 国、県、関係部署との情報を共有し、今後の新技術による省力化の取り組みを広く周知し、活用を促進します。

##### ③畜産の産地化と生産基盤の強化

- 血統、体格、肉質、資質能力の優れた基礎家畜を導入・育成するとともに、規模拡大や経営改善に必要な施設や機械等の導入を支援し、経営の安定と競争力の強化を図ります。

④農商工連携の推進

- 地域内の経済の好循環を生み出すため、農商工連携を推進し相乗効果の仕組みを目指します。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

次の世代へ本市の農業を継承するために、担い手の育成に取り組みましょう。



優良農地化に取り組みましょう。



新たな技術を活用した農業に関心を持ちましょう。



地元の農畜産品に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
農地集積率	%	62.2	77.2
畜産の主要品目の産出額（肉用牛・乳用牛・豚・採卵鶏）	億円	70.8	74.3



## 施策3-2 水産資源を守り育てるまち（水産業）

### 施策の目指す姿

- 漁業者が笑顔で漁業に取り組んでいます。
- 将来を担う漁業者とともに、つくり育てる漁業が確立されています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 担い手の確保

- 平成28年の本市の漁業就業者数は、382人であり、65歳以上が約48%に達し、次代を担う20代の若い漁業者がほとんどおらず、深刻な後継者不足に直面しています。
- このような状況に至った1つの要因としては、漁獲量の減少による所得低下が挙げられます。平成29年の本市の漁獲量は約795トンであり、平成19年（約1,600トン）と比べると約50%にまで落ち込んでいます。

#### 水産業の振興

- 本市の水産業は、小さな漁船で操業する経営体が多く、漁場は有明海沿岸の恵みに支えられた漁業が行われています。また、海面漁業に加え、養殖業が盛んに展開されており、カレイやエビ、タコ、イカをはじめ、ノリ、ワカメ、コンブ等の多様な魚介類、海藻類が水揚げされます。
- 近年ではトラフグの陸上養殖に続き、アワビの陸上養殖にも取り組んでいます。
- 本市の漁業者の多くは、島原漁業協同組合と有明漁業協同組合の正組合員として水産業を営んでいます。



### 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

#### 市の取り組み（主要施策）

##### 3-2-1 漁業者の確保・育成

- 漁業者が安心して水産業を営める環境を整備することで若い漁業者の確保・育成を図ります。
- 将来の漁業の担い手となる人材となるよう、子どもの頃から漁業に触れる機会を増やし、水産

業への理解と普及促進に努めます。

### 3-2-2 水産業の振興

#### ①水産資源の回復

- 水産資源の減少に歯止めをかけるため、関係自治体及び漁業協同組合等との連携による種苗放流や、「水産多面的機能発揮対策」を活用した藻場・干潟の保全に努めます。

#### ②つくり育てる漁業の推進

- 漁獲量の減少による所得低下を防ぐため、藻場や干潟の保全活動に取り組むとともに、地域特性に合った種苗放流の実施や養殖業を継続して支援します。
- 漁業者と連携しながら継続して、新たな養殖技術の開発や技術を応用した事業化を促進します。

#### ③漁業環境の整備

- 有明海西部の関係漁業協同組合と連携しながら、冷凍冷蔵庫等、共同利用施設集約化にかかる漁業関連施設の整備について支援を行います。
- 加工施設や直売所等の整備を支援し、水産物の販売促進を図ります。
- ICT等を活用したスマート漁業を推進し、漁獲労力の削減や食害対策等に取り組みながら経営基盤の強化を図ります。

### 3-2-3 漁業協同組合の組織基盤強化

- 漁協の組織基盤強化のために行われる広域合併については、継続して協議を進めます。

#### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

職業の選択肢として漁業も加えてみましょう。



海をきれいにしましょう。



沿岸の水産物に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。



### 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
漁獲量	トン	(H29) 795	1,000
新たな養殖技術の開発	件	2	4

### 施策3-3 暮らしを支える商工業のまち（商工業）

#### 施策の目指す姿

- 島原の物産の強みを生かせる「食」を活用した商品の開発、海外を含めた広範囲の販路開拓が進み、地域経済を支えています。
- 中心市街地商店街に賑わいがあり、高齢となっても市民が買物に困ることがない環境となっています。



#### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

##### ■ 特産品・販路の拡大

- 市内事業者の商品販路は地元における販売が主なものでしたが、人口減少に伴い、販売機会が減少しており、市外に向けた販路開拓の必要性が高まっています。
- 島原市特産品認定制度で市が優れた特産品として認定した商品（SQ商品）は、大消費地においても対応できる商品として市場の評価は高く、近年、新たな発想の商品、意欲的な新商品が続々と生み出されています。
- 様々な商品が積極的に開発されている一方で、市場の評価が定着するためには、消費者の嗜好や市場の動向等に対応できる事業者自身の取り組みが必要であり、今後も商品のブラッシュアップが不可欠となります。

##### ■ 商工業の振興

- 本市の商業は、モータリゼーションの進展による生活圏の拡大及び郊外大型店の立地により、厳しい状況に置かれています。
- 農水産業が盛んなことや市内に食料品製造業が多いことから、飲食料品の卸売業や小売業が多くなっています。
- 本市の工業は中小規模の事業所で構成されており、食料品製造業や繊維工業等の生活関連型の製品を取り扱う事業者が多くなっています。急速な需要拡大が見込めないため成長性に乏しく、また、新たな設備投資が起こりにくく、生産性の伸び悩みがうかがえます。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 3-3-1 特産品の販路拡大

##### ①特産品の開発

- 島原市特産品認定制度（島原スペシャルクオリティ：SQ）による高品質な商品をSQ商品として認定するとともに、消費者ニーズに応じて認定商品の改良を支援します。

##### ②認知度向上の推進

- 定期的に都市圏の有名レストランにおけるフェア並びに大手百貨店における物産展を開催し、島原市の農水産品に対する認知度向上を図るとともに、島原市及び特産品に対するファンづくりを目指します。
- 流通関係者を島原に招き、産地訪問によるニーズのマッチングを実施します。

##### ③販路拡大の推進

- バイヤー交流商談会やセミナーを開催するとともに、市場となる都市圏で開催されるビジネスマッチング商談会や海外見本市・商談会へ参加することで、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援します。
- レストランにて島原産品を食材としたフェアを開催することで農畜水産物のイメージアップと飲食業への販路開拓を目指します。

#### 3-3-2 商工業の振興

##### ①中小企業の経営基盤強化の支援

- 中小企業の設備資金や運転資金の融資及び融資資金の利子等を助成することにより、経営の持続化・安定化を図ります。

##### ②規模拡大を図る地場企業への支援

- 既存事業所の増設や移転等により規模拡大を図る地場企業に助成することにより、生産性の向上を図ります。

##### ③中心市街地商店街の活性化

- 中心市街地商店街の空き店舗対策等に対する支援を行い、まちの賑わいを創出し、来街者を増やすことにより、まちなかにおける商業の振興を図ります。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

消費者を意識した商品開発に取り組みましょう。



バイヤー交流商談会やセミナーへは積極的に参加しましょう。



市役所において相談を随時受け付けていますので、気軽に連絡しましょう。



地元特産品に関心を持ちましょう。



できるだけ地場産品を購入しましょう。



買物は地元でしましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
百貨店等常備品商品数（累計）	商品	90	115
島原市中小企業振興資金の融資実行件数（累計）	件	12	87

## 施策3-4 ▶ 訪れてみたい、魅力のあるまち（観光業）

### 施策の目指す姿

- 「城下町」や「湧水」などによる、島原らしい賑わいが生まれ、観光客の訪れるまちとなっています。
- 島原市を五感で感じることのできる体験・周遊型の観光メニューが揃っています。
- 観光客のアクセス環境の向上が、市外との交流人口の拡大につながっています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 観光の振興

- 観光業は、本市の主要産業の1つであり、歴史的に培われた風土や文化、情緒に加え、温泉や火山、湧水等、多くの特色ある観光資源を有しており、特に島原城、武家屋敷、清流亭、四明荘、鯉の泳ぐまち、銀水などを中心とした施設では、周遊型観光の促進を図っています。
- 今後の観光振興では、島原ならではの風情や賑わいを創出し、「歴史」「湧水」「温泉」「火山」といった体験型の要素を取り入れることで、複合的に観光資源を連結させ、観光客の周遊性を高め、滞在時間を延長させる取り組みが、更に求められます。
- 観光客が周遊しやすいよう、観光施設の整備はもとより、街歩きマップなど観光パンフレットや、歴史や文化や観光資源の融合や見せ方の工夫、日常的なサービスを含めたおもてなしの心の醸成が求められます。

#### 観光客のアクセス環境

- 九州新幹線西九州ルートの開業を見据え、雲仙天草国立公園や島原半島ユネスコ世界ジオパーク、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産など、市域を超えた広域的な視点に立った魅力的な地域資源を活用できるよう、地域公共交通の維持や利便性の向上に努めています。
- 観光戦略における公共交通の核となる鉄道については、沿線自治体及び県と連携し、鉄道輸送の安全性の向上と島原鉄道の維持・発展に向けた支援を図りながら、利用者増につながるよう島原鉄道の魅力を発信しています。
- 島原鉄道の歴史や地域の特性を活かしたオリジナルストーリーを磨き上げ、旅行商品の造成や1号機関車をモチーフにした観光列車の導入を進め、効果的なマスメディア戦略により島原鉄道を全国ブランドの鉄道へと展開を図る必要があります。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 3-4-1 観光の振興

##### ①体験型観光事業の推進と観光商品の提供

- 観光客の回遊性を高め、滞在時間を延長させるために、市内にある観光資源を連携させ観るだけでなく、触る、学ぶといった体験型の要素も積極的に取り入れ、観光客の視点に立った魅力ある観光商品を提供します。

##### ②魅力的な観光施設の整備

- 島原城・武家屋敷・四明荘・銀水等や足湯を含めた温浴施設、湧水等の集客を期待できる観光資源については、観光客の視点に立った観光施設としての整備に加え、魅力的な見せ方やインバウンド向けの整備に取り組みます。

##### ③観光地「島原」のPR強化

- 島原半島ユネスコ世界ジオパークを核として地質遺産や自然環境を活かすなど、島原城・鯉の泳ぐまち・銀水などを一体とした観光地「島原」のイメージの醸成と体験型・周遊型観光のPR活動に取り組みます。
- 旅行者の需要や関心が多様化していることを踏まえ、グリーンツーリズム、スポーツツーリズム、ロケツーリズムなど、テーマ性の強い観光のPRを進めます。

##### ④島原観光ビューローとの連携

- 島原観光ビューローを核に、観光PRや誘致活動をはじめ、観光施設の運営や2次交通、街中フリーWi-Fiの整備、各種イベントなど戦略的な観光施策に取り組みます。
- 島原観光ビューローが推進するDMOの取り組みについて、市のビジョンや各種計画との整合性を図るなど、連携した取り組みを進めます。

#### 3-4-2 観光資源の開発

- 島原半島ユネスコ世界ジオパークの地域資源を核として観光客の呼び水となる火山や温泉等を活かしたまちづくりを進めるとともに、イベント等の充実を図ることで観光客の増加に取り組みます。
- 歩きながら地域の自然や景観、食を楽しむオルレコースについて、南島原市をはじめ各地の九州オルレと連携することで、滞在時間の延長や周遊型観光の推進に取り組みます。

#### 3-4-3 観光客へのアクセス環境

##### ①1号機関車をモチーフとした観光列車の導入

- 1号機関車をモチーフとした観光列車の導入により、全国ブランドの鉄道への展開を図ります。

②有明海沿岸（熊本・大牟田）、天草地域との連携

- 有明海航路を最大限に活用し、島原半島と熊本・大牟田・天草地域と一体となった取り組みにより、交流人口の拡大を図ります。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

交流する意識やホスピタリティ（おもてなしの心）を持って、観光客を迎えましょう。



事業所等は各種イベント等の協賛に努め、地域振興に貢献しましょう。



島原市の魅力である歴史と文化を学び、魅力を発信しましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
観光入込客数	千人	1,382	1,412
宿泊者数（延べ宿泊）	千人	223	265



## 施策3-5 ▶ 新たな活力を育むまち（雇用・産業育成）

### 施策の目指す姿

- 若者から高齢者まで幅広い年齢層が生きがいを持って働いています。
- 新たな創業や事業承継が進み、市内産業の新陳代謝が促進されています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 雇用

- 島原公共職業安定所管内（島原市、南島原市）の有効求人倍率は、平成30年度は1.30倍で年々上昇傾向にあります。
- 高校を卒業後に就職した方のうち、市内に就職した割合は年々減少傾向にあります。
- 一方、雇用の場は事業所数の減少により縮小し、人口減少が進むなかで多くの産業分野で就業人口は減少しています。
- 本市でも人手不足が顕著であり、その要因として求職者が少ないことや、求人と求職のミスマッチが挙げられます。また、市内事業所は福利厚生等の労働環境面の整備が遅れている状況にあります。
- 多くの高校生が卒業と同時に島原を離れていく現状から、地元就職の拡大を図る必要があります。

#### 創業・事業承継

- 市内に新たな活力を創出するために、起業家を支援する方策を検討し、起業活動を促進する必要があります。
- 市内事業所の減少に歯止めをかけ、創業や事業承継に対する支援を行うことで、産業の新陳代謝を促進する必要があります。

#### 企業誘致

- 本市は、長崎空港から約90分、諫早インターチェンジから約60分の距離に位置し、分譲可能な工業団地等がないことなど、企業誘致においては優位性がなく不利な状況にあります。
- 本市に縁のある方々を中心とした人脈形成を図り、本市へのIT関連企業のサテライトオフィスを中心として誘致活動を行っています。
- IT関連企業のサテライトオフィス誘致と地場企業や農家への生産性向上のためにIoT推進ラボを活用し、IT、IoT関係のセミナー等を開催しています。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 3-5-1 雇用に対する支援

##### ①求人情報の提供

- 公共職業安定所と連携し、市のホームページ等において求人情報の提供を行い、就業への支援を推進します。

##### ②働きやすい職場づくりの支援

- 市内事業所の働きやすい職場づくりや人材育成に対する支援を行い、ワーク・ライフ・バランスの向上とともに、職場への定着率の向上を図ります。

##### ③高齢者の就業機会の確保支援

- 高齢者の就業を推進するため、シルバー人材センターの円滑な運営への支援を行います。

##### ④若者の地元就職の拡大

- 地元高校生などを対象に地元企業ガイドブックの配布や企業説明会を開催するとともに、新規学卒者やUターン者の就職に対する支援を行い、地元就職の促進を図ります。
- 社会貢献や自己実現、やりがい等、多様な働き方を推進する魅力ある市内企業を支援するとともに、採用情報を発信するなど、若者の地元就職機会の創出に努めます。

#### 3-5-2 創業・事業承継の促進支援

- 起業家や経営者の育成を支援するとともに、新規事業や創業への融資制度及び補助制度を通じて、市内での創業を促進し、商工業の振興を図ります。
- 創業や事業承継に対する支援をしまばら創業サポートセンターで実施するとともに、長崎県事業引継ぎ支援センターや商工団体等との連携によるマッチング支援等を行い、地域産業への新たな活力を生み出します。
- 地域産業とのつながりを踏まえた新たな産業や、魅力ある企業が育つ環境づくりに努めます。

#### 3-5-3 企業誘致

- 企業・工場等の誘致のため、各種補助制度の充実や情報発信に努めます。
- 地元企業を対象としたIoT導入セミナーを開催し、事業高度化による生産性の向上を図るとともに、市外の新たな企業との関わりやサテライトオフィス誘致につながるよう支援します。

## 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

市内の事業所に関心のある方を紹介してみましょう。



事業所は、多様な就労機会とともに安心して働ける労働環境整備に努めましょう。



学生の方は、市内の企業への就業も検討してみましょう。



仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。



## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
高校新卒者の市内就職の割合	%	27	30
新規創業件数（累計）	件	35	60

## 施策4-1

## 生涯を通じて健康に暮らすまち（健康づくり・保健活動）

### 施策の目指す姿

- 健康意識が高まり、健診や健康相談等を通して主体的な健康づくりに取り組んでいます。
- 市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと生活しています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 健康

- 急激な少子高齢化の進行や生活習慣病による医療費の増大、主要死因であるがんや心疾患の増加、要介護認定者の増加などが大きな課題となっていることから、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置き、早期から健康的な生活習慣を身につけ、各世代に合った健康増進を図る必要があります。
- 健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るとともに、生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見に向けた各種健康診査、各種がん検診、健康教育や健康相談などを実施し、今後も市民の健康保持・増進のため、子どもから高齢者まで世代にあった段階的、継続的な健康づくりに取り組むことが重要となっています。
- ライフスタイルの変化などにより、身体やこころの健康に不安を抱える人が増えているため、市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、個人の健康を地域で支える環境づくりをすることが求められています。

#### 国民健康保険

- 国民健康保険（国保）は、農業・漁業の従事者、自営業者、職場の健康保険等に参加できない方や無職の方等が加入し、地域医療の確保と地域住民の健康増進に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を担っています。
- 国保事業の持続的な安定運営を図るため、平成30年度（2018）から県が財政運営の責任主体となり、市や町とともに国保運営の中心的な役割を担う新制度へ移行しています。
- 近年の少子高齢化の急速な進展により、国保加入者の一人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。そのため、国保加入者の健康保持・増進を図り、国保財政の健全性を高めることが課題となっています。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 4-1-1 健康保持・増進の推進

##### ①健康管理意識の高揚

- 健康・医療に関する知識等を、健康相談や各種健康づくり教室等を通じて啓発し、市民の健康管理意識の高揚を促進します。

##### ②健康づくり事業の充実と健康情報の提供

- 市民が健康を意識した生活や運動習慣を身につけるための健康教室の開催や健康相談事業の充実を図ります。
- 市民一人ひとりが主体的に生活改善などの健康づくりを支援し、地域全体で取り組みを支援していく社会環境をつくりあげます。

##### ③母子保健事業の促進

- 安心して子どもを産み育てることができるよう、各種健診、相談などの母子保健事業を充実させ、子育てを支援します。

##### ④健康診査等の充実

- 疾病の早期発見、早期治療のため、各種健康診査や人間ドック、がん検診等の機会を提供するとともに、受診率の向上を図るため、休日検診など受診しやすい環境を整えます。

##### ⑤介護予防事業の促進

- 地域活動への参加や趣味の充実など、生きがいを持って生活し、健康的な生活を心がけ、要介護状態や認知症を防ぐための教室やサークルの充実を図ります。

#### 4-1-2 国民健康保険の運営

##### ①特定健診・特定保健指導の充実

- 生活習慣病予備群の早期抽出と、生活習慣病のリスクに応じた保健指導の充実を図ります。
- 島原市医師会と連携し、人工透析導入予防を目的に保健指導を行い、糖尿病性腎臓病重症化予防に取り組みます。

##### ②医療費通知

- 健康管理と保険制度に対する意識向上を目的に通知を行います。

##### ③後発医薬品の使用促進

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の費用負担削減例の通知を行います。

##### ④重複頻回受診・重複服薬者対策

- 医療費高額化の要因となっている頻回受診・重複受診・重複服薬の患者の適切な受診行動に向けて、対象者への訪問指導を行い、適切な受診と服薬を促します。

##### ⑤歯科健診

- 歯科疾病の早期発見と早期治療を促します。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

**乳幼児・学童期：**家庭で、親子で生活習慣の基礎を身につけましょう。



**青年期：**栄養・運動・休養の三要素をはじめとする健康的な生活習慣の定着をめざしましょう。



**壮年期：**不安や悩みを抱えず、家族や仲間と健康づくりに取り組みましょう。



**中年期：**健診・検診を受け、自分の健康状態を把握し、生活習慣を見直し、バランスの良い食事や適度な運動を心がけましょう。



**高齢期：**自分の体力や健康状態に合わせて地域活動に積極的に参加し、閉じこもりや要介護状態を防ぎましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
いきいき健康ポイント応募者数	人	1,050	1,100
特定健診受診率	%	46.8	60.0

## 施策4-2 安心して医療を受けられるまち（医療）

### 施策の目指す姿

- 休日、夜間、緊急時など、いつでも医療を受けられる体制が整っています。
- 安心して子どもを産み育てることができる小児科医療が維持・確保されています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 医療

- 県南医療圏域は県下で最も小児科医の少ない地域であり、現在は当番医を長崎大学等から派遣し、長崎県島原病院内で「小児の休日（時間外・夜間）診療事業」を実施するなど、小児科医の確保に努めていますが、小児科医療機関の減少や小児科医の高齢化も進んでおり、引き続き小児科医の確保に向けた取り組みが求められます。
- 地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、島原半島の拠点病院である長崎県島原病院の運営を県、島原半島三市で支援するほか、初期救急患者の診療を行う在宅当番医制や入院治療を必要とする重症救急患者の診療を行う病院群輪番制の実施により、休日・夜間等における医療体制の確保、充実を図っています。



### 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

#### 市の取り組み（主要施策）

##### 4-2-1 小児科医療の充実

- ① 長崎県島原病院の小児科医の確保
  - 安定した小児科医療が継続されるよう島原病院の小児科医の確保に努めます。
- ② 小児の休日診療事業
  - 休日の診療所を島原病院内に設置し、当番医を長崎大学等から派遣して、診療を行います。
- ③ 情報発信
  - 医療機関や島原市医師会等の関係機関と連携しながら、市ホームページや広報紙等により、医療に関する情報をわかりやすく発信することに努めます。

### 4-2-2 医療体制の充実・確保

- 長崎県島原病院の医師の確保や経営基盤の強化に努めます。
- 地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、長崎県島原病院の運営にかかる経費について長崎県と半島三市で負担します。

#### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

健康管理のために  
かかりつけ医を持  
ちましょう。



医療に関する情報を積極  
的に入手し、医療に対す  
る関心と理解を深めま  
しょう。



#### 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
長崎県島原病院の小児科医師数	人	2	2
小児科の休日診療実施回数	回	52	52

## 施策4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）

### 施策の目指す姿

- 多くの市民が地域でともに支え合う意識を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 身近な地域での困りごとに対して、支援する地域の担い手が育っています。
- 国民年金制度に対する理解が深まり、適正に年金制度が運営されています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 地域福祉

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、多様な主体による地域づくりなど、地域福祉の推進が求められています。
- 今後、少子高齢化はさらに進行し、支援を必要とする高齢者や障害のある人等、地域における支援のニーズはますます増大、多様化することが見込まれるため、市民一人ひとりが地域福祉活動の担い手として、より多くの市民に関心を持ってもらう必要があります。

#### 生活困窮者支援

- 生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度です。
- 現在も関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めていますが、引き続き、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、継続して実施していく必要があります。

#### 国民年金制度

- すべての国民を対象として老齢、障害、死亡に際して必要な給付を行う国民年金について、本市では加入・届出等の窓口業務や市民への広報・周知を行っています。
- 国民年金制度の適正な運営に向けて、市民の理解をさらに深めていくために、制度の周知と複雑化する年金相談への適切な対応が引き続き求められます。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 4-3-1 地域福祉の推進

##### ①地域福祉意識の醸成

- 地域における交流や人と人の絆を通じて、お互いに助け合い、支え合う、福祉意識の醸成を図ります。
- 学校教育をはじめとする様々な学習機会を通じて、地域における様々な課題を共有し、市民が互いの立場を理解し、思いやりのある地域づくりに取り組みます。

##### ②支え合いの地域づくり

- 地域での顔の見える関係づくり、多様な主体による声かけや訪問等による「見守り」を通じて、支え合いのある地域づくりに取り組みます。

##### ③必要な支援につなげる仕組みづくり

- 安心して福祉サービスを適切に利用できるような情報の提供や相談体制を確保するとともに、必要な支援につなげる支援体制の構築に努めます。

#### 4-3-2 生活困窮者の自立支援

- 様々な理由から生活が困難となっている市民の自立を支援する視点から、生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。

#### 4-3-3 国民年金制度の運営

##### ①国民年金制度の周知徹底

- 国民年金制度の役割や制度について、広報紙等を活用し、わかりやすい形で引き続き周知・広報します。

##### ②年金に対する身近な相談窓口の周知

- 急増する年金相談に対し、市役所に開設している年金相談窓口の存在を、市のホームページや広報紙等を通じて市民へ周知します。

## 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

一人ひとりができることから地域での支え合いに取り組みましょう。



困りごとがあるときは、ひとりで悩まずに相談しましょう。



民生委員児童委員やボランティア等の活動を理解し、地域での支え合いに協力しましょう。



国民年金等の制度の趣旨を理解し、納付義務を果たしましょう。



## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
島原市あんしん支え合い活動新規登録者数	人/年	81	150
島原市高齢者等見守りネットワーク連携協定事業所数	箇所	70	85

## 施策4-4 安心して子育てできるまち（子育て支援）

### 施策の目指す姿

- 出会いから結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援により、子育てにやさしいまちづくりが進んでいます。
- 島原で「産んでよかった」、「育ててよかった」と実感できる子育て環境が形成されています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 子育て支援

- 地域での子育て家庭の減少、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりに配慮するとともに、各種子育て支援事業を継続的に取り組むことが、引き続き求められています。
- 地域に子育て家庭がないこと等により、子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱く家庭の増加が懸念されることから、子育てを支援する各種相談窓口の充実等、切れ目のない支援とともに、地域全体で子育てを見守り、子育てに協力するような仕組みを整備することが必要となっています。
- 子どもの幸せを第一に考えた支援を行うために、子育てにかかる心身の不安や経済的な負担軽減を図るほか、特にひとり親家庭等に対しては、状況を的確に把握するとともに、不安を抱える家庭への相談支援や自立に向けた支援が必要となります。

#### 出会い・結婚への支援

- 安心して子どもを産み、夢や希望を持ち、子育てのできる環境づくりに向けて、本市では、結婚に向けた未婚者に対する出会いの機会の創出や、子育て世帯の経済的負担の軽減など、結婚期から子育て期まで切れ目ない支援を行っています。
- 職縁結婚が減少傾向となるなか、他の職場とのマッチング等、自分の職場以外で配偶者を見つけることができる機会を社会的に増やしていく取り組みが必要となっています。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 4-4-1 子育て支援の充実

##### ①保育サービスの充実

- 共働きをはじめとする各家庭の就労状態や家庭環境に応じた保育体制を充実するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育、障害児保育、学童保育等に積極的に取り組む保育所・認定こども園等を引き続き支援します。

##### ②子育て世帯の経済的負担軽減のための支援

- 福祉医療費の助成、保育所・認定こども園の保育料で第2子以降の無料化、満2歳未満の第2子以降の子どもにかかる育児用品の購入費用の一部助成等により、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

##### ③子育てを支援する相談体制の充実

- 子育てに不安を抱えている家庭に対する支援体制として、子育てに関する相談、ひとり親家庭や障害児に関する相談等、適切な相談・情報提供等を通じて子育て不安の解消に努めるほか、乳児家庭全戸訪問の充実を図ります。
- 親支援（親育ち）と子育ての仲間づくりを支援するための機会や講座等の充実を図ります。

##### ④産前産後ママサポーターの派遣

- 出産前後の育児や家事にかかる負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う産前産後ママサポーターを派遣します。

##### ⑤ファミリーサポートセンター事業の促進

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動（ファミリーサポートセンター事業）に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

#### 4-4-2 要保護児童等への対応

- 関係機関・団体との連携のもと、ひとり親家庭への支援の推進、児童虐待への対応、障害児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

#### 4-4-3 出会い・結婚への支援

##### ①地域に応じた出会いから家庭づくりの支援

- 婚活イベントやセミナーの実施により、出会いの機会を創出します。

②ワーク・ライフ・バランスの啓発

- 商工会議所、商工会と連携を図り、ワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

家庭では保護者や家族が協力し合い、愛情を持って子育てを行いましょう。



地域、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。



子育ての不安は、ひとりで抱えず家族や仲間、市役所や関係機関に相談しましょう。



児童虐待に気付いたときは、市や児童相談所に知らせましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
病児・病後児保育事業の実施箇所数	箇所	3	6
合計特殊出生率	—	(H29) 1.93	2.1



## 施策4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）

### 施策の目指す姿

- 高齢者の一人ひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある生活を送っています。
- 高齢者が住み慣れた地域で、人生の最後まで安心して生活を続けることができます。
- 地域が一体となって高齢者を支える体制づくりが充実しています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### ■ 生きがいづくり

- 本市の高齢化率は34.3%（平成31年（2019）4月1日現在）であり、今後も進行する見込みがあるため、高齢者の健康保持・増進、社会参加を通じて生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に取り組むことが重要となっています。
- 今後、平均寿命が延び高齢期が長くなっていくと見込まれることから、元気な高齢者が支え、地域力の源となってもらえることが期待されており、高齢者の積極的な社会参加を促進する生きがい対策の強化・推進が求められます。
- 老人クラブ会員の高齢化が進み、会員数、新規入会者が減少していることから、活動内容の周知を図り、参加を呼びかけるとともに、引き続き活動への支援を行っていく必要があります。

#### ■ 権利擁護・認知症対策

- 今後、認知症発症の可能性の高い高齢者が増加することを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症への地域の理解とともに、認知症高齢者に対応したサービス提供や権利擁護の推進、一人ひとりの状況に応じた適切な支援が求められます。

#### ■ 地域包括ケアシステム

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域資源を有効に活用しながら、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケアシステム」の充実を団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年（2025）を目途に図っていくことが求められています。

- 少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化などにより地域のつながりの希薄化が憂慮されるなか、増加傾向にある支援の必要な高齢者を地域社会全体で見守り支えていく地域づくりの構築が求められています。

## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 4-5-1 生きがいづくりの推進

##### ①老人クラブ活動支援

- 老人クラブ活動に対する支援や、高齢者の社会活動への参加を促すとともに、様々な世代と交流できるように社会活動を通して生きがいづくりを支援します。

##### ②スポーツ・レクリエーションの促進

- 市長杯スポーツ大会（グラウンドゴルフ・ペタンク）の開催等、高齢者が無理なく参加できる仕組みづくり、高齢者のスポーツ大会への参加を促進します。

##### ③敬老事業助成事業

- 高齢者に敬意を表し長寿を祝福するため、敬老事業に対する助成を行います。

#### 4-5-2 認知症の理解と啓発の促進

- 認知症であっても自宅で生活が送れるよう、認知症の方と家族を見守りサポートができる地域づくりを目指し、認知症に対する理解と啓発を促進します。
- 元気な高齢者への介護予防事業や地域活動等を通じて、認知症の原因とその予防、適切な介護のあり方等に関して、正しく理解できる方法で周知します。

#### 4-5-3 地域包括ケアシステムの充実

##### ①高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、緊急通報システム等、地域における生活支援体制の構築・推進を図るとともに、高齢者の暮らしの安全安心の確保と不安解消に努めます。

##### ②高齢者等見守りネットワークの促進

- 高齢者等を地域全体で見守る体制の充実を図るため、新たな民間事業者との協定を進めます。
- ひとり暮らしの高齢者等を対象に、平常時からの情報提供に同意した人の名簿を作成して、地域の支援者と情報を共有し、日常的な見守り活動等も行うなど、支え合いの輪を広げます。

##### ③在宅介護の支援

- 在宅介護にかかるおむつ購入費の助成を行い、経済的不安の軽減に努めます。

- 在宅で介護されている家族等の支援事業を推進し、介護負担の軽減を図ります。

#### ④在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、多職種協働による在宅医療と介護の連携を推進します。

#### ⑤権利擁護への取り組み

- 高齢者虐待防止対策に取り組むとともに、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の活用等に努めます。

### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

長年培った経験や知識、技術を活かし、地域活動等に積極的に参加しましょう。



自身の健康・体力を維持し、積極的に介護予防に取り組みましょう。



地域ぐるみで高齢者等を見守っていきましょう。



悩みや生活での困りごとがあれば、身近な方や地域包括支援センターに相談しましょう。



### 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
老人クラブ新規会員数	人/年	255	250
緊急通報システム新規設置者数	人/年	26	30

## 施策4-6 自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）

### 施策の目指す姿

- 障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制が整っています。
- 障害についての理解が進み、交流や社会参加の機会が増えています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 障害福祉

- 障害のある人への支援は、障害者総合支援法に基づき、就労や日中活動支援に重点を置いた取り組みを進めていますが、自立に向けた地域社会での生活には未だ難しい状況もあり、自立に向けた支援体制が必要です。
- 平成28年（2016）4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障害にあわせた合理的配慮が行政や事業所に義務付けられており、庁内では、窓口対応など、職員の障害への理解促進に向けた取り組みを継続的に推進しています。
- 障害福祉サービスについては、自立のための住まいの確保（グループホーム等）や医療的ケアが必要な障害者・児を受け入れるサービス事業所等が不足しています。また、福祉サービスを提供する側の人手不足も大きな課題となっています。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域において障害に対する正しい理解や知識の普及が求められており、今後は自立支援に加え、地域社会での共生や社会的障壁の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組んでいくことが求められています。
- 障害のある子どもに対しては、健診等による早期発見、療育とともに、可能な限り自立を選択し、安心して就学できるよう、子ども一人ひとりの育ち、進む方向等について支援する必要があります。



### 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

#### 市の取り組み（主要施策）

##### 4-6-1 障害者総合支援法に対応した支援の整備

###### ①障害福祉サービスの充実

- 島原市障害福祉計画に基づき、障害の種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、各種

介護支援や自立に向けた訓練等、障害福祉サービスの充実を図ります。

- 障害のある人が適切なサービスを利用できるよう、制度周知・相談体制の充実を図ります。

## ②地域生活への移行・支援

- 地域生活への移行・定着、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を進め、安心して地域で暮らすことのできる環境を整えます。
- 障害の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などができる地域生活支援拠点を整備するとともに、施設入所者の地域生活への移行に向けてグループホーム等、住まいの確保に努めます。

## 4-6-2 社会参加及び共生社会の実現

### ①共生社会の実現

- 共生社会の実現のため、障害者の社会参加を促すとともに、障害者への理解促進のため市民にあらゆる機会を捉え、正しい理解と知識の普及に努めます。

### ②就労の促進

- ハローワーク等と連携した就労機会の確保や、障害者就労施設等からの物品調達の推進を図り、就労に関する理解の促進とサービスの充実を図ります。

### ③差別解消に向けた取り組みの推進

- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、事業者や住民にも広く周知し、社会全体で障害に対する差別解消と合理的配慮に向けた取り組みが広く展開されるよう努めます。
- サービス事業所や学校、医療機関をはじめ、警察や消防といった緊急時に対応しなければならない機関の職員などについても、適切な配慮が行われるよう、合理的配慮の必要性について理解の促進に努めます。

## 4-6-3 療育体制・医療的ケアの充実

- 障害の早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、医療的ケア、療育を行うための児童発達支援センター等の充実を図るとともに、医療的ケア児受け入れ事業所の確保に取り組みます。

### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

障害について理解を深め、地域で支え合いましょう。



暮らしの中で困ったことがあったら、行政や相談事業者等へ相談しましょう。



イベントや行事を開催する際は、障害のある人等、誰でも参加しやすいように心がけましょう。





## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
地域生活支援拠点	箇所	0	1
児童発達支援センター	箇所	0	1

## 施策5-1 いきいきと学び育つまち（学校教育）

### 施策の目指す姿

■噴火災害復興の体験から学んだ「生命(いのち)・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りを持った、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る学校教育及び社会教育が推進され、未来を担う人材が育っています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 学校教育

- 現在、市内全小・中学校では、雲仙普賢岳噴火災害復興の貴重な体験を通して学んだ「生命・きずな・感謝の心」を教育の基盤として、様々な教育活動を展開し、21世紀をたくましく生き抜く子どもの育成を図っています。
- 今後、子どもたちの豊かな心と生きる力の育成、ふるさと教育の充実を推進していくために、学校支援会議から学校を核としたコミュニティ・スクールへの移行を図るとともに、家庭や社会教育関係団体との連携をさらに強め、地域一体となった教育活動を展開する必要があります。
- 現代の子どもたちには、今日の予測困難な社会を主体的・創造的に生き抜き、次世代をリードしていくための力が必要とされています。そのための確かな学力、コミュニケーション能力、国際化や高度情報化社会への対応力など、新学習指導要領をもとに教育の質の転換を図ることによって、一人ひとりに寄り添った、きめ細かな教育を実践する必要があります。



### 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

#### 市の取り組み（主要施策）

##### 5-1-1 学力・指導力の向上

- 「本市独自の学力調査」の実施や、「学習問題のデータベース」を活用することで、学力の定着状況の把握・分析と課題の改善を図ります。
- 「先進地視察」や「教育講演会」を実施し、教職員の指導力向上につなげます。

### 5-1-2 豊かな人間性を育む教育の推進

#### ①地域との連携

- あいさつ運動や登下校の見守りパトロール、地域行事や体験活動等の具体的な活動を通して郷土愛を育み、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

#### ②人間性を高める体験活動の充実

- 職場体験やジオパークを活用した自然体験、ボランティア活動など、地域と関わるキャリア教育を充実させ、児童生徒の社会性や郷土愛を育みます。

#### ③豊かな心の育成

- 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れた「考え、議論する道徳」への授業改善を推進し、内面的資質の育成を図ります。

### 5-1-3 未来を生き抜く資質、能力の育成

#### ①国際化に対応した人材育成

- 小・中学校における外国語教育の更なる充実のため、ALTを有効活用した授業や市独自の島原市ジオパークイングリッシュキャンプを実施します。

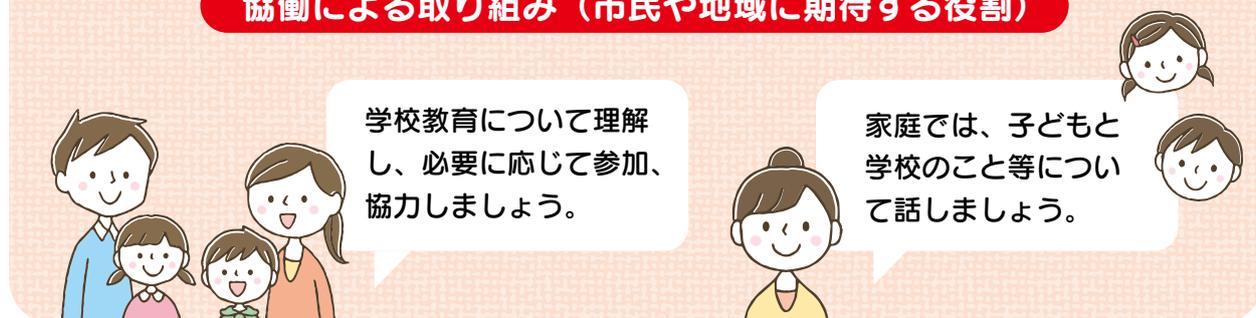
#### ②情報教育の推進

- 小学校プログラミング教育の教職員研修を充実させます。また、ケイタイ・インターネットの使い方等、情報モラル教育の充実を図ります。

### 5-1-4 特別支援教育の充実

- 障害等のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的に行うため、「学習支援員の増員」、「通級指導教室の設置」などの支援体制の充実を図ります。

#### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）





## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
ICT支援員数	人	1	3
全国学力・学習状況調査	点	全国比+2	全国比+2

基本目標5

将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

## 施策5-2 心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育、家庭教育）

### 施策の目指す姿

- 地域ぐるみで子どもの成長を支える取り組みが継続的に行われ、地域の強い絆がつくられています。
- 公民館が、地域コミュニティづくりの中核施設として大きな役割を担っています。
- 市民の主体的な活動によって、地域文化の良さを伝えていくとともに、豊かな心の育成につながっています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 社会教育・家庭教育

- 少子高齢化に伴う人口減少や核家族化に伴い、家庭や地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうしたなか、「青少年の体験活動の充実」「子育て支援の充実」「学校と地域社会の連携」を3つの柱とする『島原市ココロねっこ運動』の展開に力を入れて取り組んでいます。
- 市内7地区にある公民館は、人づくり地域づくりの最前線として存在しており、地域の生涯学習拠点、行政と地域をつなぐパイプ役として、大きな役割を果たしています。
- 家庭の教育力の向上を図るためには、PTAや青少年健全育成協議会、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団等が連携を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える取り組みを継続することが求められています。

#### 芸術文化活動

- 本市においては、文化活動を支える主な団体として、島原文化連盟と有明文化協会があり、文化イベントについては、両団体に加盟している団体等により、特色ある活動が展開されています。また、文化活動を支える団体との共催で、島原市美術展覧会や島原市民音楽祭、市民文化講座等を開催しています。
- 島原文化会館と有明文化会館においては、芸術性の高い優れた舞台芸術に接する機会の提供及び自主文化事業を実施しています。
- 今後も継続して市民が主体的に取り組む文化活動を支援し、地域文化の良さを伝えていくとともに、多くの市民が芸術文化に親しむことができるよう、文化に関する各種事業の運営方法や組織についての見直しも必要となります。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 5-2-1 社会教育・家庭教育の充実（島原市ココロねっこ運動の推進）

##### ①青少年の体験活動の充実

- 集団生活、集団行動を通して、礼儀や感謝の気持ち、子どものコミュニケーション能力や生活力を身につけさせるための「通学合宿」、「ジュニアリーダー研修会」を行います。

##### ②家庭教育の充実

- 「しまばら家庭教育三三七拍子」や「ながさきファミリープログラム」の活用を通して、親・家庭・地域の役割を再認識させ、家庭や地域の教育力向上を図ります。

##### ③学校と地域社会の連携

- 放課後や長期休業中における子どもが安全で安心して過ごせる居場所を地域住民の活用を通して確保する「放課後子ども学習室」や「スクールキッズ」の充実を図ります。

##### ④各種団体の支援

- 婦人会、青年団、青少年健全育成協議会など地域の各種団体の自主運営を支援し、各団体の活性化と団体相互の連携・協力体制の整備に取り組みます。

#### 5-2-2 芸術文化活動の振興

##### ①文化団体の自主運営支援・自主文化事業の開催

- 市内の主な文化団体である島原文化連盟、有明文化協会、さらに音楽団体の島原市音楽連盟の自主運営を支援します。
- 市民のニーズを反映した公演等を実施するとともに、多くの市民に質の高い芸術文化に触れることができる機会を提供します。

##### ②芸術文化イベントの開催

- 島原文化連盟、有明文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、市民の鑑賞と情操豊かな心を養うために、島原市美術展覧会を開催します。
- 島原市音楽連盟、島原市中学校教育研究会音楽部会、島原市邦楽振興会との共催で、市民や青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市民音楽祭を開催します。

##### ③市民文化講座の開催

- 市民の知識と教養の向上のため、島原文化連盟との共催で政治・経済・文化等の各方面にわたる著名な講師を市内外から招へいし、講演会を行います。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

子どもは、親の生き方や言動にふれながら、多くのことを学びます。「学ぶ親」を目指しましょう。



子どもは地域の宝であり未来です。大人みんなが子どもたちに声をかけ、見守り、育てましょう。



地域で互いに支え合い、地域をよりよくなる取り組みを進めましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
ながさきファミリープログラムの活用	回	10	20
放課後子ども学習室の延べ参加者数	千人	30	34



## 施策5-3 スポーツでつながりをつくるまち（社会体育）

### 施策の目指す姿

- 市民が生涯にわたりスポーツに親しむ豊かなスポーツライフが形成されています。
- 各種スポーツ大会が開催できる環境が維持され、スポーツを通じた交流が生まれています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### ジュニアスポーツ

- 有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と交流を深めるJFAこころのプロジェクト「夢の教室」を開催し、一人でも多くの子どもたちに、「夢・憧れ・志」を持つことの素晴らしさを伝え、心身の充実に努めています。
- トップレベルの指導者や選手が在籍する日本体育大学と協定を結び、小・中学生を大学へ派遣し、児童生徒の意識の高揚を図り、ジュニアスポーツの更なる振興や競技力の向上を図っています。
- 今後も各事業の意義や魅力をより多く発信し、事業を継続していくことで、スポーツを通じた子どもたちの更なる成長や生涯にわたりスポーツに親しんでもらえるような充実した内容を模索していく必要があります。

#### スポーツ交流・大会等の誘致

- スポーツ交流推進のため、地域一体となって各種スポーツの県大会や、九州・全国規模の大会等の誘致に取り組んでおり、市民にとっては全国レベルの大会に触れる機会、子どもたちにとっては競技に対する意識の向上等につながる機会となっています。
- 「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進するため、県内をはじめ九州・全国規模の各種スポーツ大会等の誘致や、高校・大学・プロスポーツのキャンプ・合宿誘致に向けて宿泊施設等と情報共有、連携を図るなど、スムーズな受け入れに努めています。
- 今後もスポーツ交流・大会等の誘致を進めるなかで、誘致実行委員会及び各競技団体（協会等）、市民との連携や態勢の構築、受け入れに見合う施設の計画的な整備等、受け入れ態勢の更なる充実が求められます。

## 生涯スポーツ

- 本市では、多くの市民が身近な場で楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ設立のほか、島原市民体育祭をはじめとする本市及び市教育委員会等主催のスポーツイベントの開催、スポーツ指導者講習会による指導者の資質向上の促進等、生涯スポーツの普及・発展に努めています。
- 総合型地域スポーツクラブについては、設立増加までには至っていない状況にあるため、市民の理解を深める必要があるほか、市民参加型スポーツ及び指導者講習会についても参加数を増加させるような内容の工夫や充実が求められます。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 5-3-1 ジュニアスポーツの推進

##### ①夢の教室

- 有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と夢を持つことの大切さや、夢に向かって努力することの大切さなどを語り合うことで子どもの心豊かで健全な育成の充実を図ります。

##### ②小中学生派遣事業

- 平成27年（2015）に締結した学校法人日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」の一環として小・中学生を日本体育大学に派遣し、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、児童生徒の意識高揚や更なるスポーツ振興、競技力向上を図ります。

##### ③活動に対する経済的負担の軽減

- 経済的な負担を軽減することでより多くの子どもたちにより高いレベルの競技力を身につけてもらうことを目的に、県内外で開催される上位大会（全国・西日本・九州）に出場する市民に派遣費を補助します。
- 児童生徒が、部活動やスポーツ活動にかかる経済的な負担によって、活動の継続が困難になることがないように、支援のあり方について検討を進めます。

#### 5-3-2 スポーツ交流

##### ①市民親睦各種大会の開催

- 市民及び市内就労者を対象とした島原市民親睦各種大会を開催し、市民や市内就労者の交流の機会を提供します。
- 開催にあたっては、市広報紙や市ホームページなどを活用し、多くの方が参加できるよう努めます。

## ②スポーツ施設の整備・充実

- 現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・利用時の安全性を考慮し、緊急度の高い施設から計画的に改修します。
- 平成町多目的広場、人工芝グラウンド、陸上競技場フィールド内の芝の維持管理を行い、併せて陸上競技場の公認維持に努めながら、大会等の誘致に結びつけます。

## 5-3-3 大会等の誘致

### ①キャンプ・スポーツ大会等の誘致

- トップレベルの各種スポーツチームのキャンプ誘致やスポーツ合宿等の誘致のほか、民間企業や各種スポーツ団体等への積極的な誘致活動を通じて、県大会・九州・全国規模の大会等の開催を目指します。

### ②スポーツを通じた交流・競技意識の向上

- キャンプ・合宿・スポーツ大会等誘致、開催と併せて、トップアスリートによる各種スポーツ教室を開催し、市民とのスポーツを通じた交流を積極的に進め、競技に対する意識の向上や地域の競技力アップに努めます。
- eスポーツなど、新たな競技や大会等の誘致のあり方について、検討を進めます。

## 5-3-4 生涯スポーツ

### ①クラブアドバイザーによる講演

- 多世代、多種目、多志向をコンセプトとした総合型地域スポーツクラブについて、アドバイザーによる講演を継続的に実施することにより、クラブに関する情報や魅力を発信し、クラブに対する理解、認知度をさらに深め、設立へつなげます。

### ②市民総参加型スポーツ大会の推進・支援

- 島原市民体育祭において各種競技大会の実施支援及び大運動会においては、定期的な種目のリニューアルや付随イベントの設置等、より多くの市民が参加してもらえるような思考や工夫を内容に盛り込み、内容の充実を図ります。

### ③スポーツ指導者講習会の開催

- 平成27年度（2015）に学校法人日本体育大学と締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」を活用し、大学に所属するトップレベルの指導者や職員の派遣、本市のスポーツ指導者への講習会を実施することで指導者の資質向上を目指します。

### ④しまばら体操の普及

- 市民の健康の保持、増進や介護予防のため、平成28年（2016）に創作した「しまばら体操」を様々な機会を通じて実践してもらえるよう働きかけるなど、体操を日常的なものとして普及に努めます。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

スポーツを通して市内外の人と交流しましょう。



スポーツを観て、支えて、学んで、ライフステージに応じたスポーツを楽しみましょう。



スポーツ施設を安全に、大切に使いましょう。



しまばら体操を日常的に実施しましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
総合型地域スポーツクラブ設置数	団体	1	3
キャンプ・大会等参加人数	千人	36	41



## 施策5-4 ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）

### 施策の目指す姿

- 文化財は、市民の共有財産であるという認識のもと、歴史的遺産の保護を通じて郷土を愛する心が育まれています。
- 文化財の保存・管理・公開・活用を通じて、豊かな心で結ばれた地域づくりが進んでいます。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 歴史文化

- 本市には、「大野原遺跡」「小原下遺跡」「景華園遺跡」等、県内有数の遺跡があり、本市の歴史のシンボルである「島原城跡」は、現在においても石垣の残存状況からその価値が認められ、平成28年（2016）に県の史跡に指定されました。「肥前島原松平文庫」も県の有形文化財に指定されており、島原藩主松平家から伝わった古文書群を保存しています。
- 国指定文化財としては、江戸時代の薬園遺構である「旧島原藩薬園跡」と普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドーム「平成新山」があります。
- 本市に残る貴重な文化財については、文化財保護審議会や専門家の助言等をもとに適切に保存、公開、活用に努めています。今後も郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと島原への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、より多くの市民が郷土の歴史にふれる機会を創出していく必要があります。



### 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

#### 市の取り組み（主要施策）

##### 5-4-1 文化財の保護・活用

- ①島原城跡保存活用計画の策定と計画の実施
  - 島原城跡保存活用計画を策定し、島原城の適切な保存管理を行います。
- ②文化財の保護・維持管理
  - 市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財などの形

態や「指定」「登録」の有無に関わらず、市民の共有財産である文化財を保護します。

- 個人所有者の指定文化財については、日常管理等への支援を行い、定期的な確認による保護を図り、講座や展示で活用・公開を行います。
- 民俗芸能団体の自主性を尊重しながら、伝統文化の継承活動、後継者育成を支援します。

③文化財の調査・保存・公開

- 建設工事等の開発行為により貴重な文化財が失われることがないように、事業者等に対して歴史的建造物の価値や保護制度の周知を図ります。
- 肥前島原松平文庫の整理については、これまでの保存活動を継続しながら、未整理資料の調査、目録を整備し、より利用しやすい環境づくりを進めます。
- 埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査、記録保存を行い、発掘調査の成果等を資料館等への展示により、わかりやすく市民に公開します。

④文化財保護を担う人材の育成

- 市民が文化財保護の意識を持ち、自らの手で文化財の保護に携わることができるような仕組みづくりを行うほか、誰にでもわかりやすく文化財について案内ができる人材の育成に努めます。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

地域の歴史や文化を未来へつなぐため、市民の共有財産である文化財を大切に保存・継承しましょう。



文化財保護のための技術や知識を身に付けましょう。



地域行事等の参加を通じて、伝統文化の保存・継承に取り組みましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
指定文化財の数 (国・県・市指定の合計)	件	94	97
国登録文化財の数	件	37	40

## 施策6-1

## お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち（市民協働・人権）

### 施策の目指す姿

- 新たな地域コミュニティ組織の設立に向けた取り組みが進み、地域のコミュニティの増進と安全安心で住みよいまちづくりが進んでいます。
- 性別や国籍に関わらず、互いを尊重し、個性と能力を発揮できる機会が確保されています。
- 被爆や戦争体験などの話や資料を絶やすことなく次世代へ受け継ぎ、誰もが平和を大切に思う意識が育まれています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### ■ 地域コミュニティ・町内会・自治会

- 地域では、目的に応じて町内会・自治会、老人会、婦人会、PTA、地区社協、消防団等様々な主体が地域を良くするための活動を行っていますが、地域の連帯意識の低下が叫ばれている今日において、単体での対応が難しくなっており、今後活動の担い手がさらに不足することが予想されます。
- 町内会・自治会は、住民に最も身近な地域コミュニティの中心的な組織ですが、加入率は年々低下しており、このまま減少すると、行政情報の伝達や周知をはじめ、生涯学習や地域防災の推進、地域住民の見守りなど、様々な活動が損なわれ、安全安心で住みよいまちづくりを目指すうえで支障をきたす要因にもなり得ます。
- 今後は、様々な面から自治活動の必要性について理解を深めるとともに、地域の担い手を一人でも多く増やすため、町内会・自治会をはじめ、地域で活動する団体が連携した新たなコミュニティ組織の設立を進める必要があります。

#### ■ 男女共同参画

- 男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、国においても最重要課題として位置づけられており、豊かで活力ある社会を実現するためにも、様々な分野で女性の活躍が不可欠となっています。
- 働く女性、共働き世帯など、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、子育てや介護等、仕事と生活を両立できる働き方を望む人も増えており、仕事と、子育てや介護をはじめとする生活を両立するために、男性も女性も今までの働き方を見直し、バランスのとれた暮らし方、「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要となっています。

## ■ 人権・平和

- 不当な差別や虐待、いじめなど様々な人権問題は依然として存在しており、特に近年では、インターネットによる人権侵害等、社会の情報化に伴う新たな課題も生じています。
- 各地区公民館が開催する女性学級、高齢者学級における人権教育に関する講座のほか、島原市人権教育・啓発基本指針に基づき啓発等に取り組んでいます。
- 被爆県の自治体として、世界恒久平和の実現を目指し、人権教育・道徳教育の面からも取り組みを推進する必要があります。

## ■ 国際交流・多文化共生

- 今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球的規模に拡大されており、地方自治体でも地域経済の活性化や多文化共生、人材育成といったあらゆる課題において国際的な視野に立った戦略・事業運営が不可欠になりつつあります。
- 観光や労働のために本市を訪れる外国籍の方との交流を通じて、多様な文化を理解し、受け入れることができる多文化共生への取り組みが求められています。



### 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

#### 市の取り組み（主要施策）

#### ■ 6-1-1 地域コミュニティ・町内会・自治会活動の促進

##### ①新たな地域コミュニティ組織の設立

- 町内会・自治会、老人会、婦人会、PTA、消防団等、幅広い世代を通じて連携し、新たな地域コミュニティ組織の設立に向けて、立ち上げ協議の場のコーディネート、先進事例の紹介、情報提供を行います。
- 市民協働を推進するための体制の確立や仕組みづくりを進めるため、まちづくり計画策定に向けたワークショップを開催し、計画策定を支援するとともに、人・場所・財政の視点から計画に基づく活動を支援します。

##### ②町内会・自治会への加入促進

- 5月を町内会・自治会加入促進強化月間として位置づけ、町内会・自治会連合会と共同で加入促進活動を行います。
- 市広報紙をはじめ、FMしまばらやケーブルテレビでの加入促進放送の実施やそのほか各種啓発を行います。

## 6-1-2 男女共同参画の推進

### ①男女共同参画意識の啓発

- イベント、研修会等において、家庭、学校、地域における男女平等の視点に立った啓発を行います。
- 女性の各種審議会等への積極的な参画を進めるなど、様々な分野における女性の参画を推進します。
- 子育てや介護支援の充実を図るなど、職場や家庭等において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。

### ②男女の人権尊重

- ドメスティック・バイオレンスやハラスメント等の防止策を推進し、男女の人権を守り、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。

## 6-1-3 人権・平和活動の推進

### ①人権学習への市民参加の推進

- 人権問題をより身近なものとして接しやすくなるよう、公民館講座の内容を市民の生活に密着した内容に見直すなど、人権教育、人権啓発を推進します。
- 広報紙、パンフレット等による人権意識の啓発のほか、ホームページ等を活用した啓発を行います。

### ②人権教育推進体制の確立

- 島原市人権教育・啓発基本指針に基づき、課題の解決に向けた実践的な態度が培われるような人権教育推進体制を整えます。

### ③平和教育の推進

- 島原市非核平和都市宣言の趣旨を広く市民に啓発するために、各種平和事業の施策を継続的に展開していくとともに、幅広い世代に対して学習機会を設け、平和の大切さを次世代へ受け継ぎます。
- 戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。

## 6-1-4 国際交流・多文化共生

### ①訪日外国人観光客の受入体制の整備

- 島原市を訪れる外国人の受入体制を強化するため、外国語表記の案内板・誘導板等を配置し、観光客が安心して観光が楽しめるおもてなし体制の整備に努めます。

### ②在住外国人への環境整備

- 外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわかりやすい案内表示等を整備するなど、生活情報や制度の周知を図り、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めます。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

「自分たちで決めて、自分たちで担う」自治を目指しましょう。



人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。



男女の雇用機会均等やハラスメントの防止などに対処し、男女共同参画や人権尊重を意識した行動に努めましょう。



戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを次世代に引き継いでいきましょう。



他国の人々との交流を通じて様々な文化を学び、尊重する意識を持ちましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
各地区公民館での人権教育の講座数	回	12	14
新たな地域コミュニティ組織数	箇所	0	3



## 施策6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）

### 施策の目指す姿

- 社会環境の変化に対応し、簡素で効率的な行政運営を行われています。
- きめ細やかな質の高いサービス提供により、市民に身近な組織となっています。
- 複雑・多様化していく市民ニーズに的確に対応し、市民にとって身近な行政運営となっています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 行政運営

- 本市では若年層の人口流出、少子化などの影響により人口減少が続いている中、人口減少に歯止めをかけ、持続していくためには周辺地域との協調を基本としながらも基礎自治体として個性ある独自の施策を展開していくことが求められます。
- 簡素で効率的な行政システムを確立し、限られた行政資源のなかで行政サービスの質の向上を図るため、島原市行政改革大綱を推進し、職員一人ひとりが自ら考え、自ら行動するなど改革意欲を持ち、市役所全体で改革の実現に取り組む必要があります。
- 本市の施策等について、外部からの客観的かつ公平な評価を踏まえながら、効果的な行政運営を進めていく必要があります。
- 公の施設の管理について、民間事業者やNPO団体等の活力やノウハウを活用することで、経費の削減や利用者のニーズに対応したきめ細かな質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入しています。
- 創造的な新しい施策を考え、実行できる職員の育成や、質の向上が引き続き求められます。

#### 財政運営

- 本市の財政規模は、平成30年度（2018）決算において歳入が約233億円、歳出が230億円となっており、歳入構造では、地方交付税への依存度が高く、歳出構造では、義務的経費の割合が高くなっています。
- 歳入面では、本市の主要な財源である普通交付税が人口減少や合併算定替特例措置の段階的な縮減などにより減少しています。
- 歳出面では、扶助費をはじめとした義務的経費や老朽化が進む公共施設の改修等にかかる経費の増加が見込まれるなど、財政状況は、今後、さらに厳しさを増していくことが予想されます。
- 厳しい財政状況のなか、持続可能な財政運営を行っていくためには、市税をはじめとする自主財

源の確保を図るとともに、限られた財源のなかで複雑多様化する市民ニーズに応じていくため、歳入に見合った事業の選択と集中による効率的・効果的な財政運営に取り組む必要があります。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 6-2-1 質の高い行政運営

##### ①行政改革の推進

- 多様化する市民ニーズに応じていくため、島原市行政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政システムを確立し、行政サービスの質の向上をはじめとする行政改革に取り組めます。

##### ②効果的な行政運営

- 行政評価委員会の意見を踏まえながら、PDCAサイクルに基づく事業推進に努めます。
- 指定管理者制度未導入の施設について、設置目的及び採算性等を踏まえ、指定管理者制度導入について検討を行います。既に導入済みの施設については、指定管理者と所管課で連携しながら、管理運営の効果について検証し、サービス水準の維持・向上等、公共施設の適正な運営に努めます。
- 職員提案制度について随時検討しながら充実させ、効果的な制度運用を図ります。

#### 6-2-2 効率的な財政運営

##### ①財政運営の効率化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指標である「健全化判断比率」や「資金不足比率」などに留意しながら、中・長期的な視点を持ち、計画的な財政健全化に努めます。
- 統一的な基準による地方公会計制度に基づき、財務書類の作成を行い、市民にわかりやすい財務情報の公表に努めます。

##### ②公共施設等の適正なマネジメントの推進

- 安定した財政運営のもとに多様化する公共サービスを提供し、財政負担の軽減・平準化が実現可能なものとなるよう、保有する公共施設の適正なマネジメントを推進します。

##### ③自主財源の強化

- 新たな財源の創設の検討や税の収納率の向上、ふるさと納税の推進等の取り組みにより、一層の自主財源の強化に努めます。

協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）



市の財政状況や行政運営について  
関心を持ちましょう。



主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
経常収支比率	%	90.9	90.3
実質公債費比率	%	4.0	4.0

基本目標6

持続可能なまちづくりを支える市政運営



## 施策6-3 島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）

### 施策の目指す姿

- 本市と関わりのある地域・自治体と有機的に連携し、効率的な行財政運営、相互の発展につながる幅広い連携が行われています。
- 有明海を中心とした関係自治体並びに関係団体との交流、連携が、より広い視点で地域の発展を考える機会となっています。



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

#### 広域連携

- 高度経済成長期以降の交通網の整備や最近の情報通信手段の発達・普及によって、市民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など、広域的なまちづくりや施策へのニーズが高まっています。
- 少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化する行政課題について、サービスの維持、向上を図るためには、引き続き広域的な視点からの連携、調整が求められます。
- 島原半島3市においては、生活圈や生活課題等について共通することも多いことから、事業間での連携体制を図るだけでなく、市民同士の交流や関係団体の地域間交流を活発に行い、相互の理解を深めつつ、ともに地域の発展へ協力し合うことも重要となります。

#### 観光連携

- 島原半島における観光連携については、特に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や九州新幹線西九州ルートの開業を見据え、熊本方面との連携を促進し、交流人口の拡大を図るため、島原半島観光連盟を中心に連携強化に努めています。
- 熊本方面との連携については、熊本市内等をはじめ関係団体等と連携を強化し本市特有の財産である島原城や武家屋敷をはじめ歴史や湧水、温泉など豊かな自然の恵みを活用し集客に努めるとともに、九州新幹線西九州ルートの開業を見据えた公共交通の連携強化による広域的な周遊を図るなど、半島地域の振興及び本市の交流人口の拡大、地域活性化に努めます。



## 施策での取り組み（各主体が取り組んでいくこと）

### 市の取り組み（主要施策）

#### 6-3-1 広域連携の推進

##### ①広域行政による行政サービスの効率化

- 島原地域広域市町村圏組合で運営している介護保険、消防救急、不燃物ごみ処理等について、構成する自治体との連携を強化し、広域的な機能分担と相互補完を重点とした効率的な行政サービスの推進・充実に努めます。

##### ②地域間連携の推進

- 本市の新たな発展につながる活力となるよう、様々な機会を通じて、島原半島内をはじめ、多様な地域間連携を推進し、産業・教育・まちづくりなどを通じた多様な地域間連携を推進します。
- 遠隔地との地域間交流、連携は、災害時の相互応援など、有事の際のリスク分散にもつながることから、様々な分野で交流機会の拡大を図ります。

#### 6-3-2 広域観光ルートの設定、PR活動

- 関係自治体の観光資源はもとより、歴史や自然等の地域資源を活かした観光周遊ルートの設定を図るため、九州観光推進機構や長崎県観光連盟、島原半島観光連盟などとの広域連携に取り組みます。
- 他自治体のイベント等へ参加し、本市の観光資源である湧水や城下町などの魅力を発信するとともに、海上ルートのPR活動を行い交流人口の拡大を図ります。

### 協働による取り組み（市民や地域に期待する役割）

広域による取り組みのメリットを理解し、市域を越えて近隣自治体や関わりのある地域への協力や活動に参加しましょう。



広域での観光連携に向けて開催されるイベント等に積極的に参加しましょう。





## 主要指標

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
航路による観光入込客数	千人	1,092	1,121

## 前期基本計画指標

### 基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

#### ■ 施策1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまちづくり（都市基盤・景観）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
無電柱化延長	m	0	540
汚水処理人口普及率	%	45.6	54.5

#### ■ 施策1-2 地域や暮らしをつなぐまち（公共交通・情報通信・道路）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
都市計画道路整備率	%	83.1	85.8
市道改良率	%	52.9	53.2

#### ■ 施策1-3 豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
硝酸性窒素等の濃度の環境基準値超過率	%	47.1	50.0以下
上の原浄水場・安中配水池耐震化事業進捗率	%	22.0	100.0

### 基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり

#### ■ 施策2-1 快適に住まうまち（住環境・定住促進）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
社会増減	人/年	△224	100
移住者数	人/年	50	100

#### ■ 施策2-2 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
年間ごみ排出量	トン	19,474	18,334
ごみの再資源化率（資源ごみ/全ごみ）	%	19.7	25.8

### ■ 施策2-3 いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
自主防災組織の再編（全226町内会・自治会中）	町内会・自治会	54	180
避難行動要支援者個別計画の作成	地区	0	7

### ■ 施策2-4 地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
地域パトロール員数	人	9	16
刑法犯認知件数	件	138	96

## 基本目標3 賑わいと活力を興すまちづくり

### ■ 施策3-1 自然の恵みを供給するまち（農業）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
農地集積率	%	62.2	77.2
畜産の主要品目の産出額（肉用牛・乳用牛・豚・採卵鶏）	億円	70.8	74.3

### ■ 施策3-2 水産資源を守り育てるまち（水産業）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
漁獲量	トン	(H29) 795	1,000
新たな養殖技術の開発	件	2	4

### ■ 施策3-3 暮らしを支える商工業のまち（商工業）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
百貨店等常備品商品数（累計）	商品	90	115
島原市中小企業振興資金の融資実行件数（累計）	件	12	87

### ■ 施策3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち（観光業）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
観光入込客数	千人	1,382	1,412
宿泊客数（延べ宿泊）	千人	223	265

### ■ 施策3-5 新たな活力を育むまち（雇用・産業育成）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
高校新卒者の市内就職の割合	%	27	30
新規創業件数（累計）	件	35	60

## 基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

### ■ 施策4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち（健康づくり・保健活動）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
いきいき健康ポイント応募者数	人	1,050	1,100
特定健診受診率	%	46.8	60

### ■ 施策4-2 安心して医療を受けられるまち（医療）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
長崎県島原病院の小児科医師数	人	2	2
小児科の休日診療実施回数	回	52	52

### ■ 施策4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
島原市あんしん支え合い活動新規登録者数	人/年	81	150
島原市高齢者等見守りネットワーク連携協定事業所数	箇所	70	85

#### ■ 施策4-4 安心して子育てできるまち（子育て支援）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
病児・病後児保育事業の実施箇所数	箇所	3	6
合計特殊出生率	—	(H29) 1.93	2.1

#### ■ 施策4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
老人クラブ新規会員数	人/年	255	250
緊急通報システム新規設置者数	人/年	26	30

#### ■ 施策4-6 自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
地域生活支援拠点	箇所	0	1
児童発達支援センター	箇所	0	1

### 基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

#### ■ 施策5-1 いきいきと学び育つまち（学校教育）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
ICT支援員数	人	1	3
全国学力・学習状況調査	点	全国比+2	全国比+2

#### ■ 施策5-2 心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育・家庭教育）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
ながさきファミリープログラムの活用	回	10	20
放課後子ども学習室の延べ参加者数	千人	30	34

### ■ 施策5-3 スポーツでつながりをつくるまちづくり（社会体育）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
総合型地域スポーツクラブ設置数	団体	1	3
キャンプ・大会等参加人数	千人	36	41

### ■ 施策5-4 ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
指定文化財の数（国・県・市指定の合計）	件	94	97
国登録文化財の数	件	37	40

## 基本目標6

## 持続可能なまちづくりを支える市政運営

### ■ 施策6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち（市民協働・人権）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
各地区公民館での人権教育の講座数	回	12	14
新たな地域コミュニティ組織数	箇所	0	3

### ■ 施策6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
経常収支比率	%	90.9	90.3
実質公債費比率	%	4.0	4.0

### ■ 施策6-3 島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）

指標名	単位	現況値 令和元年	目標値 令和6年
航路による観光入込客数	千人	1,092	1,121

# SDGsに対応した施策体系

将来像	基本目標	主要施策	1 	2 	3 
			1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉
未来へつなぐ島原らしさを暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち	<b>基本目標1</b> 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり	1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち（都市基盤・景観）			
		1-2 地域や暮らしをつなぐまち（公共交通・情報通信・道路）			
		1-3 豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）			
	<b>基本目標2</b> 安全安心で住みよいまちづくり	2-1 快適に住まうまち（住環境・定住促進）			
		2-2 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）			
		2-3 いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）			
		2-4 地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）			●
	<b>基本目標3</b> 賑わいと活力を興すまちづくり	3-1 自然の恵みを供給するまち（農業）		●	
		3-2 水産資源を守り育てるまち（水産業）		●	
		3-3 暮らしを支える商工業のまち（商工業）			
		3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち（観光業）			
		3-5 新たな活力を育むまち（雇用・産業育成）	●		
	<b>基本目標4</b> 健康で自立と生きがいを支えるまちづくり	4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち（健康づくり・保健活動）			●
		4-2 安心して医療を受けられるまち（医療）			●
		4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）	●		●
		4-4 安心して子育てできるまち（子育て支援）	●		●
		4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）			●
		4-6 自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）			●
	<b>基本目標5</b> 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり	5-1 いきいきと学び育つまち（学校教育）			
		5-2 心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育・家庭教育）			
		5-3 スポーツでつながりをつくるまち（社会体育）			
		5-4 ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）			
	<b>基本目標6</b> 持続可能なまちづくりを支える市政運営	6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち（市民協働・人権）			
		6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）			
		6-3 島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）			

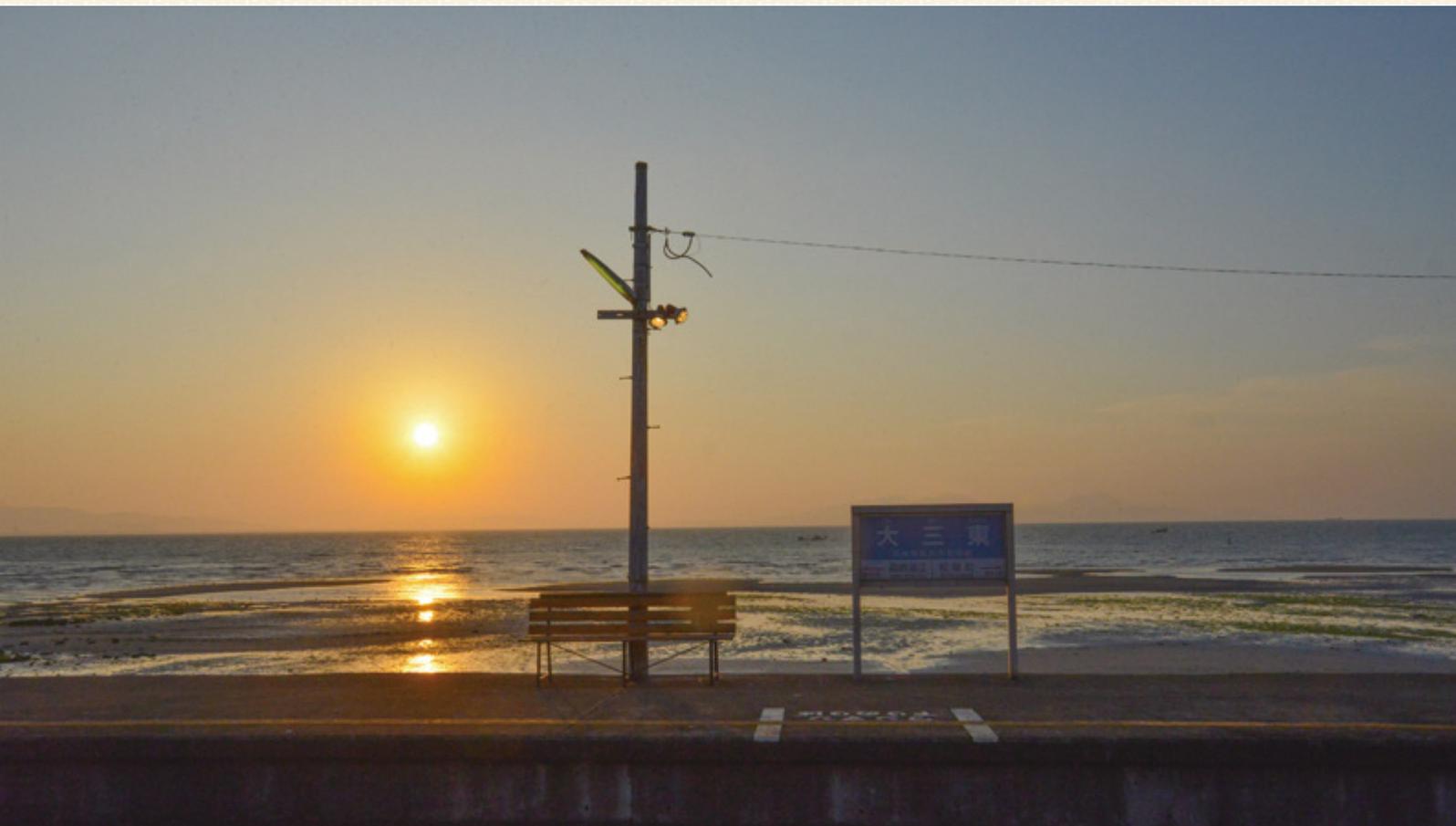




# ひと まち 暮らし



## 資料編





## 資料編

### 1 策定経過

#### H30.8.20 第1回島原市市勢振興計画審議会

- 委員委嘱、計画全般の説明、意見交換。

#### H30.9.8～9.25 市民アンケート実施

- ランダムに3,000通発送し1,167通の回答。(回収率38.9%)

#### H30.11.19 第2回島原市市勢振興計画審議会

- 市民アンケート結果及び現計画(第6次計画)の施策評価結果の報告、意見交換。

#### H31.1.10、1.11、1.15、1.16 まちづくり座談会

- 子育て世代、高校生、地区別代表者、移住者と意見交換。

#### H31.2.19 第3回島原市市勢振興計画審議会

- まちづくり座談会の結果報告、基本構想素案について審議。

#### R1.6.12 第4回島原市市勢振興計画審議会

- 職員アンケートの結果報告、前期基本計画及び今後の進め方等について審議。

#### R1.8.21～22 島原市市勢振興計画審議会「部会」

- 前期基本計画の基礎資料に対する4部会ヒアリング。

#### R1.11.19 第5回島原市市勢振興計画審議会

- 第7次島原市市勢振興計画(基本構想、前期基本計画)(案)の検討。

#### R2.1.10～24第7次島原市市勢振興計画(案)に対するパブリックコメント

#### R2.2.3 第6回島原市市勢振興計画審議会

- 全体調整、意見交換。

#### R2.2.4 島原市市勢振興計画審議会から市長へ計画案の答申



## 2 島原市市勢振興計画審議会

### (1) 島原市市勢振興計画審議会条例

平成30年3月30日条例第1号

#### (設置)

第1条 本市における市勢の振興を図るための計画（以下「市勢振興計画」という。）策定に関し、必要な事項を調査審議するため、島原市市勢振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の市勢振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の関係団体等の代表者又は役員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前条に規定する者のうちから委員を選任することができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 会長は、審議会に専門的事項を分掌させるための部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は委員の互選による。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

#### (関係者の意見聴取)

第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

#### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

**(委任)**

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

**附 則****(施行期日)**

1 この条例は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行後最初に招集する審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (2) 答申

令和2年2月4日

島原市長 古川 隆三郎 様

島原市市勢振興計画審議会  
会長 山口 純哉

### 第7次島原市市勢振興計画（案）について（答申）

平成30年8月20日の第1回島原市市勢振興計画審議会において諮問がありました。第7次島原市市勢振興計画（案）につきまして、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり計画案をまとめましたので答申いたします。

人口減少が進むことによる人口構造の変化によって、これまでのように公共の主体を行政だけで担うことが困難になっていく中、島原市が持続可能な地域社会であり続けるためには、市民と行政がこれまで以上に協働していくことが大切です。また、時代の変化が激しい中において、内容につきましては、適宜検証を図りながら進めていくことも必要であります。

今後、市におかれましては、本計画案に掲げる内容の実現に向け、市民と行政が協力しながら鋭意取り組みを進められることを要望いたします。

## (3) 島原市市勢振興計画審議会委員名簿

令和2年1月1日現在（五十音順）

	所 属 等	氏 名
1	島原市町内会・自治会連合会 会長	阿 部 洋次郎
2	(福) 島原市社会福祉協議会 会長	小 川 学
3	有明町商工会 会長	片 山 輝 雄
4	島原市老人クラブ連合会 会長	加 藤 勝 彦
5	長崎県島原振興局管理部 地域づくり推進課長	川 上 年 仁
6	島原市婦人会連絡協議会 会長	川 本 まなみ
7	島原市商店街連盟 会長	隈 部 政 博
8	島原鉄道(株) 取締役総務部長	小 玉 康 雄
9	公募委員	坂 本 直 子
10	(一社) 島原市医師会 事務局長	嶋 井 量 章
11	長崎県男女共同参画推進員	珠 林 成 子
12	(株) 島原観光ビューロー 代表取締役	中 村 慎 次
13	(一社) 島原青年会議所 直前理事長	永 代 秀 顕
14	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 総務課長	平 河 和 博
15	島原市消防団 団長	本 田 庄一郎
16	島原雲仙農業協同組合 代表理事専務	本 田 嘉 文
17	公募委員	前 田 尚 美
18	公募委員	松 本 段
19	島原商工会議所 会頭	満 井 敏 隆 (副会長)
20	島原市教育委員会 委員	森 みずき
21	長崎大学経済学部 准教授	山 口 純 哉 (会長)
22	公募委員	山 本 直 子
23	島原市子ども・子育て会議 副会長	吉 岡 今日子
24	島原漁業協同組合 代表理事組合長	吉 本 政 信

### 3 市民アンケート調査

#### (1) 実施概要

市勢振興計画策定に向けた市民アンケート調査（以下「本調査」とします。）は、新たな市勢振興計画策定にあたり、市民の皆様の意見、要望等を収集し、市の将来像やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料として活用させていただくことを目的として実施しました。

なお、本調査の対象及び配布、回収状況は、以下のとおりとなっています。

#### 《調査概要》

- 調査対象：市内にお住まいの満16歳以上の方
- 抽出方法：3,000名を住民基本台帳から等間隔無作為抽出
- 調査内容：市民意識・市政全般に関すること
  1. あなた自身のこと
  2. 市民の幸せ実感度・島原市での暮らしについて
  3. 島原市の取り組みについて
  4. 人口減少の抑制への取り組みについて
  5. 島原市のこれらからのまちづくりについて
- 調査期間：平成30年（2018年）9月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配布数	回収数	回収率
3,000票	1,167票	38.9%

## (2) 集計結果概要

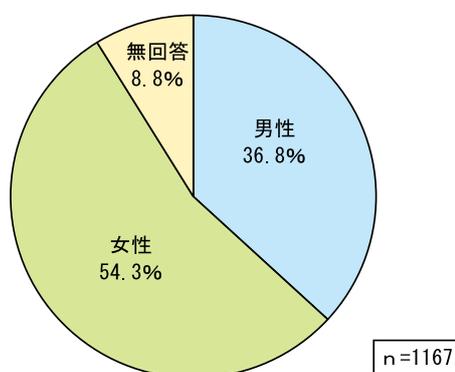
## あなた自身のことについて

## ■回答者の属性（性別・年齢・家族構成・居住年数）

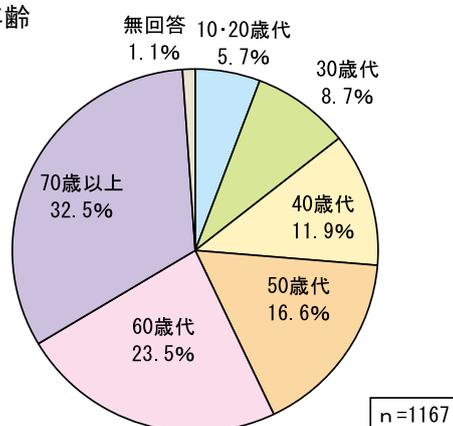
- ◎性別では女性、年齢では60歳以上の割合が高く、半数以上を占めています。
- ◎家族構成では親と子どもだけの世帯の割合が最も高く、夫婦のみの世帯を合わせた核家族世帯の割合が6割を占めています。
- ◎居住年数では30年以上が5割を占めています。

図表 回答者の属性（性別・年齢・居住地域・居住年数）

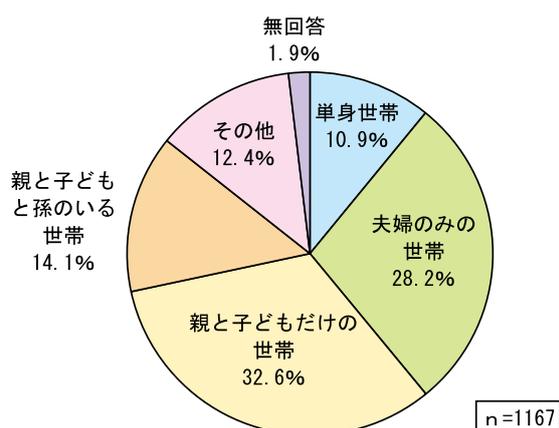
## ■性別



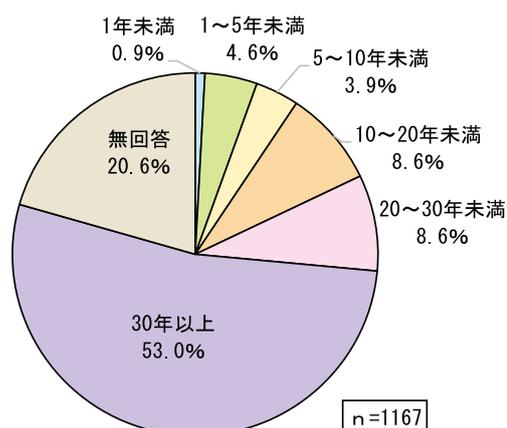
## ■年齢



## ■家族構成



## ■居住年数

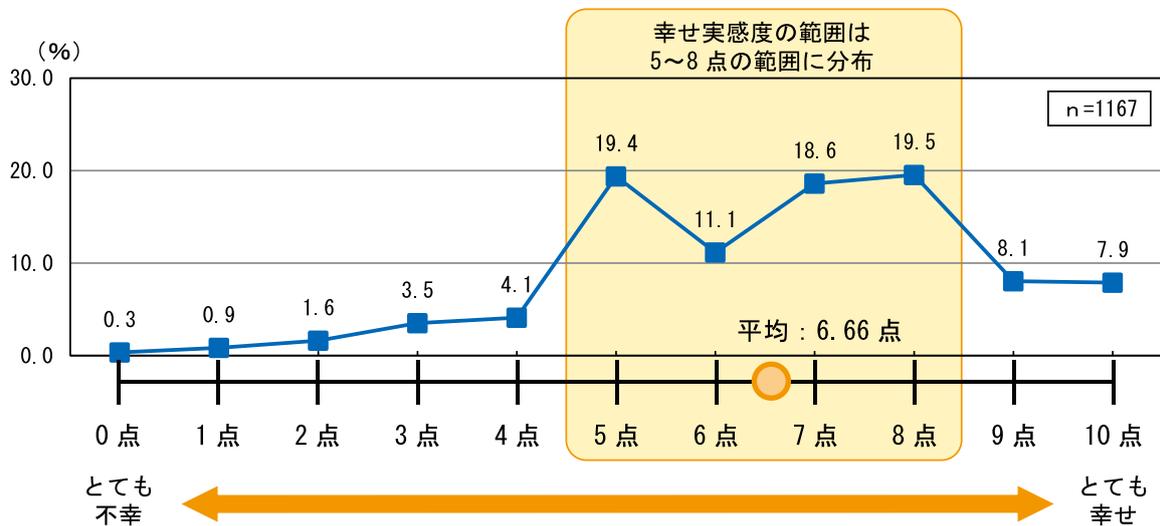


## 市民の幸せ実感度・島原市での暮らしについて

### ■幸せ実感度

- ◎市民の幸せ実感度は、平均で6.66点となっており、点数別では、「8点」（19.5%）、「5点」（19.4）、「7点」（18.6%）が上位に挙がっています。
- ◎点数は平均値に回答が集中しているのではなく、5～8点の範囲に分布しています。
- ◎幸せ実感度を判断する際に重視した点を点数別にみると、0点、1～3点と回答した方では、「家計の状況（所得や消費）」、「精神的なゆとり」を上位に挙げており、これらの項目が大きく影響するとみられます。

図表 幸せ実感度（10段階）

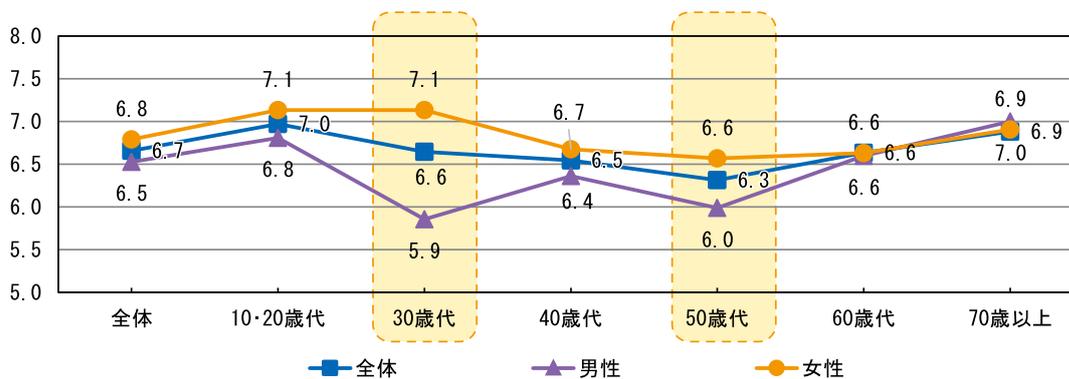


図表 幸せ実感度を判断する際に重視した点（幸福度：上位3項目）

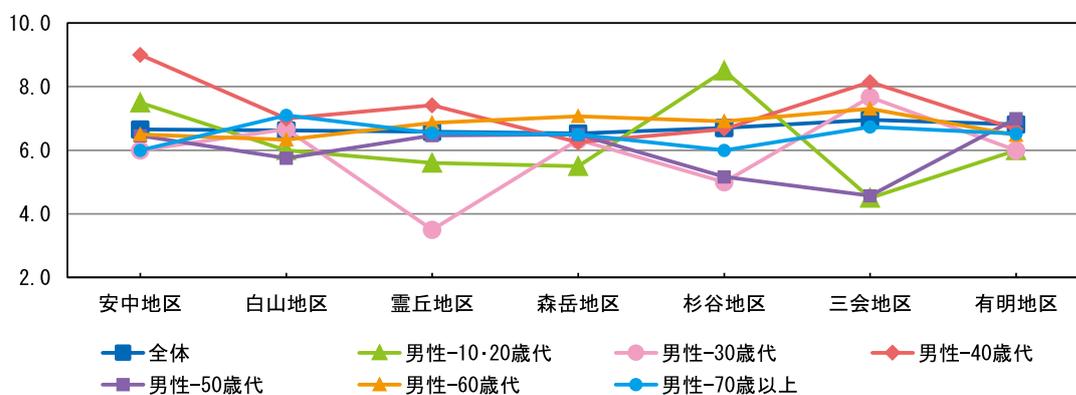
	第1位	第2位	第3位
0点 (n=4)	精神的なゆとり 100.0%	家計の状況（所得や消費） 75.0%	就業状況 75.0%
1～3点 (n=70)	家計の状況（所得や消費） 64.3%	精神的なゆとり 47.1%	健康状態 44.3%
4～6点 (n=404)	家計の状況（所得や消費） 56.9%	健康状態 46.0%	家族関係 31.7%
7～9点 (n=539)	家族関係 62.5%	健康状態 60.3%	家計の状況（所得や消費） 48.1%
10点 (n=92)	家族関係 73.9%	健康状態 56.5%	精神的なゆとり 50.0%

- ◎性別・年齢による幸せ実感を比較すると、概ね男性よりも女性の方が高くなっています。年齢別では、特に30歳代、50歳代で性別による差がみられます。
- ◎性別・年齢による幸せ実感を居住地域別に比較すると、男性では、霊丘地区の30歳代、三会地区の10・20歳代・50歳代が相対的に低く、安中地区の40歳代、杉谷地区の10・20歳代が相対的に高くなっています。女性では、霊丘地区の10・20歳代、森岳地区30歳代、40歳代が相対的に低く、有明地区の10・20歳代が相対的に高くなっています。

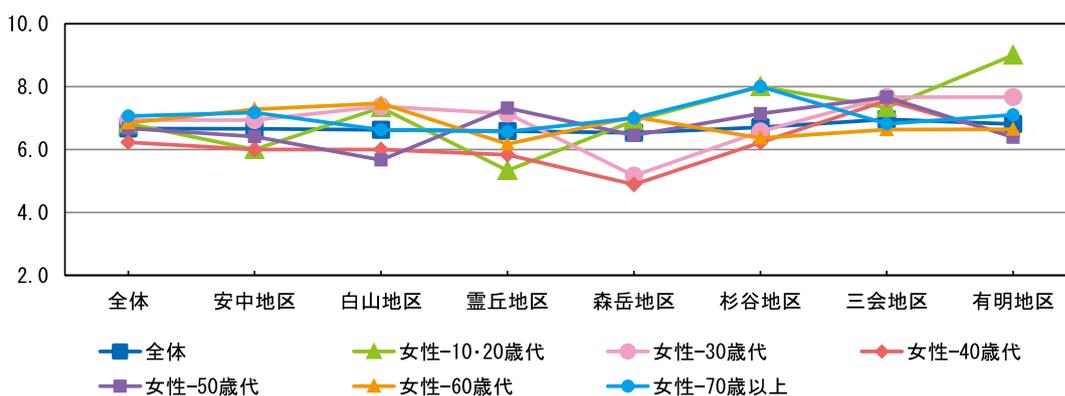
図表 性別・年齢による幸せ実感度（性別・年齢別：平均値）



図表 居住地域による幸せ実感度（男性：地域別）



図表 居住地域による幸せ実感度（女性：地域別）



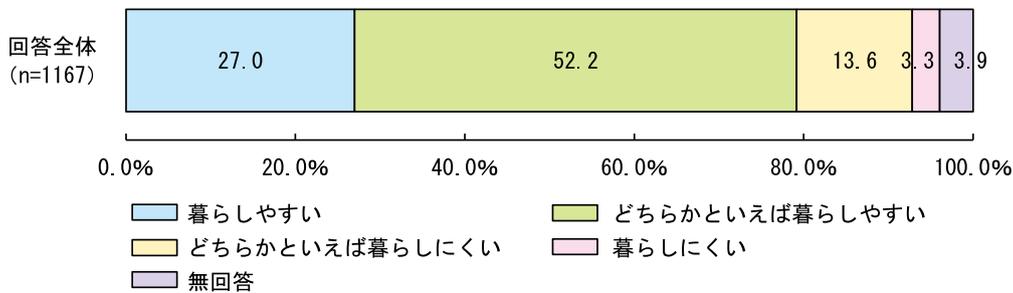
■暮らしやすさ・普段の暮らしで感じることや取り組んでいること

◎島原市の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた7割（67.4%）は“暮らしやすい”、「どちらかといえば暮らしにくい」、「暮らしにくい」を合わせた3割（27.5%）は“暮らしにくい”と回答しています。

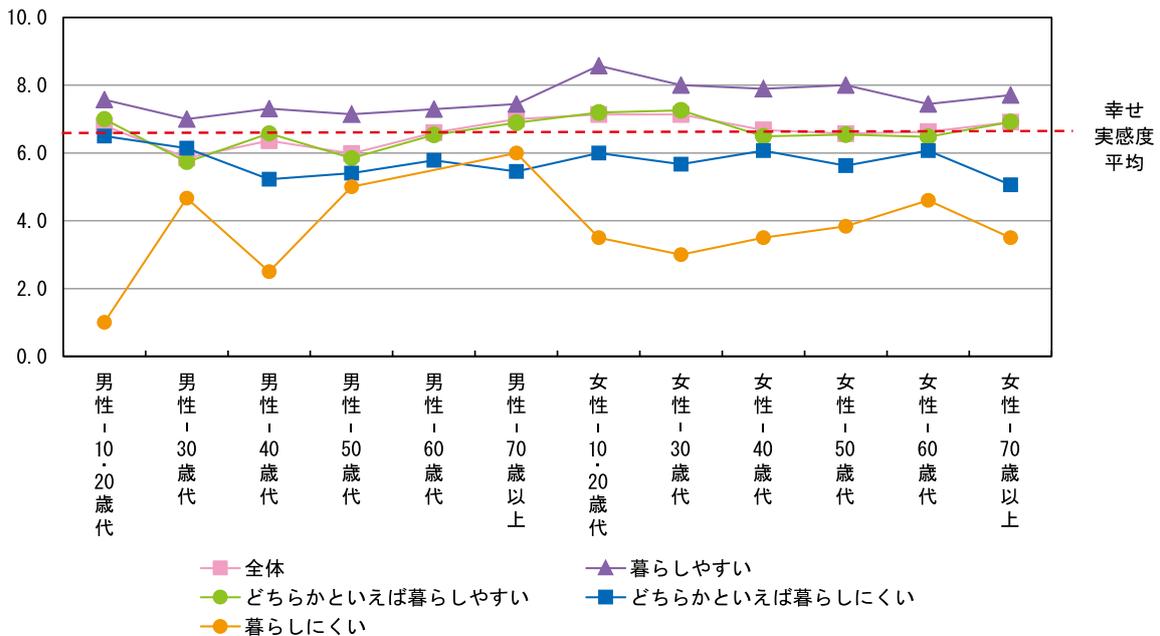
◎暮らしやすさごとの幸せ実感度を性別・年齢別に比較すると、暮らしやすいと回答した方の幸せ実感度が相対的に高くなっており、暮らしやすさと関わりのあることが考えられます。

◎暮らしにくいと回答した方の幸せ実感度では、男性では10・20歳代、40歳代、女性では各年齢層で低くなっており、暮らしやすさを高める取り組みが求められます。

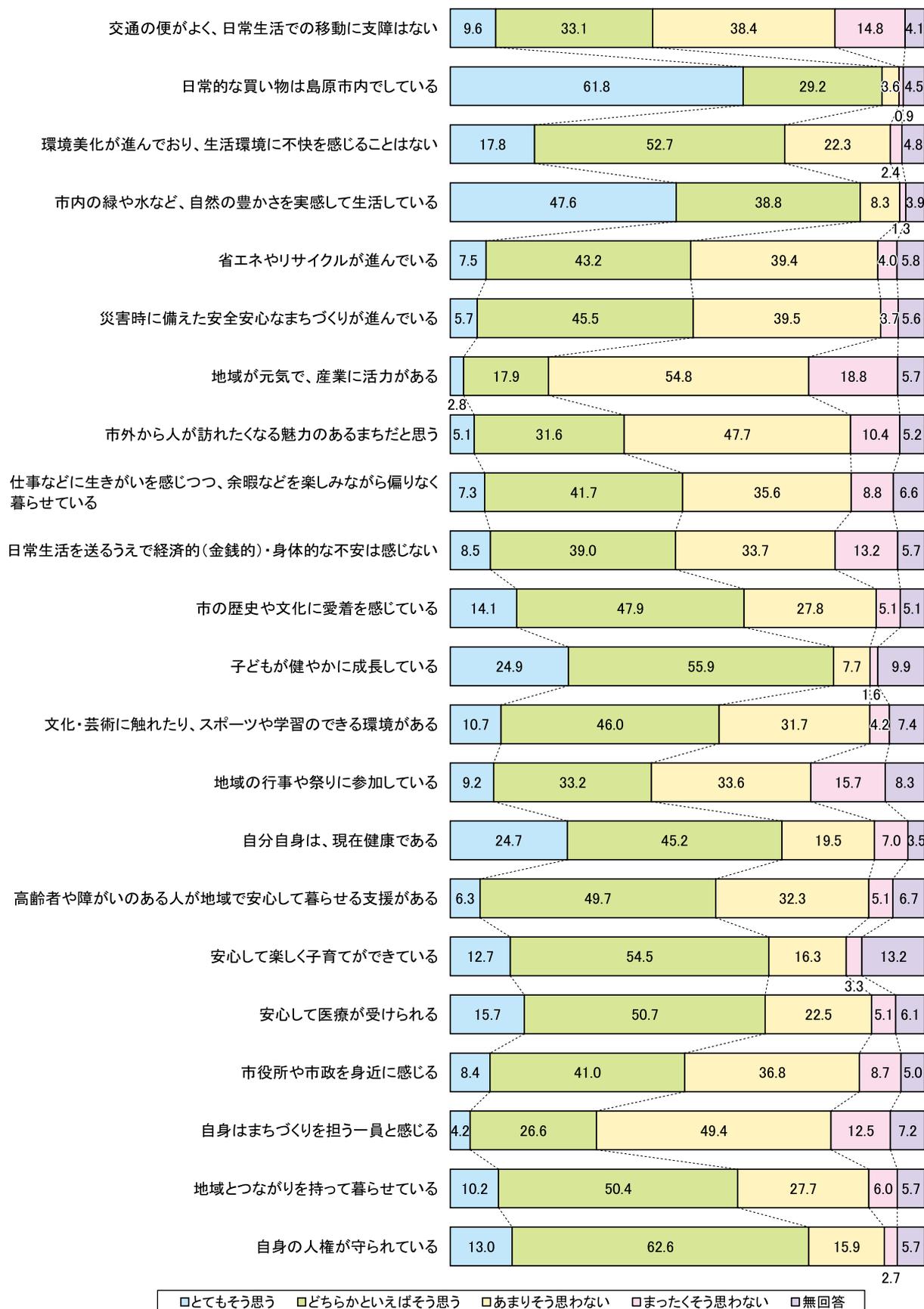
図表 島原市の暮らしやすさ



図表 暮らしやすさによる幸せ実感度（性別・年齢別）



図表 普段の暮らしで感じることや取り組んでいること



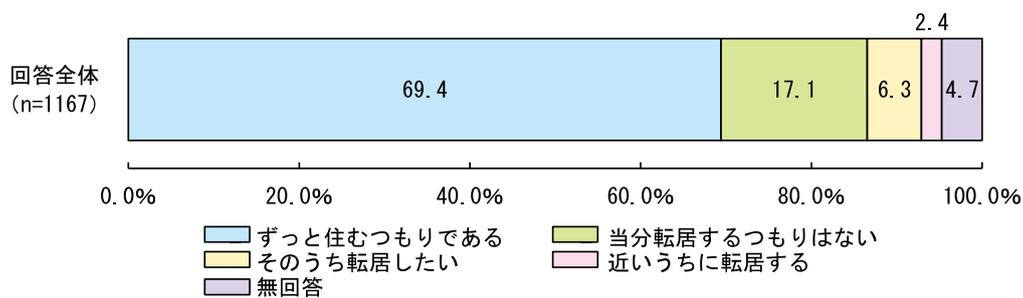
## ■定住意向と住み続けたい・転居したい理由

◎島原市の定住意向については、「ずっと住むつもりである」が69.4%と最も多くなっています。次いで「当分転居するつもりはない」が17.1%、「そのうち転居したい」が6.3%となっています。

◎住み続けたい理由では、「自然環境にめぐまれている」(51.2%)、「両親や親戚が市内に住んでいる」(31.5%)、「地域での人間関係がよい」(30.8%)を上位に挙げています。

◎転居したい理由では、「仕事・学校・家庭の事情」(41.2%)、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」(40.2%)、「買い物や生活に不便」(35.3%)を上位に挙げています。

図表 定住意向



図表 住み続けたい理由 (上位5位)

(n=1010)

順位	理由	構成比
第1位	自然環境にめぐまれている	51.2%
第2位	両親や親戚が市内に住んでいる	31.5%
第3位	地域での人間関係がよい	30.8%
第4位	治安がよい	29.3%
第5位	買い物や生活に便利	27.3%

図表 転居したい理由 (上位5位)

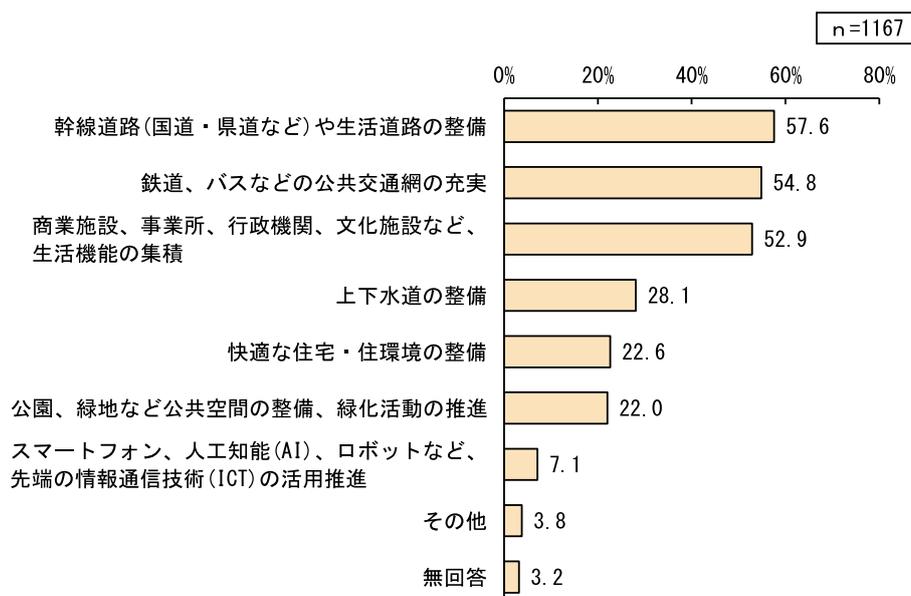
(n=102)

順位	理由	構成比
第1位	仕事・学校・家庭の事情	41.2%
第2位	交通の便が悪い、通勤・通学に不便	40.2%
第3位	買い物や生活に不便	35.3%
第4位	保健・福祉・医療が充実していない	13.7%
第5位	行政サービスがよくない	12.7%

## 島原市の取り組みについて

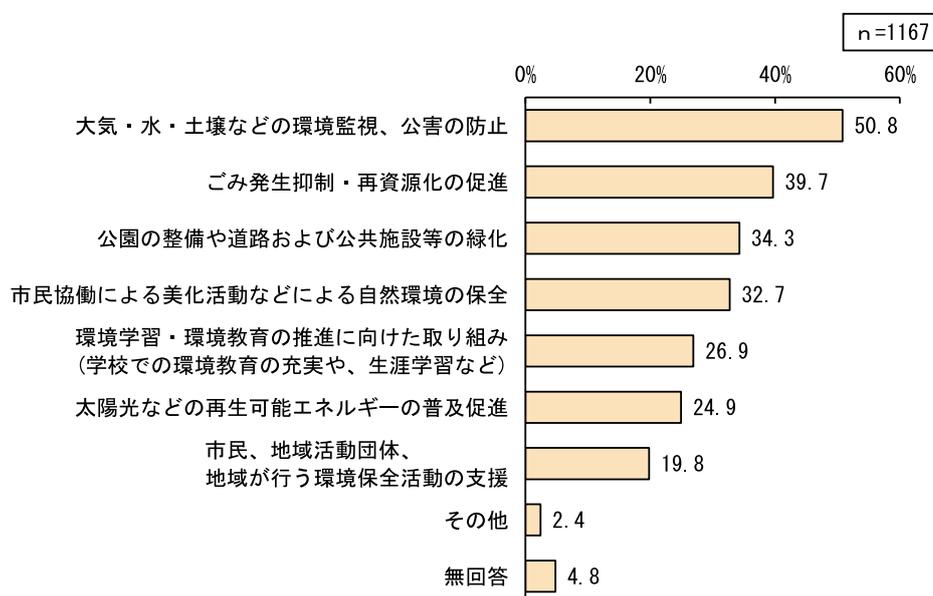
### ■今後の都市基盤、交通・生活環境整備で重要なこと

◎今後の都市基盤、交通・生活環境整備で重要なことでは、「幹線道路（国道・県道など）や生活道路の整備」（57.6%）、「鉄道、バスなどの公共交通網の充実」（54.8%）、「商業施設、事業所、行政機関、文化施設など、生活機能の集積」（52.9%）を上位に挙げています。



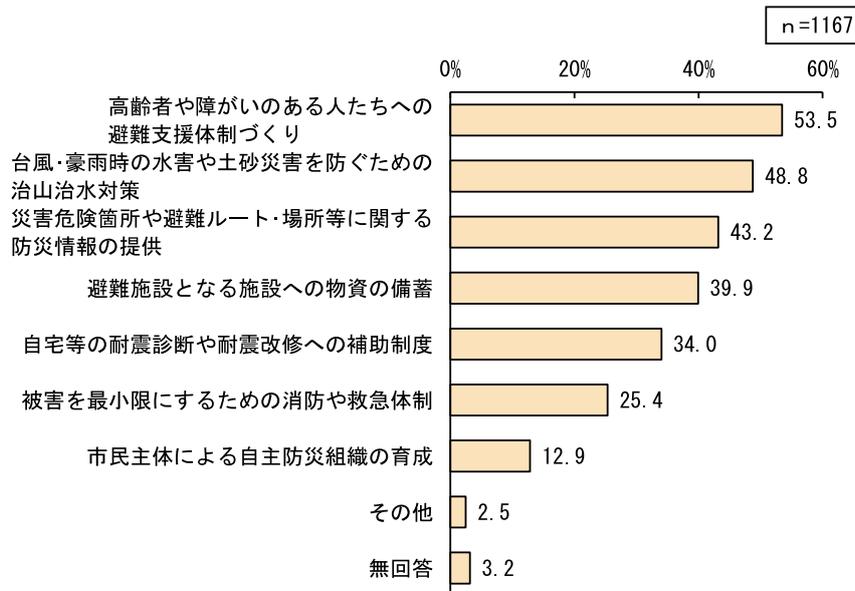
### ■今後の環境保全を進めるうえで重要なこと

◎今後の環境保全を進めるうえで重要なことでは、「大気・水・土壌などの環境監視、公害の防止」（50.8%）、「ごみ発生抑制・再資源化の促進」（39.7%）、「公園の整備や道路および公共施設等の緑化」（34.3%）が上位に挙がっています。



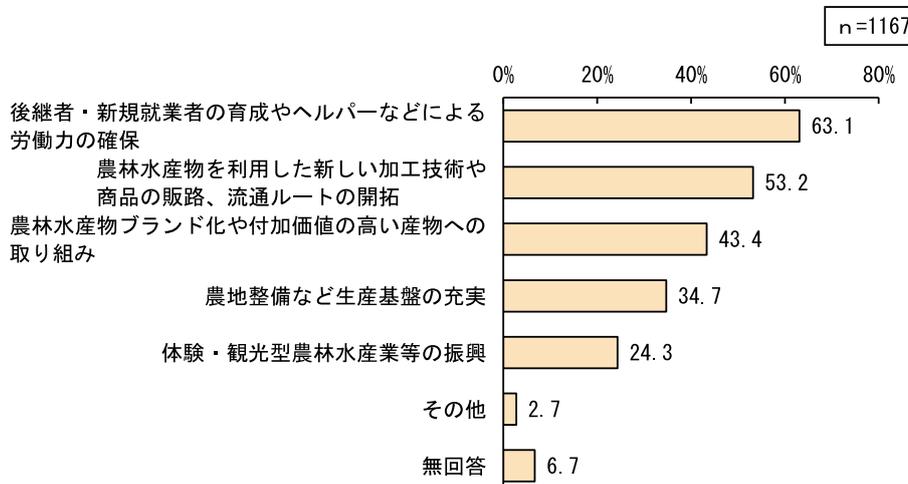
## ■今後の災害に関する取り組みを進めるうえで重要なこと

◎今後の災害に関する取り組みを進めるうえで重要なことでは、「高齢者や障がいのある人たちへの避難支援体制づくり」(53.5%)、「台風・豪雨時の水害や土砂災害を防ぐための治山治水対策」(48.8%)、「災害危険箇所や避難ルート・場所等に関する防災情報の提供」(43.2%)を上位に挙げています。



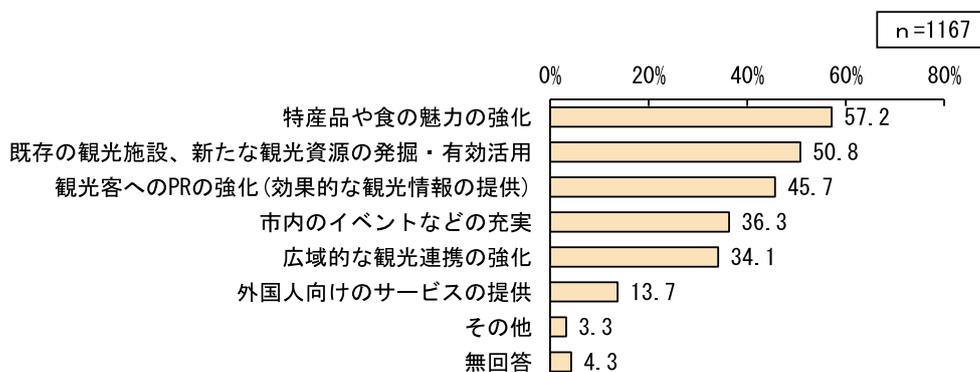
## ■今後の農林水産業の振興を図るために重要なこと

◎今後の農林水産業の振興を図るために重要なことでは、「後継者・新規就業者の育成やヘルパーなどによる労働力の確保」(63.1%)、「農林水産物を利用した新しい加工技術や商品の販路、流通ルートの開拓」(53.2%)、「農林水産物ブランド化や付加価値の高い産物への取り組み」(43.4%)が上位に挙がっています。



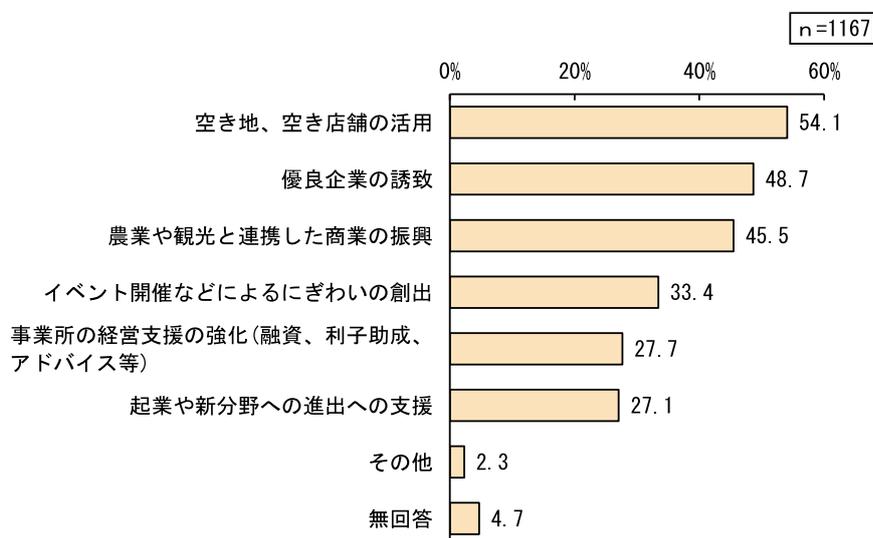
## ■今後の観光振興を図るために重要なこと

◎今後の観光振興を図るために重要なことでは、「特産品や食の魅力の強化」(57.2%)、「既存の観光施設、新たな観光資源の発掘・有効活用」(50.8%)、「観光客へのPRの強化(効果的な観光情報の提供)」(45.7%)が上位に挙がっています。



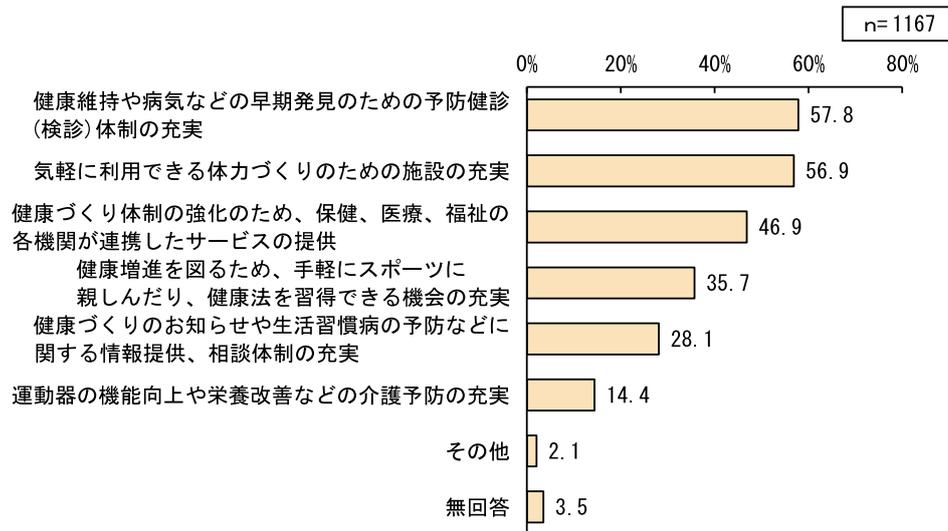
## ■今後の商工業振興を図るために重要なこと

◎今後の商工業振興を図るために重要なことでは、「空き地、空き店舗の活用」(54.1%)、「優良企業の誘致」(48.7%)、「農業や観光と連携した商業の振興」(45.5%)が上位に挙がっています。



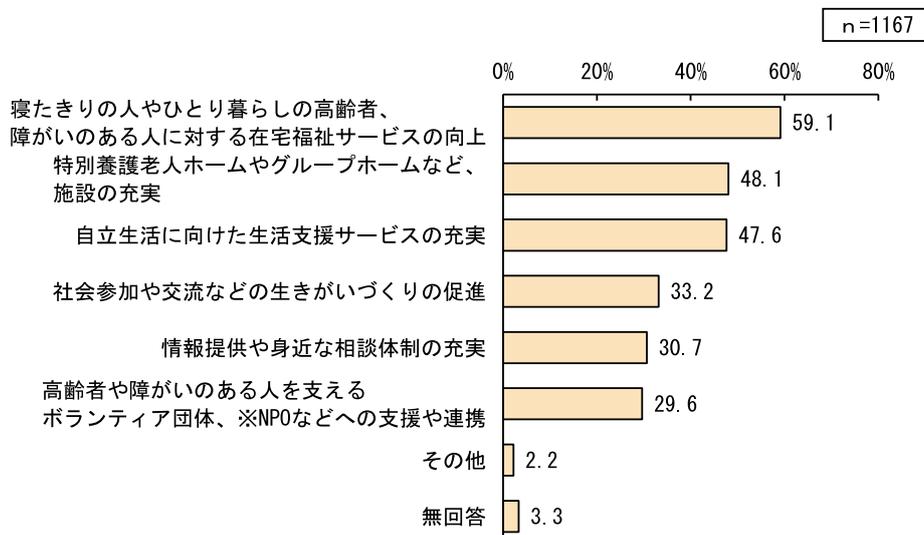
## ■今後の健康づくりや保健活動を進めるうえで重要なこと

◎今後の健康づくりや保健活動を進めるうえで重要なことでは、「健康維持や病気などの早期発見のための予防健診（検診）体制の充実」（57.8%）、「気軽に利用できる体力づくりのための施設の充実」（56.9%）、「健康づくり体制の強化のため、保健、医療、福祉の各機関が連携したサービスの提供」（46.9%）が上位に挙がっています。



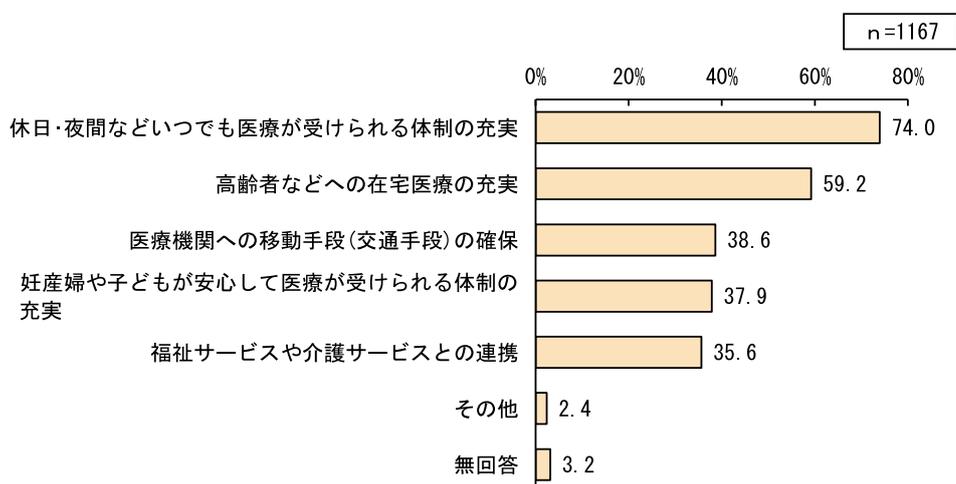
## ■今後の高齢者、要介護者、障がいのある人への支援で重要なこと

◎今後の高齢者、要介護者、障がいのある人への支援で重要なことでは、「寝たきりの人やひとり暮らしの高齢者、障がいのある人に対する在宅福祉サービスの向上」（59.1%）、「特別養護老人ホームやグループホームなど、施設の充実」（48.1%）、「自立生活に向けた生活支援サービスの充実」（47.6%）が上位に挙がっています。



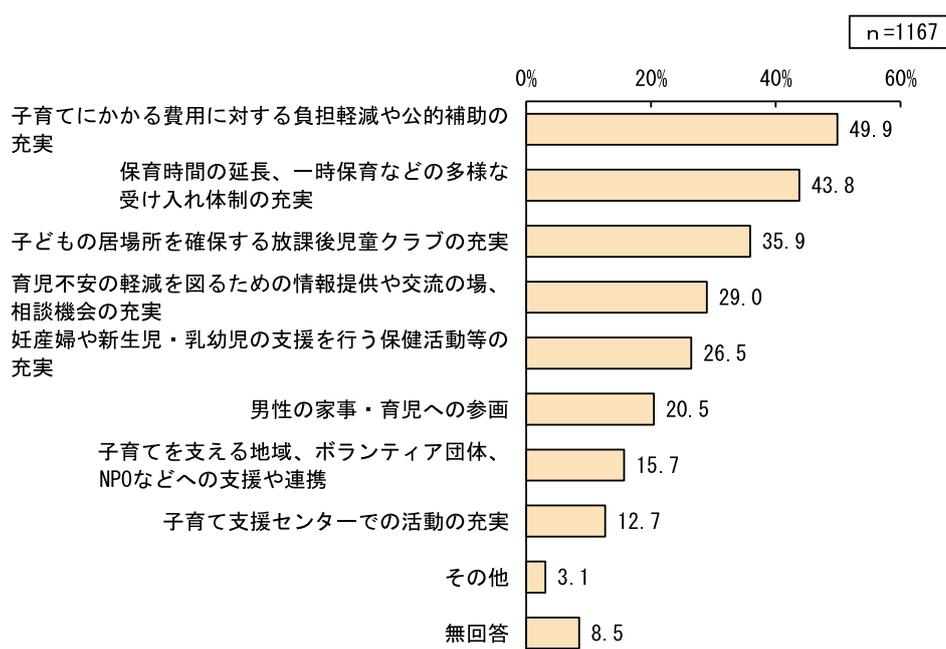
## ■今後の医療に関する取り組みで重要なこと

◎今後の医療に関する取り組みで重要なことでは、「休日・夜間などいつでも医療が受けられる体制の充実」(74.0%)、「高齢者などへの在宅医療の充実」(59.2%)、「医療機関への移動手段(交通手段)の確保」(38.6%)が上位に挙がっています。



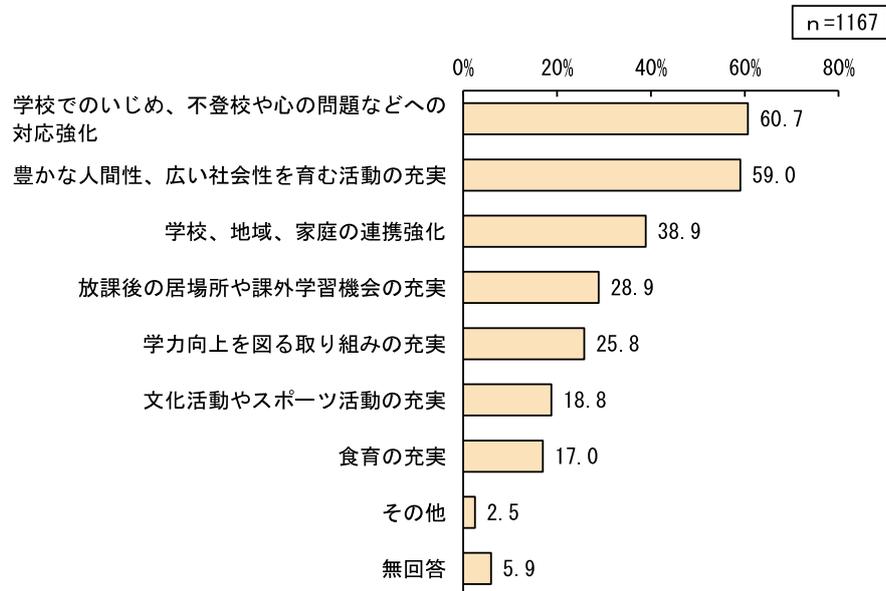
## ■今後の子育て支援に関する取り組みで重要なこと

◎今後の子育て支援に関する取り組みで重要なことでは、「子育てにかかる費用に対する負担軽減や公的補助の充実」(49.9%)、「保育時間の延長、一時保育などの多様な受け入れ体制の充実」(43.8%)、「子どもの居場所を確保する放課後児童クラブの充実」(35.9%)が上位に挙がっています。



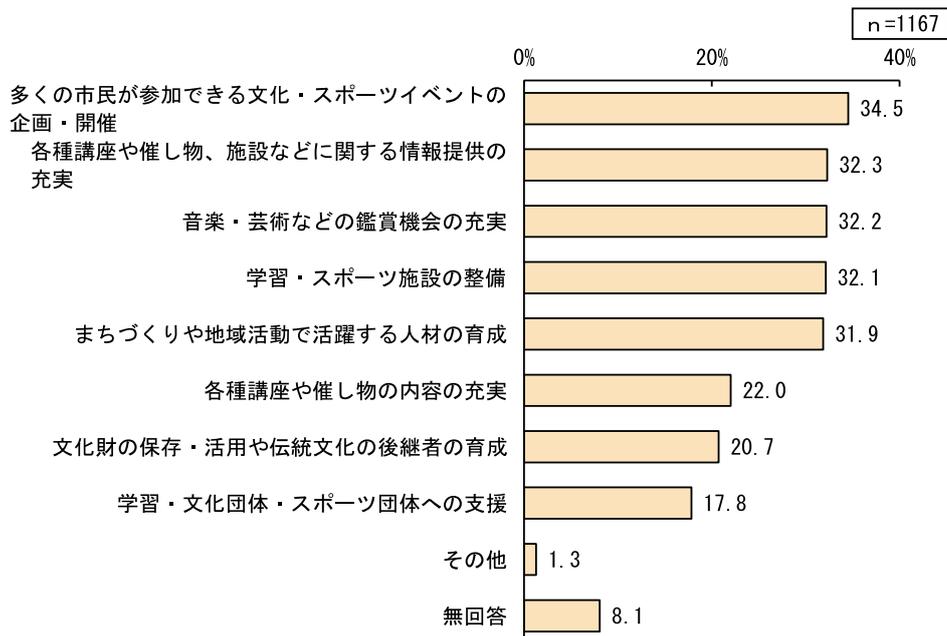
## ■今後の学校教育に関する取り組みで重要なこと

◎今後の学校教育に関する取り組みで重要なことでは、「学校でのいじめ、不登校や心の問題などへの対応強化」(60.7%)、「豊かな人間性、広い社会性を育む活動の充実」(59.0%)、「学校、地域、家庭の連携強化」(38.9%)が上位に挙がっています。



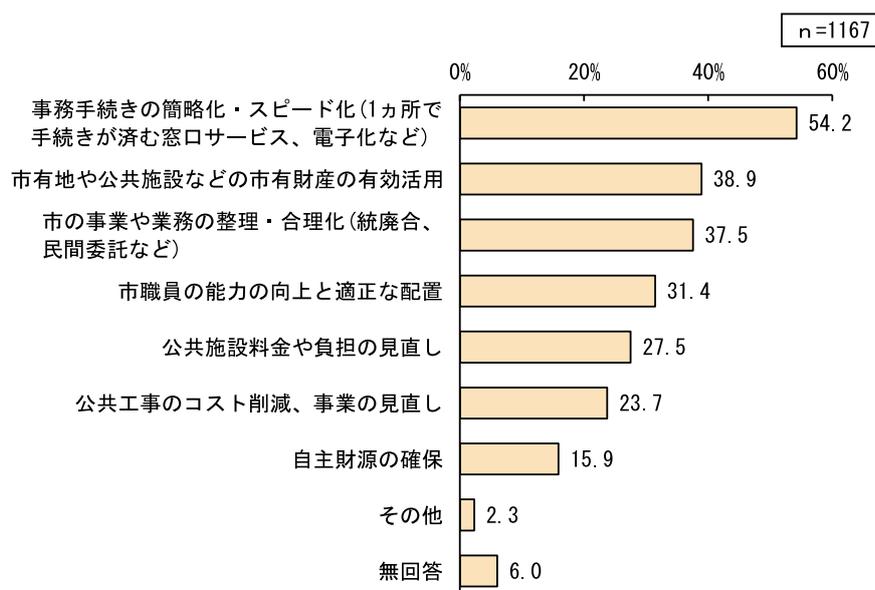
## ■今後の生涯学習・スポーツ、文化活動に関する取り組みで重要なこと

◎今後の生涯学習・スポーツ、文化活動に関する取り組みで重要なことでは、「多くの市民が参加できる文化・スポーツイベントの企画・開催」(34.5%)、「各種講座や催し物、施設などに関する情報提供の充実」(32.3%)、「音楽・芸術などの鑑賞機会の充実」(32.2%)が上位に挙がっています。



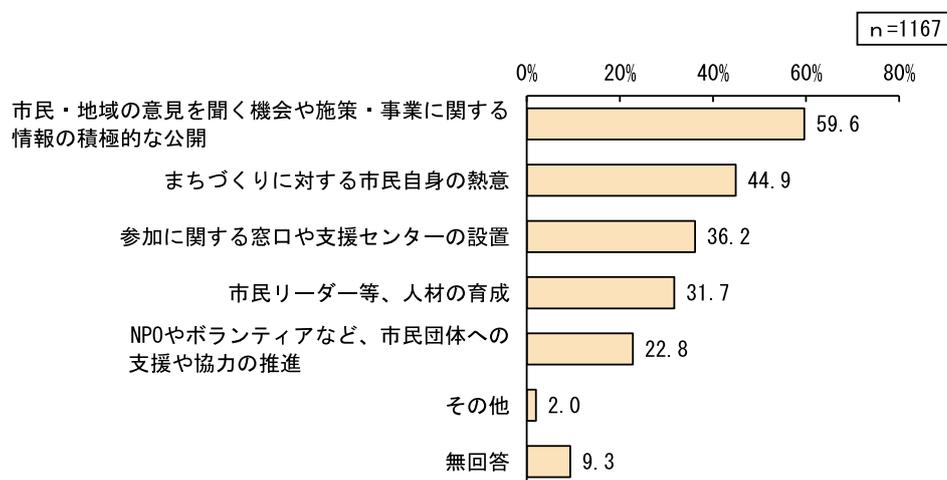
## ■今後、行財政改革を進めるうえで重要なこと

◎今後、行財政改革を進めるうえで重要なことでは、「事務手続きの簡略化・スピード化（1カ所で手続きが済む窓口サービス、電子化など）」（54.2%）、「市有地や公共施設などの市有財産の有効活用」（38.9%）、「市の事業や業務の整理・合理化（統廃合、民間委託など）」（37.5%）が上位に挙がっています。



## ■協働によるまちづくりを進めるうえで、重視する取り組み

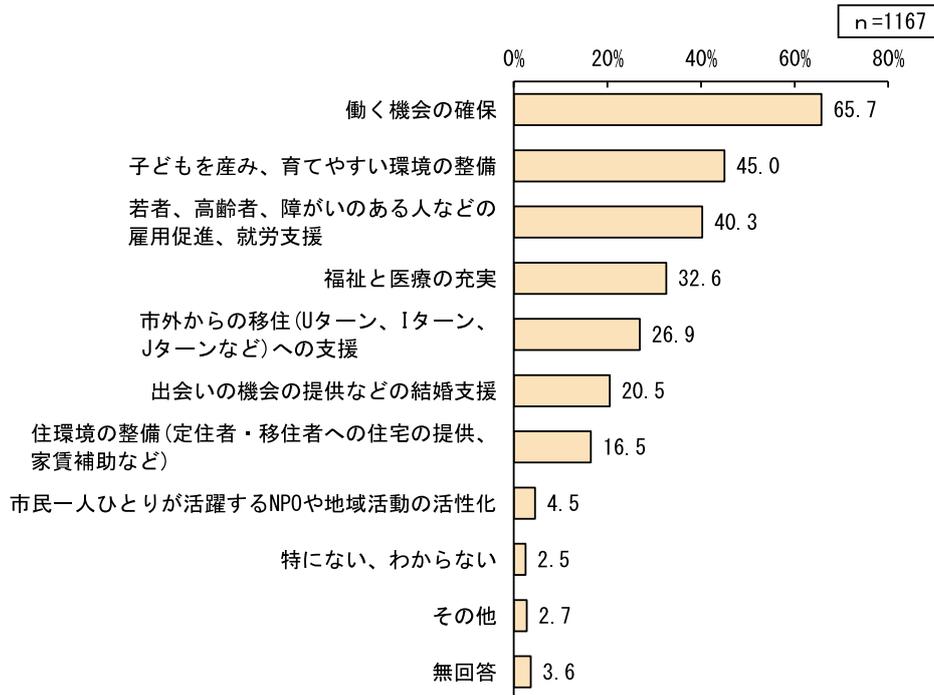
◎協働によるまちづくりを進めるうえで、重視する取り組みでは、「市民・地域の意見を聞く機会や施策・事業に関する情報の積極的な公開」（59.6%）、「まちづくりに対する市民自身の熱意」（44.9%）、「参加に関する窓口や支援センターの設置」（36.2%）が上位に挙がっています。



## 人口減少の抑制への取り組みについて

### ■人口減少社会における取り組みとして重要なこと

◎人口減少社会における取り組みとして重要なことは、「働く機会の確保」(65.7%)、「子どもを産み、育てやすい環境の整備」(45.0%)、「若者、高齢者、障がいのある人などの雇用促進、就労支援」(40.3%)が上位に挙がっています。



## 4 まちづくり座談会

### (1) 実施概要

#### ① 目的

第7次島原市市勢振興計画の策定にあたり、世代・分野ごとに市民の皆様と意見交換を行い、出された意見を市民アンケートの結果と併せて計画策定の参考とすために実施しました。

※世代・分野ごと…子育て世代、高校生、地区別代表者、移住者

#### ② 開催実績

##### 【職員ワークショップ】

まちづくり座談会を開催する前に、若手職員22名からなる職員ワークショップを開催し、座談会の進め方や市民の皆様聞いてみたいことなどを協議しました。

##### 【まちづくり座談会】

職員ワークショップで協議した内容に基づき、以下の日程でまちづくり座談会を開催しました。

##### (子育て世代)

平成31年1月10日(木) 19:00～20:30 杉谷公民館大ホール  
市内の保育園、認定こども園から保護者13名参加(2グループに分かれて進行)

##### (高校生)

平成31年1月11日(金) 16:30～18:00 森岳公民館大ホール  
市内の5つの高校から生徒18名参加(高校別に5グループに分かれて進行)

##### (地区代表者)

平成31年1月15日(火) 13:30～15:00 杉谷公民館大ホール  
市内7地区の町内会・自治会から15名参加(4グループに分かれて進行)

##### (移住者)

平成31年1月16日(水) 13:30～15:30 雲仙復興事務所2階会議室  
島原市の移住コンシェルジュや地域おこし協力隊等から12名参加

### (2) 座談会意見概要

全日程において、市民の皆様から活発に意見が出され、「島原市のことを考えるいい機会になった」との感想も聞かれました。

出された意見を内容別に以下の8つに分類し、各まちづくり座談会の意見詳細は以下のとおりです。

##### (意見内容分類)

- |           |           |       |         |
|-----------|-----------|-------|---------|
| ①歴史・文化・自然 | ②にぎわい・暮らし | ③若者定着 | ④情報発信   |
| ⑤公共交通     | ⑥地域のつながり  | ⑦物産   | ⑧子育て・医療 |

### (分類ごとの意見の傾向)

#### ①歴史・文化・自然

- ・山、海、湧水を魅力とする意見
- ・歴史や伝統を重要視する意見

#### ②にぎわい・暮らし

- ・商業施設や娯楽施設を望む意見
- ・過度な発展よりも島原らしさを大切とする意見

#### ③若者定着

- ・大学、専門学校を設置を望む意見
- ・良好な雇用機会や処遇を望む意見

#### ④情報発信

- ・島原の特色を活かしたPRが必要とする意見
- ・一律の情報発信だけではなくターゲットを絞ることを必要とする意見

#### ⑤公共交通

- ・公共交通の利便性向上を望む意見

#### ⑥地域のつながり

- ・地域に対する若者の関心の低さを心配する意見
- ・地域でのふれあいやつながりが暮らしには大切だとする意見

#### ⑦物産

- ・農水産物の安さやおいしさを実感している意見
- ・ブランド化を期待する意見

#### ⑧子育て・医療

- ・子育てしやすいと感じているが、小児科等の医療体制の充実を望む意見
- ・子どものための施設整備を望む意見



## 5 用語解説

### ●数字、A～Z

用語	解説
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。人工的につくられた、知能を持つ実態。記憶や学習、推測や判断等、人間の知的振る舞いの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現する技術。
ALT	Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人講師のこと。
ICTクラブ	地域で子ども、学生、社会人、障害者、高齢者等がモノづくり、デザイン、ロボット操作、ゲーム、音楽等を楽しく学び合う中で、プログラミング等の ICT に関して世代を超えて知識・経験を共有する仕組み。
IoT	Internet of Things(モノのインターネット)の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノがインターネットと接続されることによって、相互に情報を処理、変換、分析、連携する仕組み。これによって、これまでに無かった、より高い価値やサービスを生み出すことが可能になると言われています。
PFI	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、フェイスブック、ツイッター、LINEなど、人と人とのつながりを促進・支援するネットワークサービスのこと。
Society5.0 (ソサエティ 5.0)	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、IoT (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (AI)、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて技術革新を創出し、一人ひとりの特性や要望に適した誰に対しても優しい社会を目指すことを目的としています。
Uターン	Uターンとは、進学・就職などの理由で現在の居住地に移った後、生まれ育った出身地に戻って就職もしくは転職すること。一方でIターンとは、出身地以外の場所に就職もしくは転職することを意味します。

## ●あ行

用語	解説
アセットマネジメント	広義では資産管理のこと。ここでは公共施設（水道施設）について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行う考え方。具体的には施設が壊れてから修理するのではなく、定期的に維持管理して施設を長持ちさせる考え方。
医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為のこと。
エコクッキング	「環境に配慮した食生活」という意味でエコロジー（環境）とクッキング（料理方法）を合わせた造語。環境にやさしい料理方法のこと。
エコドライブ	環境負荷をできるだけ減らし、かつ省エネルギーに配慮した運転方法、自動車の使用のこと。

## ●か行

用語	解説
合併浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光などの「交流人口」でもない、地域や地域の人々との関わりが強い人々のこと。
希釈率	濃度を下げるために媒体の量を増加する割合のこと。ここでは、水質改善のため良質な水源水の流入量を増やすことを指します。
義務的経費	国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費、公債費の3つからなります。
行政評価	行政の活動を統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組みのこと。
グリーンツーリズム	都市生活者が農村・漁村などに滞在して余暇をのんびり過ごすこと。または、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのこと。
経常収支比率	人件費、公債費等の経常的な経費に市税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合。財政の弾力性を表し、低いほど弾力性があることを示します。
減災	災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようという防災の取り組み。
公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有し、または借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。
後発医薬品 (ジェネリック医薬品)	新薬の特許が切れた後、新薬の開発元とは異なる製薬会社によって製造・販売される、有効成分が同じ医薬品。同等の効果を持つ医薬品が安い価格で提供できるようになります。

用語	解説
交流人口	その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客などを指します。
子どもの貧困問題	貧困問題のうち、とくに子ども期のそれに着目した概念。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る取り組みのこと。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。
コンパクトシティ	市内の特定区域に都市機能や居住地などを集中させた形態、またはその計画・考え方のこと。市街地の機能不全や郊外の農地・緑地の減少などを食い止め、行政コストの削減・住民の利便性向上・人口減少地域の活性化などを実現する方策のこと。

## ●さ行

用語	解説
サイバー犯罪	コンピューターやそのネットワークを利用して行われる犯罪。不正アクセス、システム妨害、コンピューターウイルスの製造・配布、オンライン詐欺など多岐にわたります。
サテライトオフィス	市街地にある本社を中心に、その周辺の住宅地などに分散して設置されたオフィスのこと。
シェアリング・エコノミー	物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングをはじめ、ソーシャルメディアを活用して、個人間の貸し借りを仲介するさまざまなシェアリングサービスがあります。
ジオパーク	ユネスコが支援するプロジェクトで、保存できる重要な地質遺産をもち、地質現象のみならず考古学的・生態学的・歴史文化的な価値もあるサイトを含む地域を、社会・経済発展を促進させながら地球科学や環境問題の教育に役立てることを目的とする活動。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	仕事（ワーク）と仕事以外の生活（ライフ）を調和させ、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現でき、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。
実質公債比率	実質的な公債費（借入の元利償還金）が財政に及ぼす負担を示す指標。市税、普通交付税など毎年度経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合。
指定管理者制度	民間の活力を導入し自治体の経営改善を図る目的で、市町村が設置した公共施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

用語	解説
情報格差 (デジタル・デバイド)	インターネット等の情報通信技術（ICT）を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差のこと。
人生100年時代	健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。
スポーツツーリズム	スポーツを見に行くための旅行や周辺観光、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。
スマート自治体	人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なかたちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければならない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体を指します。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
生態系	ある地域に住むすべての生物とこれに相互に作用し合う非生物的環境をひとまとめにし、エネルギーの流れや物質循環に着目して1つの機能系とみなしたもの。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されます。

## ●た行

用語	解説
地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持及び自立生活への支援を行い、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、包括的な支援とサービスを提供する体制。
地籍調査	地籍とは土地に関する戸籍のことであり、地籍調査は、国土調査法に基づく調査の1つであり、主に市町村が主体となっており、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。
地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため取り組み。

用語	解説
重複頻回受診	重複受診者は、同一疾病で3以上の医療機関に受診が3月以上継続している者、頻回受診者とは、1か月における複数医療機関への通院日数の合計が3か月以上継続して15日以上を指します。
重複服薬者	同一月内に同じ効能の薬を複数の医療機関で処方されて服用する服薬者のことを指します。
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として指定された区域のこと。
都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市が主体的に策定するもので、今後、市で行う建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針など、様々な都市計画の指針となるもの。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力のこと。

## ● は行

用語	解説
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
ハラスメント	いろいろな場面での嫌がらせ、いじめを言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。
ブラッシュアップ	技術や能力など、何かにさらに磨きをかけること。一段とすぐれたものにする事。
ふるさと納税	応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度のこと。
平均寿命	0歳児が死因にかかわらず生まれてから死ぬまで平均して何年生きるのか期間を表した統計値。

## ● ま行

用語	解説
マイナンバー	国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。マイナンバーの利用により、税、年金、雇用保険などの行政手続きに必要な添付書類が削除され、これらの手続きでの利便性が高まることや、行政事務の効率化、公平な各種給付の確保が図られる。
モータリゼーション	自動車交通の発達、自動車が生活必需品として普及する現象のこと。

## ●ら行

用語	解説
ライフスタイル	生活の様式・暮らし方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。
ロケツーリズム	映画・ドラマのロケ地を訪ね、物語の世界にひたり、その地域のファンになること。観光地と呼ばれる場所をただ楽しむだけでなく、映画やドラマのストーリーを味わいながら様々なまちの様子を楽しみ、地域と触れ合う体験を軸にした旅行のこと。





島原市  
SHIMABARA CITY

